

2017年12月7日(木)

平成29年度自立相談支援事業従事者養成研修【後期】就労支援員養成研修
【講義と演習④】アウトリーチの実際と危機管理

「どんな境遇の子ども・若者も見捨てない！」

アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～



特定非営利活動法人

NPO学生・サポート・フェイス(S.S.F.)



代表理事 谷口 仁史



(佐賀県子ども・若者総合相談センター長)



(さが若者サポートステーション 前総括コーディネーター)

(佐賀県ひきこもり地域支援センター長)

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

**佐賀県及び佐賀市を中心とした協働実践：
NPOスチューデント・サポート・フェイスの取組概要**

**都道府県単位で全国初の設置となった
「子ども・若者育成支援推進法」に基づく協議会に見る
NPOスチューデント・サポート・フェイス(S.S.F.)の
佐賀県及び佐賀市における位置づけ**

～子ども・若者育成支援推進法及び生活困窮者自立支援法に係る取組において中核的役割を担うNPO法人～

「地域若者サポートステーション事業」によって構築されたネットワークが基盤となっている佐賀県の子ども・若者育成支援地域協議会

子ども・若者育成支援推進法について

H22.4.1施行

背景

- 有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化
- ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など子ども・若者の抱える問題の深刻化
- 従来個別分野における縦割りの対応では限界

趣旨・目的

- 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備（基本法的性格）
 - ・ 国の本部組織や大綱、地域における計画やワンストップ相談窓口等の枠組み整備
 - ・ 学校教育法、児童福祉法、雇用対策法等関係分野の法律と相まって子ども・若者育成支援施策を推進
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備

子ども・若者育成支援施策を推進するための枠組みづくり

〔国〕

〔地方公共団体〕

子ども・若者育成支援推進大綱

都道府県、市町村子ども・若者計画（努力義務）

策定

子ども・若者育成支援推進本部（本部長：総理）

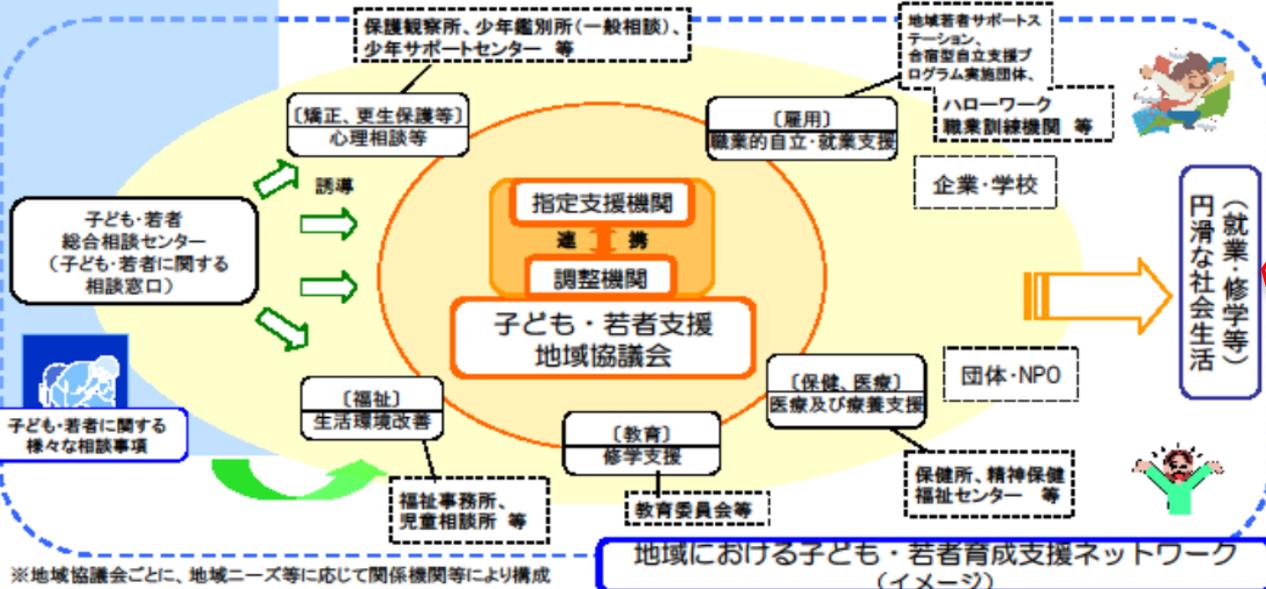
基本理念

国の基本的な施策等

- ・ 各関連分野における施策の総合的な実施
- ・ 国民の理解の増進等（国民運動の展開）
- ・ 社会環境の整備
- ・ 子ども・若者総合相談センターの体制確保
- ・ 年次報告の作成公表

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援するためのネットワークづくり

- ・ 関係機関等：各種支援の実施 状況把握、誘導、支援内容等の周知
 - 相談～訪問支援（アウトリーチ）、助言、指導 医療、療養 生活環境改善
 - 修学・就業 知識技能の習得 等の支援
- ・ 地域協議会（地方公共団体が単独又は共同で設置）：支援内容の協議、情報の交換～秘密漏洩の禁止
 - ①調整機関：協議会の事務の総括、構成機関等の間の連絡調整、支援状況の把握と連絡調整
 - ②指定支援機関：支援状況を把握しつつ、必要に応じ自ら支援
- ・ 国：調査研究、人材の養成、情報の提供及び助言等の支援



【補足的お知らせ】「子ども・若者育成支援推進点検・評価会議」にて子ども・若者簿シオンに基づく施策の実施状況について点検・評価等の報告書がまとめられ公表されています。（内閣府ホーム）共生社会政策トップ）子ども・若者育成支援もっと詳しく）青少年行政の総合的推進）子ども・若者育成支援推進点検・評価会議について）

アウトリーチ（訪問支援）の実施による支援への誘導

ネットワーク活用型の継続的かつ包括的支援

佐賀県はH22年4月都道府県単位で全国初となる取組を展開



子ども・若者育成支援推進法に基づく法定協議会において 県内唯一の指定支援機関を担うS.S.F.は各施策の連動性を高めるハブ機能を果たしている

《地域若者サポートステーション事業によって形成された支援ネットワークを発展的に継承している佐賀県子ども・若者支援地域協議会》

協議会の乱立を避け合理化を図るためH18年度に設置された「佐賀県若者自立支援ネットワーク」を拡充する形で発展的に継承！H22年4月、都道府県単位では全国初の設置！

H25年度から開設以来の全国トップクラスの実績が認められ県内2か所体制に移行！H29年度は行革の影響で武雄がサテライト化！

県の関連上部機関がほぼすべて参画する 佐賀県における包括的かつ分野横断的な自立支援体制



子ども・若者に関する様々な相談

(就業・修学等)
円滑な社会生活



個別分野の知見や施策を結集して困難を有する 子ども・若者を総合的に支援

佐賀市からはH25年度より生活困窮者自立支援制度における総合相談窓口「佐賀市生活自立支援センター」を受託した他、H28年度からは青少年センターにおける相談窓口「子ども・若者支援室」を受託！

H29年度からは「ひきこもり」に関して全年齢層を対象とし県全域をカバーする総合相談窓口「佐賀県ひきこもり地域支援センターさがすみらい(県障害福祉課)」を受託！



①調整機関(法第21条)

協議会運営の中核的存在
事務局機能
関係機関の役割分担や連携に関する調整

②子ども・若者総合相談センター(法第13条)

「たらい回し」を防ぐ一次の「受け皿」機能
ネットワークを活かした「つなぎ」機能
支援に関する専門的な情報の収集・提供等

③指定支援機関(法第22条)

アウトリーチ(訪問支援)及び関連支援
実践的・専門的な情報の提供及びリファ
法第15条第1項各号に規定する支援等

②、③に関してアウトリーチを中核事業とし自立に係る各種総合相談窓口を受託・運営するS.S.F.が兼ねることで現場で縦割りを突破
本来の意味での「ワンストップ型」に近い相談サービスを提供(県全域)

S.S.F.はアウトリーチ活動を中核事業として自立に至るまでの総合的な支援事業を展開 ～すべての子ども・若者に「安心」と「希望」を！ NPOスチューデント・サポート・フェイス(S.S.F.)の組織概要～

【設立年月日】

○平成15年7月5日設立、同年10月23日NPO法人化

【主な支援対象】

- 不登校、ひきこもり、非行、ニート、生活困窮者
- 社会生活や自立に困難を抱える当事者及びその家族、関係者

【活動概要】

- 家庭教師方式(関与継続型)のアウトリーチ(訪問支援)活動
- 社会的・職業的自立に至るまでに必要な各種相談支援事業

【組織体制】

- 教育学、心理学、社会学等大学教授を中心とする理事会
- 教育・医療・福祉・労働分野の20代30代の専門スタッフが中核
- 職員数 77名(常勤55名、非常勤22名) 登録スタッフ 247名

【財政規模】

※H29年6月末日現在

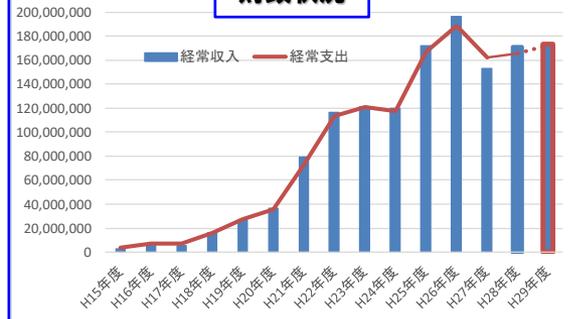
※H29年1月13日現在

<経常収益>171,047,173円 (H28年度決算) 186,609,488円 (H29年度予算)
<経常費用>165,495,618円 (H28年度決算) 186,549,420円 (H29年度予算)

武雄市、佐賀市の3カ所の支援拠点



財政状況



平成29年度役員

【代表理事】

谷口 仁史

(社会保障審議会元委員、就労準備支援事業従事者養成研修部会長他)

【副代表理事】

古賀 靖之

(西九州大学 こども学部心理カウンセリング学科教授、臨床心理士)

【理事】

新富 康央

(國学院大学人間開発学部長、教育社会学会)

田中 豊治

(佐賀大学文化教育学部名誉教授、西九州大学大学院教授、社会学博士)

池田 久剛

(西九州大学社会福祉科教授、臨床心理士)

大庭 弘毅

(たけお若者サポートステーション総括コーディネーター、元中学校長)

松尾 秀樹

(さ若者サポートステーション総合コーディネーター、臨床心理士)

【監事】

長戸 和光

(佐賀駅前法律事務所、弁護士)

松尾 彰吾

(森田物産株式会社執行役員、営業部長)

【事務局長】

兒玉 陽子

(佐賀市生活自立支援センター長、学校心理士)

【事務局次長】

里村 勇士

(佐賀市生活自立支援センター主任相談員、キャリア・コンサルタント)





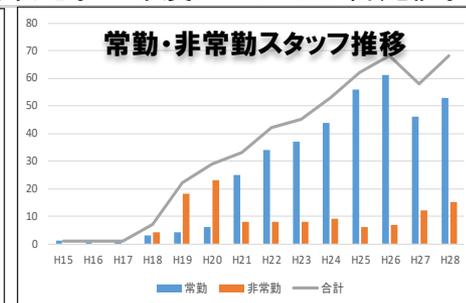
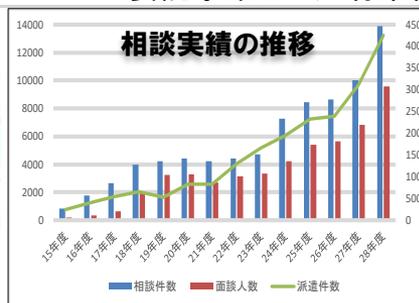
S.S.F.は子ども・若者育成支援推進法に基づく県内唯一の指定支援機関

～アウトリーチと重層的支援ネットワークを活用した多面的アプローチによって自立までの支援プロセスを「伴走」～

特定非営利活動法人 NPOスチューデント・サポート・フェイス(S.S.F.) NPO本体事業に関連する相談実績

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計
相談件数 (延べ件数)	820	1,744	2,659	3,991	4,223	4,427	4,237	4,436	4,718	7,267	8,427	8,633	10,010	13,913	79,505
面談人数 (月延べ件数)	185	322	629	2,059	3,260	3,266	2,715	3,119	3,328	4,244	5,411	5,659	6,844	9,590	50,631
派遣件数 (月延べ件数)	243	398	536	653	534	827	829	1,294	1,659	1,942	2,334	2,384	3,114	4,257	21,004

※委託事業との共有案件含む。28年度については暫定値。



(ア)上記のうち指定支援機関(法第22条)に係る訪問支援

	本人	保護者	その他	計
延べ数	3,080	484	2,790	6,354
実数	1,210	305	1,804	3,319

※(ア)(イ)の支援は、いずれも県委託費外

(イ)指定支援機関として実施する適応支援プログラム

	本人	保護者	その他	計
延べ数	1,869	9	0	1,878
実数	645	6	0	651

※利用者の相談支援に係る費用負担なし

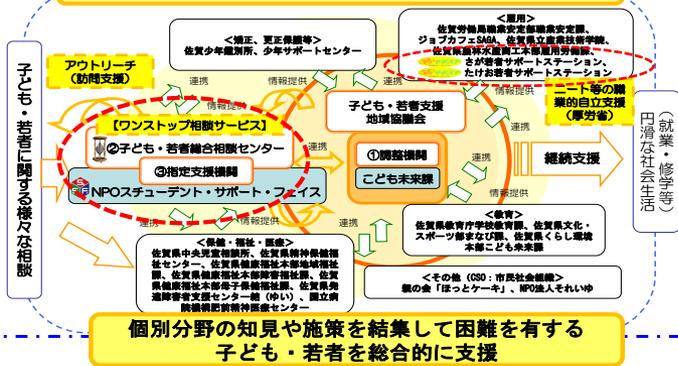
派遣先の9割以上から脱ひきこもり、学校復帰、進学、就職等状態改善の報告

アウトリーチ(訪問支援)を中核事業とした社会的自立に至るまでの総合的な相談支援事業の展開

都道府県単位で全国初の設置となった佐賀県子ども・若者総合相談センター ～極めて高い県民の相談ニーズはS.S.F.の家庭教師方式のアウトリーチで培った専門性によって引き出されている～

県子ども・若者総合相談センター関連の相談実績

地域の関係機関が連携して支援するためのネットワーク



個別分野の知見や施策を結集して困難を有する子ども・若者を総合的に支援

①調整機関(法第21条)

協議会運営の中核的存在
事務局機能
関係機関の役割分担や連携に関する調整

②子ども・若者総合相談センター(法第13条)

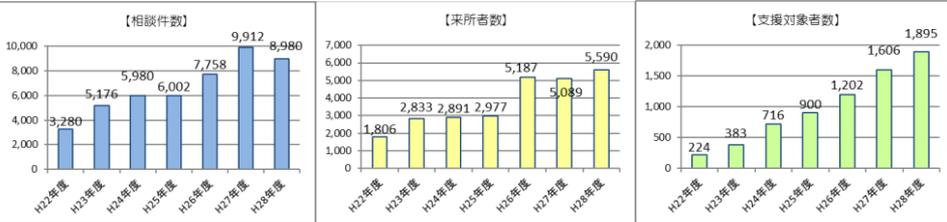
「たらい回し」を防ぐ一時的「受け皿」機能
ネットワークを活かした「つなぎ」機能
支援に関する専門的な情報の収集・提供等

③指定支援機関(法第22条)

アウトリーチ(訪問支援)及び関連支援
実践的・専門的な情報の提供及びリファー
法第15条第1項各号に規定する支援等

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
相談件数 (延べ件数)	3,280	5,176	5,980	6,002	7,758	9,912	8,980	47,088
来所者数 (延べ件数)	1,806	2,833	2,891	2,977	5,187	5,089	5,590	26,373
支援対象者 (継続支援対象者を含む実数)	224	383	716	900	1,202	1,606	1,895	

全国各地で設置されるセンターの中でもトップクラスの相談実績



アウトリーチがもたらす相談ニーズの高まり(開設当初との比較)
相談件数約173%増、来所者数約210%増、支援対象者数約8.46倍

ア) H28年度相談実績内訳(H28年4月～H29年3月末日)

(1) 相談件数8,980件の内訳(延べ数)

	本人	保護者	関係機関	その他	計
来所	2,426	832	147	65	3,470
電話・メール	1,255	1,086	2,254	915	5,510
合計	3,681	1,918	2,401	980	8,980

※関係者及び関係機関との連絡調整514件は相談件数には含まない

(2) 来所者5,590名の内訳(延べ数)

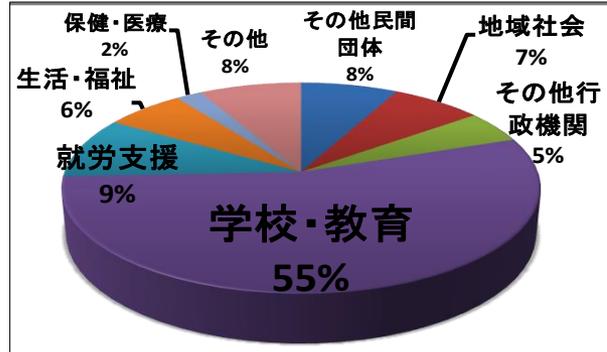
	本人	保護者	関係機関	その他	計
	2,766	951	1,433	440	5,590

※併設されるサポステ及び佐賀市生活自立支援センターの面談・セミナー等の利用者は含まない

(3) H28年度新規相談者の内訳(実数)

	0～9歳	10歳～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	不詳	計
H28年度新規	31	269	97	47	4	448

イ) 依頼・紹介元内訳



ウ) 指定支援機関(法第22条)へのつなぎ件数

4月	26
5月	15
6月	28
7月	22
8月	30
9月	86
10月	70
11月	44
12月	27
1月	51
2月	22
3月	27
合計	448

ウ) ケース会議 ※指定支援機関(法第22条)業務

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	合計
ケース会議	445	374	540	533	651	801	654	3,998

※関係者の負担軽減等の観点から電話やICTによるケース検討を主に実施

法定協議会構成機関との連携協力体制が年々発展!



佐賀県のサポステはアウトリーチを基軸に全国上位の相談実績を収めている

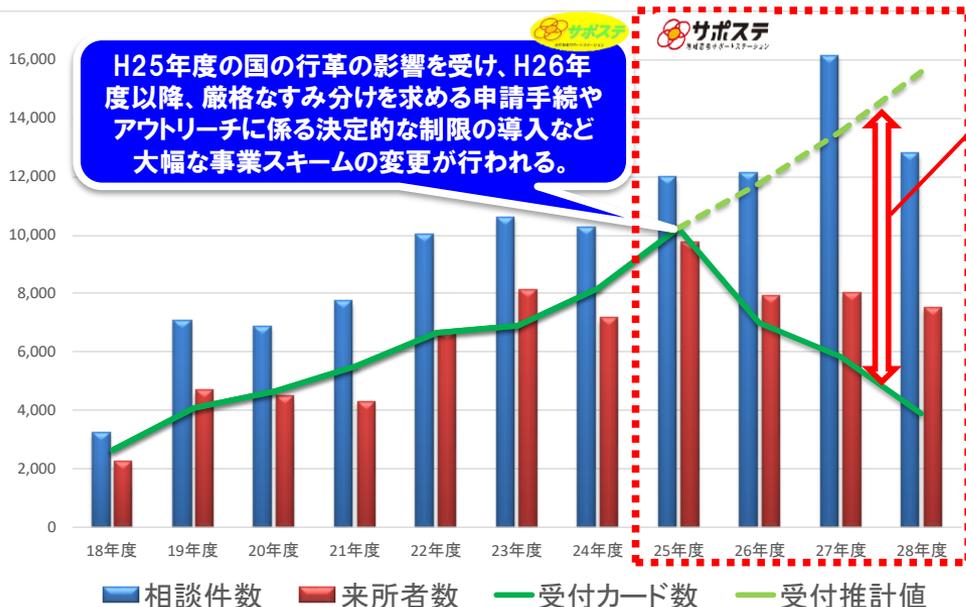
～全国1位の相談件数の背景にはアウトリーチによって効果的に発見・誘導される引きこもり等の若年無業者の存在～

「佐賀県」における地域若者サポートステーションの相談実績

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計
相談件数 (延べ件数)	3,231	7,083	6,888	7,725	10,020	10,621	10,286	11,985	12,155	16,168	12,786	108,948
来所者数 (延べ人数)	2,235	4,670	4,471	4,302	6,677	8,108	7,138	9,760	7,922	8,022	7,499	70,804
受付カード数 (新規受付実数)	204	313	357	423	511	528	627	785	536	446	298	5,028

延べ相談件数は7年連続で年1万件超えてH28年度を除き佐賀サポステは全国トップレベルの高い実績

背景には各年全体の4～5割を占めるアウトリーチ対象者⇒孤立する若者の効果的な掘り起しが奏功



平成25年度以降続く国の事業スキームの主な変更点

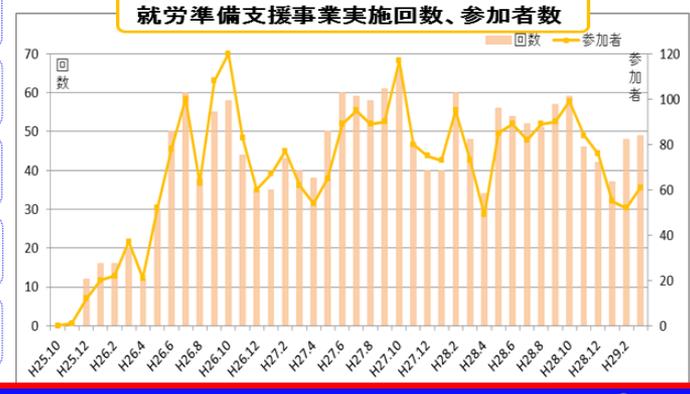
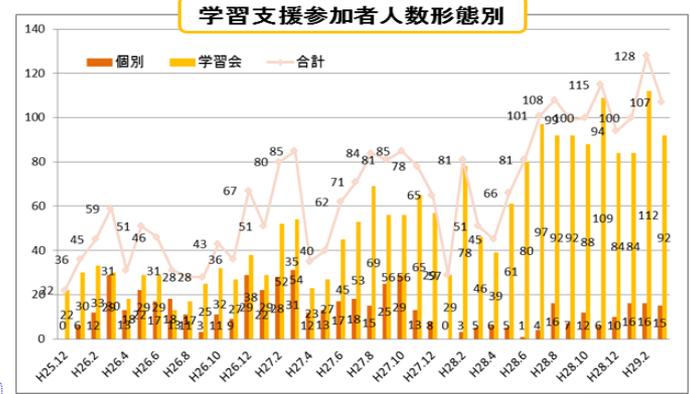
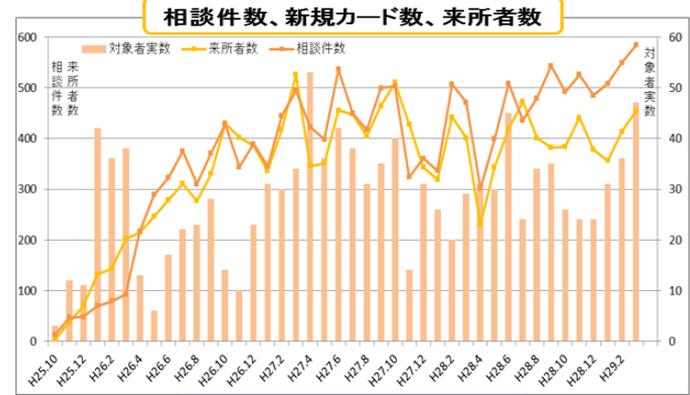
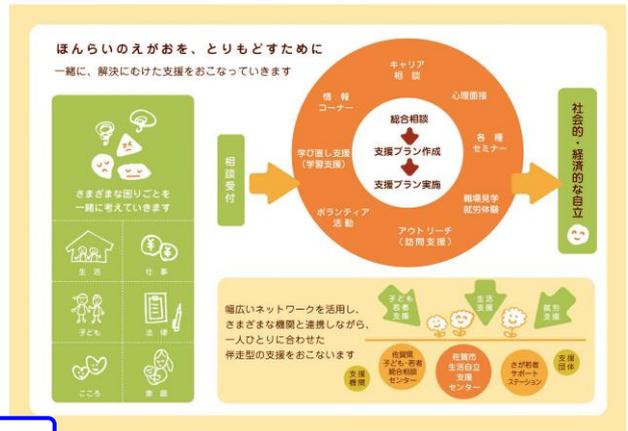
- ①大幅な予算の減額**
H29年度はアウトリーチがフルスペックで実施できたH25年度予算との比較で約2千7百万円減と大幅な予算削減の中での実施
- ②所属がある者の除外**
完全不登校等中退リスクの高い者、職場における長期欠勤や休職中など無業化リスクが高い者であっても所属がある以上登録不可
- ③他施策との厳格なすみ分け要求**
他機関から自立困難ケースとしてサポステに依頼されたケースでも経済困窮やひきこもり状態にあれば利用登録が不可
- ④ハローワークにおける申請手続の追加**
初回来所時に相談者自身の問題等を記載した仮登録シートを作成し、ハローワークに提出、その後判定及び意見等を付記してもらった上でサポステに再度来所しなければ利用登録不可
- ⑤アウトリーチ対象者の除外**
佐賀県で実践してきた「機関誘導型」「関与継続型」のアウトリーチは事実上実施出来なくなった ※この他事務負担が加速的に増加

佐賀県はアウトリーチが基軸であるため国のスキーム変更後は本来の実績が表現できない状況が継続

県こども未来課を中心とした自治体側の積極的な施策拡充で県全体としてのキャパシティの向上が実現

S.S.F.が受託した「佐賀市生活自立支援センター」は着実に実績を挙げ市民の支持を拡大

～生活困窮者自立支援法に係る取組においてもS.S.F.が有する機関誘導型、関与継続型のアウトリーチノウハウの有効性は高い～



実績の概要

OH29年3月(暫定値)末日現在の累計相談件数は**15,720件**、来所者数**14,334名**、新規相談者数実数**1,175名**で県内で最も多い。H28年度は初年度の約**17倍の相談件数**で継続支援対象である稼働数は**579名**。

○昨年度の就労準備支援事業に係る**セミナー開催回数は585回**、参加者数は**911名**。学習支援回数は**219回**、参加者総数は**1,144名**。進学決定者は**32名**、就職決定者は**52名**で佐賀市が定める**目標値を上回る**。

○いずれの実績もS.S.F.が受託・運営する**他施策との厳格なすみ分け**が行われているため、実態としては**より多くの市民が困窮状態から脱却し自立に向かっている**。

S.S.F.の職親制度の活用

S.S.F.と共に若者達を支える佐賀県の理解ある事業主「職親」

H18年の運用開始以降180名を超える様々な職業の事業所等が協力していること

職親の役割：相談・支援、就業・就労、学習・スキルアップ、生活・生活支援

佐賀市は他施策を含め県内で最も充実した対策が展開されている地域のため当該センターではアウトリーチを重視



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

アウトリーチの有用性と実践によって明らかとなった子ども・若者の実態

アウトリーチは今後の子ども・若者の 自立支援を推進する上で欠くことの出来ない取組

～「来ることを待つ」従来型支援の限界を補うための専門的支援としてのアウトリーチ～

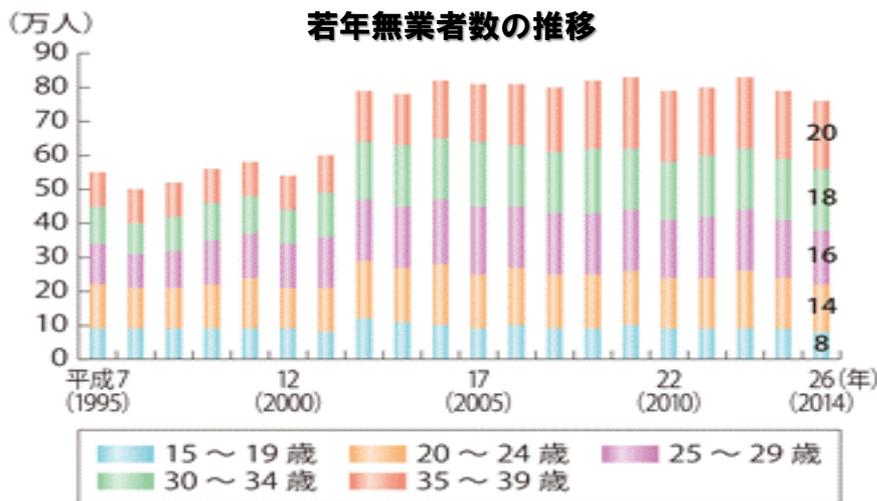
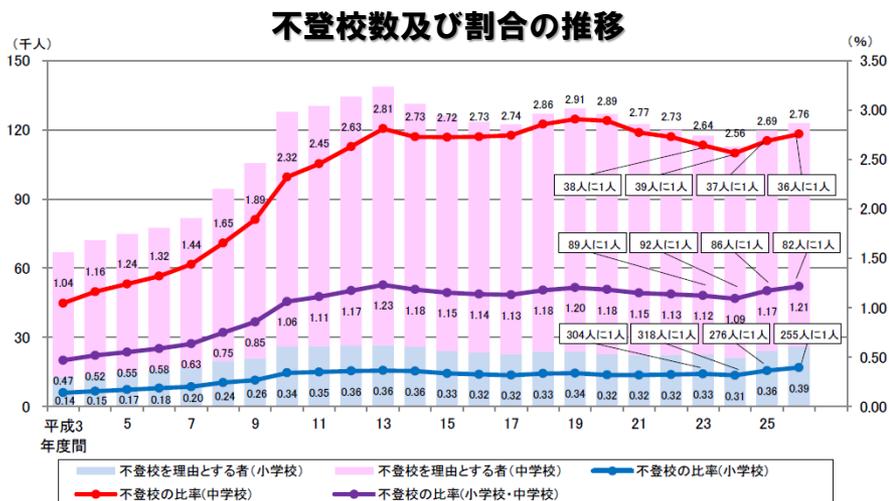
5 SF 今後の子ども・若者支援の在り方を考える上で欠くことのできない視点①

～子ども・若者の自立支援分野には複雑化かつ深刻化する不適應問題の実態に即した改革が必要～

【従来型の支援の特徴①】

専門家の配置や相談窓口の開設等「施設型」「来訪型」支援が公的支援の主流であり、これらの窓口の多くは当事者の自発的な相談行動を支援の前提としている。

「施設型」「来訪型」支援の拡充に反した厳しい現実



施設に足を運ぶこと自体に困難を抱えている子ども・若者の存在

「来ることを待つ」対策では本来支援が必要な若者にアプローチできていないのではないか？

5F 今後の子ども・若者支援の在り方を考える上で欠くことのできない視点②

～子ども・若者の自立支援分野には複雑化かつ深刻化する不適應問題の実態に即した改革が必要～

【従来型の支援の特徴②】

不登校、ひきこもり、非行、ニート等の支援機関では、表面的な状態を改善するための助言・指導、カウンセリング、適応訓練、投薬等本人に対する対応が中心となっている。

子ども・若者が抱える問題の深刻化かつ複雑化

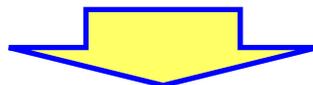
「不登校」対策で実際に対応が必要になった事項

- いじめ被害、暴行、恐喝、性犯罪・・・
- 性的・身体的虐待、ネグレクト、DV、貧困、離婚問題・・・
- 出会い系サイト被害、ドラッグ、児童売春、援助交際・・・
- 摂食障害、リストカット、うつ、強迫性障害、統合失調症・・・
- 学習障害、自閉症、アスペルガー等発達障害・・・
- ネット依存、ギャンブル依存、ストーカー行為・・・
- 暴走行為、粗暴行為、暴力団勧誘、青少年犯罪・・・

県子ども・若者総合相談センターにおける実態調査(26年度)

- 精神疾患(疑い含む)・・・43%
- 発達障害(疑い含む)・・・43.2%
- 依存行動(ネット依存等)・・・28.1%
- 虐待(疑い、過去の経験含む)・・・13.6%**
- 家族問題(家族の精神疾患、DV等)・・・63.4%**
- 被支援困難者(経済的事由で支援が受けられない)・・・20.1%**
- 多重困難家庭・・・84.9%**

いじめ被害による自殺、虐待による致死事件等に象徴される生育環境に困難を抱える子ども・若者



生育環境の問題の解消も含め
積極的かつ直接的な支援が必要なのではないか？

今後の子ども・若者支援の在り方を考える上で欠くことのできない視点③

～子ども・若者の自立支援分野には複雑化かつ深刻化する不適應問題の実態に即した改革が必要～

【従来型の支援の特徴③】

年齢別、問題別に相談窓口等が設置されたことで専門性の向上は見られるものの、とりわけ複合的な問題を抱えるケースなどは問題の解決や社会参加・自立まで見届けるのが難しい。

自立を難しくする学校教育段階での躓きの実態

「さが若者サポートステーション」における
「ニートの状態にある若者」の実態調査

修学時の不適應経験・・・70.2% (97.2%)

いじめ被害経験・・・30.5% (52.8%)

施設型支援の利用経験・・・61.2% (76.7%)

支援機関の利用経験(複数)・・・48.5% (63.1%)

※22年度調査、()内はアウトリーチ対象者に限定したもの

厚労省:「ニートの状態にある若年者の実態
および支援策に関する調査研究報告書」

不登校経験・・・37.1%

学校でのいじめ・・・55%

精神科又は心療内科での治療・・・49.5%

ハローワークに行った・・・75.8%

複数の公的支援を受けながらも自立が達成されない子ども・若者の存在



**社会参加・自立まで
責任を持って見届けられる体制が必要なのではないのか？**



子ども・若者の自立支援分野には複雑化かつ深刻化する
不適應問題の実態に即した改革が必要

エビデンスの中から導かれた社会的な視点

「来ることを待つ」対策では本来支援が必要な若者に
アプローチできていないのではないか？

生育環境の問題の解消も含め
積極的かつ直接的な支援が必要なのではないか？

社会参加・自立まで
責任を持って見届ける体制が必要なのではないか？



既存の支援体制の限界を補い
分野横断的な対応を可能とする専門的支援
アウトリーチ（訪問支援）の必要性



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

**多重に困難ケースの自立支援において
従来型の縦割りの対応では
長期化・深刻化を招くリスクが高い**

～多重困難ケースから考察するアウトリーチ及びネットワーク活用型支援の必要性～

すべての問題を内包した一事例が物語る従来型支援の限界 ～単一機関による縦割りの対応では複合的な問題を解決することができない～

多重困難事例を通じた従来型支援の限界性の考察

いじめ問題

学校でひどいじめをしている生徒に対して複数の教職員がチームで指導しているが改善しない…

いじめ被害を訴える生徒と加害者とされる生徒、**双方の主張が対立**して保護者を巻き込んだ論争に…

いじめの**加害者側の保護者が子どもをかばって反省せず**、逆に学校に対して再三苦情をあげてくる…

粗暴行為を繰り返す生徒のせいで他の生徒の人権が犯されている。早急に施設送致か転校させろ！

虐待問題

県外に在住している祖母が一時的に預けていた一人息子を返さずに違法に育て続けている…

保護者が**宗教に加入し子どもに無理に教義を覚えさせたり**、強引に勧誘するなど関係者が困っている…

アルコール依存のひとり親で子どもに絡むだけでなく、学校や近所でも度々**トラブル**を起こしている…

マンションの住民から親子喧嘩がうるさいと騒音の苦情がしばしば。**子どもが泣き叫ぶ声も聞こえるし…**

発達障害

問題行動に対してチームで指導しているが**生徒の受け止め方が独特**で善悪の判断がついていない…

一人暮らしのおばあちゃんが元気が良過ぎる子どもを引き取って育てている。倒れないか心配で…

こだわりや空気をよまない発言、授業中の徘徊など多動性が見られ、**発達障害の疑いが強いが親が…**

ひとり親家庭で**経済的に苦しい**せいか朝ごはんを食べてこないし夜も偏った食生活している！

非行問題

スーパーでの万引きや友人宅での**盗みを繰り返し警察に捕導**されるなど急激に素行が悪くなっている…

夜親が働きに出て不在の家庭が不良中学生のたまり場に。喫煙、飲酒、不純異性交遊等が行われている！

周りの生徒が自分に不愉快な思いをさせたとい**いがかりをつけ金銭を要求**している。これはもう恐喝…

酔っ払いの中年男性に集団で暴行したり、リアルケイドロと称して**警察をおちょくって遊んでいる！**

クレーム問題

学校に対して毎日のように苦情の電話をかけ、**関係機関にも学校の誹謗中傷を繰り返している…**

被虐待児童の**転入手続で法的ミス**を犯し、保護者から脅されている。立場上ミスを公表できず限界…

苦情のため警察に飲酒運転で乗り込んだり、上部機関にクレーム入れて個人攻撃したり手におえない…

昼夜問わず、休日も関係なく自宅まで**抗議の電話が…**。自分はずつになり家族も別居状態に…

高校中退者問題

1学期は部活も学習も頑張っていたんだけど担任と**トラブル**があってからは人が変わったように不良に…

家族問題を抱えている生徒であっても、進学校は勉強を教えることが役目。そこまで**面倒は見れない…**

約束破るし世話してくれる先生に感謝もない。人格的に問題がある。**甘え断って社会で苦労させるべき。**

喫煙、飲酒、暴力…いかなる理由があっても**自己責任**。高校は義務教育ではない。**退学しかない…**

家族問題

元夫からDVを受け、フラッシュバックが強くアルコール依存症に…。**憎しみと悲しみで自分が保てない**

自分の娘と中学生の孫から**暴力をうけ軟禁**されている。命の危機も感じるし銀行のカードも奪われた…

父親がいないため、息子から**毎日のように家庭内暴力**を受け続け、お金を盗られる…肋骨も折れた…

うつ病と診断された。でも医師からセクハラを受け病院は信用できない！**行くぐらいならもう死ぬ…**

ニート問題！？

中卒だから**職場でバカに**されてる…。同じ仕事をするのに給与も格差あるし続けてられない！

親からこれまでやってきたひどい行いに対する**感謝料をもらってる**のでしばらくは働くつもりはない。

同じ時間拘束される**んだったら都会**で時給が高い方がいいし、さらに飲み屋とか夜の仕事が割がいい。

職場の人間関係も友人関係も**維持できない…**。仕事もうまく行かないし分かってくれる人はいない…

すべての問題を内包した一事例が物語る従来型支援の限界
～単一機関による縦割りの対応では複合的な問題を解決することができない～



教育分野

家庭環境の問題の改善を避けていないか？

指導に従わないから悪いと決めつけていないか？

進学の際中退するリスクは検討されたのか？

就職率、離職率は考慮したのか？

生徒の3年後、5年後の状態を把握しているのか？



福祉分野

人の人生を預かるだけの専門性を有しているのか？

子どもと老人等、支援ノウハウの違いを理解しているか？

支援によって当事者の依存を生んでいないか？

当事者の不当な要求にコントロールされてはいないか？

制度の枠組に無理に当てはめようとしていないか？



医療分野

本心を引出せるだけの関係性ができているのか？

虐待ケースに投薬は抜本的な解決方法になり得るのか？

当事者が解決能力を有さない場合、環境要因にどう対応する？

長期化による深刻化に対してどう責任を持つ？

社会経験の不足、社会的遅れ等による2次的問題にどう向き合う？



労働分野

学歴も資格もお金もない若者に対してどう支援する？

精神疾患等特段の配慮が必要なケースの見立ては十分か？

離転職を繰り返す若者に対し本人要因以外の分析は加えているか？

若者との関係性を築けるだけの若者理解ができているか？

生育環境の問題を抱える若者に根性論で対応していないか？

既存の取組で将来的な自立に結びつく「責任ある支援」ができているのか？



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

アウトリーチを用いることによって明らかとなった 社会的に孤立する子ども・若者の実態

～急激な社会変化と背景要因の複雑化・深刻化がもたらす「従来型」支援の限界と対策の困難性～



孤立化・深刻化しているケースは従来型のカウンセリングのみの対応では解決が難しい

～学校や職場、家庭等所属する環境の問題に直接アプローチする専門的手段の必要性～

佐賀県子ども・若者総合相談センターにおける実態調査

<対象者年齢別内訳>

0～9歳	10歳～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	不詳	計
124	1,338	571	341	24	2,398

※H22.4～H29.3新規対象者合計

<実態調査対象者>

H28年度「佐賀県子ども・若者総合相談センター」利用者448名

※割合には十分な情報が得られなかった者17名を除き算出

H28年度	項目	あり	割合
配慮すべき疾患及び障害	1 精神疾患(疑い含む)	204	47.3%
	2 発達障害(疑い含む)	204	47.3%
行動面の問題	3 暴力	68	15.8%
	4 非行・違法犯罪行為	33	7.7%
	5 依存(携帯、インターネット、ゲーム、異性等)	126	29.2%
支援経験	6 医療機関受診	153	35.5%
支援機関を利用するに当たっての困難	7 多重の問題	367	85.2%
	8 対人関係の問題	367	85.2%
家庭環境	9 家族問題(家族の精神疾患、DV、ギャンブル依存等)	274	63.6%
	10 虐待(疑い、過去の経験含む)	65	15.1%
	11 被支援困難者(経済的事由で必要な支援が受けられない)	76	17.6%
対象者実数		431名	

支援の際留意すべき点

85.2%を超える子ども・若者が対人関係に問題を抱えている

29.2%の子ども・若者で何かしらの依存行動が認められる

4割を超えるケースで精神疾患、発達障害等特段の配慮を必要とする

虐待、DV、保護者の精神疾患、ギャンブル依存、貧困等生育環境の問題

63.6%で家族自身も悩みを抱え疲弊するなどして支援を必要としている

多重に困難を抱える子ども・若者が85.2%と高い割合を占める

従来型のカウンセリングによる本人支援のみでは効果が見込めないケースも多い

多重に困難を抱える子ども・若者の支援には「環境」に対するアプローチも重要



孤立化・深刻化しているケースは従来型のカウンセリングのみの対応では解決が難しい

～学校や職場、家庭等所属する環境の問題に直接アプローチする専門的手段の必要性～

佐賀県の地域若者サポートステーションにおける実態調査

支援の際留意すべき点

<H28年度対象者年齢別内訳>

15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
19%	29%	24%	13%	15%

73.2%が集団に対する強い苦手意識を持つなどコミュニケーションに困難を抱える

①義務化されている 仮登録における実態調査

②多軸評価アセスメント指標 Five Different Positions実態調査

地域若者サポートステーション事業仮登録シート			
サポスタ名	担当者名		
支援対象者基本情報			
仮登録番号	年齢	性別	男・女
居住地 (市区町村名)	市・区・町・村		
学歴	・中学・高校 ・短大・高等 ・大学・大学院 専門学校	・中退 ・卒業	職業経験 (アルバイトを含む) 有・無 最近の 無業期間
現在利用している支援機関(※1)	現在の生活状況(※2)		
改善項目			
生活習慣	・就労活動をするだけの体力がない。 ・時間を守ることができない。 ・生活リズムが不規則(昼夜逆転など)。		
コミュニケーション能力	・集団に対する苦手意識が強い。 ・断ることにに対して適切な受け答えができない。 ・声が小さく聞き取りづらい。 ・相手を見て話せない。		
職業に関する意識	・仕事への備った見方にとどまる。 ・働いている自分がイメージできない。		
社会常識・能力	・自分で物事を選択することができない。 ・決められたルールを守れない。		
自己肯定感	・自分に何ができるとは思えないなど自己否定的感情が強い。 ・自分を否定されるのが怖い。 ・失敗のイメージしか浮かばない。		
手助けさ (タフさ)	・困難な場面に遭遇したらすぐ諦める。		
状態レベル			
レベル1	働くという意思はあるものの、働くことについてイメージがでない。		
レベル2	働くことについて漠然としたイメージしかできない。まだ明確な方向性を持つに至っていない。		
レベル3	働くことについての方向性が見えていて、情報収集をできる。しかし、就職に向けての行動には移していない。		
レベル4	働くことについての方向性が見えていて、就職に向けての行動に移すことができる。しかし、通勤ネットワークが取り扱う求人への就職に向けて対応できない。		
※1 別の支援機関とは、①ネットワーク(わかもハローワーク)を含む。②生活困窮者自立支援事業による支援を行っている機関。③職業訓練機関。④その他就労支援センターなど就労支援以外の支援機関をいう。			
※2 暮らし向きが悪いなどの事情を有している場合は、サポスタが詳細なヒアリングを行った上で、必要と判断した場合は、生活困窮者自立支援事業へ誘導すること。			

○対人関係○

- Level1 対人恐怖等を抱え、他者への警戒心、拒絶感が強く接触が全くできない状態にある。
- Level2 他者への警戒心、拒絶感が強い状態であるが、特定の人間であれば接触が可能である。
- Level3 個別での対人接触は可能であるが、強い苦手意識があり、コミュニケーションが不十分である。
- Level4 小集団での対人接触が可能で、一定の枠組の下でのコミュニケーションは可能である。
- Level5 集団での対人接触が可能で、日常的なコミュニケーションをとることができる。

○メンタル○

- Level1 精神疾患を有する状態で、重度の幻覚・妄想や自殺企図があり、自傷他害のリスクが高い。
- Level2 精神疾患を有する状態で、投薬等によって症状が抑えられているが自傷他害のリスクがある。
- Level3 精神疾患もしくは境界領域で、ある程度の自制が可能で条件次第で限定的に社会参加ができる。
- Level4 精神的に不安定であるものの、助言等で自制可能な状態で一般的な社会参加が可能である。
- Level5 精神的に安定しており、社会生活を営む上での支障がない。

○ストレス○

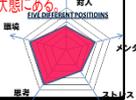
- Level1 ストレス耐性が脆弱で、些細なストレスでも心身に影響が生じるため、社会生活が送れない。
- Level2 ストレス耐性が弱く、しばしば心身への影響が認められ、社会生活を営む上での困難がある。
- Level3 ストレス耐性は中程度で、一定のストレスが溜まることで時折、社会生活に支障が出ている。
- Level4 ストレス耐性が比較的強く、助言等があれば自制が可能で、一般的な社会生活が送れる。
- Level5 ストレス耐性が強く、自制が可能で社会生活を営む上で支障がない。

○思考○

- Level1 全てにおいて悲観的・否定的な考え方で、客観的な意見を受け入れられず自制もできない。
- Level2 悲観的・否定的な思考で、自制はできないが時として客観的な意見を受容することができる。
- Level3 悲観的・否定的な思考傾向にあるが、助言等を受け入れ、ある程度の自制が可能状態にある。
- Level4 一般的な思考傾向にあり、助言等によって物事を合理的に考え、自制可能な状態にある。
- Level5 一般的な思考傾向にあり、自ら物事を柔軟に捉えたり、合理的に考えることができる。

○環境○

- Level1 虐待やDV、不法行為等の深刻な問題が存在し、行政による緊急介入が必要な状態にある。
- Level2 家庭内暴力や家族間の対立等の問題が存在し、家族機能が著しく低下した状態にある。
- Level3 家族間の不平等な家族問題が存在し、家族機能が低下した状態にある。
- Level4 家族問題が存在するものの、家族機能がある程度保たれている。
- Level5 一般的な家庭環境で、家族機能が健全に保たれた状態にある。



対人恐怖等を抱え長期化・深刻化のリスクが極めて高いケースも26%に及ぶ

全体の32%が治療が必須となるレベルでメンタルヘルスに不調をきたしている

88.6%で自己肯定感が低下し、不合理的思考が極端に強い者も3割に及ぶ

ストレス耐性が脆弱で職業訓練等一般的な支援が活用できない者が46%に上る

虐待、DV等家庭環境の影響が深刻なレベルにある者も24%に上り困難が複合化

背景要因に対する合理的配慮を伴わない支援は悪化のリスクを高めるため留意

多重困難ケースにはアウトリーチとネットワークを活用した多面的アプローチが必要



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

S.S.F.が多様な主体との「協働」で実践した組織づくり

従来型の取組の限界を真摯に受け止め 実態に即した組織体制を整えることが極めて重要

～S.S.F.が「官民協働」で実現している従来の枠組を超えた分野横断的な組織づくり～



深刻化・複合化する問題に対処するためには複数分野の専門職によるチーム対応が原則



～若年無業者の職業的自立を達成するためには本人支援のみならず背景要因を含む包括的な支援が必要～

経験と実績を有する複数分野の専門職によるチーム対応



産業カウンセラー



臨床心理士



社会福祉士



教員免許

キャリア・コンサルタント

精神保健福祉士

支援コーディネーター

【登録スタッフの保有資格】 **キャリア・コンサルタント**、**臨床心理士**、**社会福祉士**、**産業カウンセラー**、**学校心理士**、**小学校教諭**、**中学校教諭**、**高等学校教諭**、**特別支援学校教諭**、**幼稚園教諭**、**職業訓練校指導員免許**、**理学療法士**、**心理相談員**、**精神保健福祉士**、**SSF支援コーディネーター**、**薬剤師**、**医師**、**看護師**、**LD教育士**等 【年齢】20代～70代の各世代の支援員を雇用：関係性の重視と世代間の連携 **※赤字は常勤配置**

「シフト制」の採用による多様な組み合わせ:効果的かつ効率的な運営

東部地区サポステ

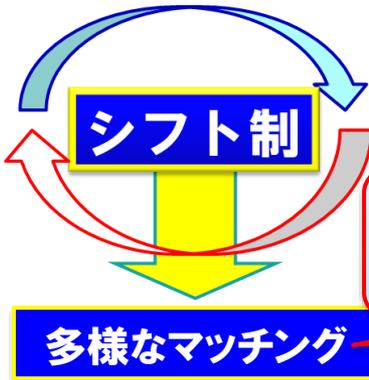
サポステ相談支援事業

- ① 総括コーディネーター (月12日) 1名
- ② 相談支援員 (月15日) 1名
- ③ 情報管理員/キャリアコンサルタント (月14日) 1名
- ④ キャリアコンサルタント (月14日) 1名
- ⑤ キャリアコンサルタント (年94日) 1名
- ⑥ チャレンジ体験コーディネーター (月2日) 1名
- ⑦ チャレンジ体験コーディネーター (月20日) 1名
- ⑧ チャレンジ体験コーディネーター (月12日) 1名
- ⑨ チャレンジ体験コーディネーター (月5日) 1名

ステップアップ事業

- ① ステップアップ支援員 (月10日) 1名
- ② ステップアップ支援員 (月12日) 1名
- ③ ステップアップ支援員 (月12日) 1名
- ④ ステップアップ支援員 (月14日) 1名
- ⑤ ステップアップ支援員 (月10日) 1名

※原則として日単位の区分 (重複無)
※これと別に、県負担臨床心理士月18時間有り (予定)
※事務員などは除く



西部地区サポステ

サポステ相談支援事業

- ① 総括コーディネーター (月20日) 1名

ステップアップ事業

- ① ステップアップ支援員 (年114日) 1名

支援対象となる当事者個々人の状態、その時々々の状況に応じた適切な相談対応を実施するため、人員体制面においても限られた条件の中で最大限の工夫を重ねる！利用者にとって最も合った相談員が対応できるように配慮！

※図は平成27年度のサポステの人員体制で関連事業は含まない
※他の相談窓口ともシフトを組むことで多様なマッチングが可能

個別担当者制とチーム対応の併用:「より多く」の若者に「より深く」関与することが可能



支援に抵抗感を持つ当事者への対応には関係性を重視し世代的条件も考慮

～支援介入困難度による役割分担と世代的条件を加味した関係性重視のマッチング～

「若年者向けキャリア・コンサルティング研究会作業部会(厚生労働省)」アウトリーチの4分類

①【機関誘導型】(短期誘導型)
若者自立支援機関に誘導するための家庭へのアプローチ

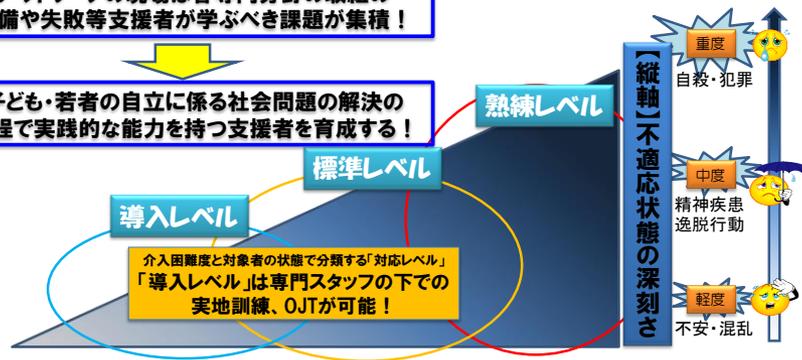
②【関与継続型】(長期主導型)
直接的自立支援を行うための家庭へのアプローチ

③【機関連携型】
若者と接触するための関係機関へのアプローチ

④【直接接触型】
若者と接触するための若者の集まる居場所へのアプローチ

アウトリーチの現場は各専門分野の取組の不備や失敗等支援者が学ぶべき課題が集積!

子ども・若者の自立に係る社会問題の解決の過程で実践的な能力を持つ支援者を育成する!



ちょっとした不安を抱える子どもまで専門家が対応するのは非効率! 人材育成も兼ねて若い世代を活用すべき!

熟練レベル

各事業の相談責任者レベル

支援介入困難度等による役割分担と複数の専門職によるチーム対応

標準レベル

「選抜研修制度」を経て採用された職員(常勤・非常勤)

約250名の登録スタッフ、有給職員77名のうち8割近くが20代、30代! 「ナナメの関係性」を重視する一方で役割分担によって世代間の連携も!

導入レベル

地域ボランティア及び有償ボランティア(大学生、大学院生、地域人材等)

徹底した危機管理の下、関係性を重視した「お兄さん」「お姉さん」的支援員(ナナメの関係性)の活用



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

一組織で解決できない問題へ対応するため 地域ボランティアから全国規模のネットワークまで 支援ネットワークを重層的に構成

～どんな境遇の子ども・若者も見捨てない！深刻化かつ複雑化する背景要因への対応～



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

アウトリーチの導入に向けて関係者が留意すべき基礎的な考え方

困難を抱えた子ども・若者を支えるために 求められる家族及び関係者の心構え

～子ども・若者に「安心」と「希望」を！「つながり」の中で支えるために初期に必要な3つの視点～



① 節度ある「受容」

誠意を持って「受け止める」

一番大切な親だからこそ話せないこともある

→ 不適応要因の「追及」ではなくあくまでも「配慮」
ペースチェンジ、必要に応じた方針転換

極端な行動を避ける

気持ちの整理、心の回復のための時間の確保

→ 心の居場所を確保しつつ関わる
急激な変化がもたらす「負」の影響を知る

苦手意識やトラウマを強めることだけは避ける！

適切な時期に適切な方法で動き出す意識

→ 「美談」や「根性論」に騙されない
「受容万能論」の限界を知る

何故、社会で引きこもりの高齢化問題が深刻化しているかを考える！



②「積極的」な「待ち」の姿勢

環境の中で解決できる問題と向き合う

必要のない「ストレス要因」は減らす
「安全」「安心」の確保

回復力を高めるには余計な
 ストレスは最小限に！

いじめ被害等を経験して
 いる場合は特に留意！

保護者や家族だけで抱え込まない

「木」の上に「立」って「見」る「親」の役割
バランスを保つための手段を持つ

親のネガティブな反応で
 2次的なダメージを受ける
 こともあるので留意！

保護者がストレスを
 抱え込み過ぎない！

本人が動き出す時のための「事前準備」

相談支援機関の情報収集と活用のための準備
社会的自立に至るまでの多様な進路情報の獲得

第3者の意見や口
 コミ情報を含めて
 検討！

通信制や専
 門・専修学
 校を含め進
 路は多様！

義務教育段階であっても大学、就職等
 長期的な視点を持って組み直す！



～子ども・若者に「安心」と「希望」を！「つながり」の中で支えるために必要な3つの視点～

③「つながる」・「つなげる」力

相手に常識を振りかざし「すべて」の役割や「完璧」な対応を求め始めると関係性を崩し、不信を生み、孤立するリスク大！

関係者との信頼関係を構築する

- 一方的な批判、生産性のない対立構図には陥らない
- 互いに限界を認め合いつつ補い合う方策を探す

信頼できる専門家（支援策を含む）と「つながる」

- 第3者としての視点、伴走者の必要性
- 具体的な対応方針と展望の共有

親子の絆、一番大切に身近な存在だからこそ逆に見えないものもある！

必要に応じて他者に「つなげる」

専門家の責任ある言動を引き出し共有することも時には必要！

- 「個人的なつながり」の意識（「関係性」の重視）
- コーディネーターとしての役割の重要性

目先の安心ではなく将来につながる安心を！

つなぐ際は、本人の抵抗感、拒絶感への配慮が重要！

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

効果的な訪問導入を図るための 事前準備における「3段階のプロセス」

～「事前準備」における丁寧なアプローチはアウトリーチの成否の鍵を握る～



①事前情報の収集と分析

～効果的な訪問導入を図るための事前準備「3段階のプロセス」～

事前準備が訪問の成否を決める重要な過程であることを意識する！

【情報の収集と分析】

- ◎ 一般的な相談情報 (主訴、困り感、現状、きっかけ、経緯等)
- ◎ 生活実態 (起床・就寝時間、習慣、行動等)
- ◎ 障害及び精神疾患に係る情報 (限界設定・急迫性の把握)
- ◎ 支援を受けた経験やその後の反応・経過
- ◎ 回避事項 (やってはいけないこと、避けるべき言動等)
- ◎ 好き嫌い、得意不得意、興味関心 (こだわり等は具体的に)
- ◎ 本人と保護者、家族との関係性
- ◎ 訪問支援に対する同意の有無

留意点

情報を聴き取る過程で尋問、詰問に感じられないよう配慮する！

複数回に分けて面談することで「見立て」の精度を上げる！

支援対象となる若者の考え方や価値観を理解する！

導入段階は支援者側の都合ではなく当事者の生活実態に合わせる！

対立構図など関係性の分析を通じて同じ轍は踏まないようにする！

同意の取り方はできるだけ具体的なやりとりを聴き取り見立てしておく！

この過程で保護者、家族との信頼関係を構築しつつ、本人の状態や家庭環境を的確に把握しよう！



思いに寄り添う中でネガティブな状況であってもポジティブな側面 (ストレンクス、変化の種等) を探すことを忘れずにね！



類似ケースでの成功事例等を示しつつ保護者にも「希望的見通し」を感じてもらえるように配慮しよう！





②支援者としての自己分析及び環境確認

～効果的な訪問導入を図るための事前準備「3段階のプロセス」～

本人と接触できる限られたチャンスを生かすための事前準備が重要！

【自己分析】

- ◎ 子ども・若者や周りの人が見る「自分」を知る
- ◎ 自分の体験や経験、得意・不得意分野の整理
- ◎ 事前情報に即した情報や話題、ツール等の準備・確認
- ◎ 支援者個人としての関わりの範囲・限界の設定

【環境確認】

- ◎ 訪問形態(目的、人数、支援方法等)
- ◎ 訪問頻度・関与期間
- ◎ 家族やその周辺関係者との連携協力関係
- ◎ 組織内や他機関によるバックアップ体制等



留意点

相手方が受ける印象をも想定した上で関わりを行う！

世代、経験、趣味、憧れ等の活用で効果的に関係性の構築を！

個人携帯やメルアドを教えるのか否かでも関わり方が変わる！

支援過程で起こり得るリスクを想定し予め対策を打つ！

限られた人間関係の中での支援は依存を生み易い点に留意！

支援者が所属する組織等によって支援できる内容や範囲が変わる！

本人を中心に「誰がどのように関わるのか？」の枠組を構築



効果的な訪問のためには支援者自身や所属する支援機関側の分析も忘れずにね！

同じ言葉かけでも発する支援者の人物像でも伝わり方が変わるよ！





③支援対象となる若者への「生きる」情報の提供

～効果的な訪問導入を図るための事前準備「3段階のプロセス」～

間接的な働きかけの中で支援者としての関係性を構築する！

【「生きる」情報の提供】

- ◎「支援者」としての「個人的」つながりの意識
- ◎「困り感」「必要性」や「興味・関心」にリンクした情報
- ◎支援の失敗経験を有する当事者には「違い」を明示
- ◎侵襲的ではない安心感のある枠組の提示
- ◎訪問の際の具体的な面談イメージ(目的・内容・人数構成等)
- ◎まずは「一度だったら・・・」と思ってもらうことから

留意点

所属する「支援機関」の事前紹介だけでは抵抗感が増すリスクも！

支援経験や職業経験、年齢等によっても働きかけ方は異なる！

個々人の状態に応じて導入の際の枠組設定は変わる！

必要に応じて手紙やE-mail、SNS等Web上での働きかけも！

提案がない限り初回面談は本人の部屋を避けるのが無難！

事前の丁寧な働きかけがその後の関わりの効果性を高める！³

情報は数回に分けて伝え、反応を見ながら調整したい慎重に進めよう！

伝えるタイミング次第では必要な情報でも真逆の結果につながるので注意しよう！

訪問することを優先して対応できる範囲を逸脱した導入を図らないようにね！

情報伝達者と本人の関係性を見極め対立構図に巻き込まれないようにしよう！



 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

自立に至るまでの「伴走型」支援を実現するために必要なエビデンスベーストアプローチ

**「アウトリーチはその後の支援過程と一体のもの」
支援者には社会参加・自立までの
プロセス全般を見通したアプローチが求められている**

～アウトリーチを用いた各種研究調査による根拠ある支援へ：エビデンスベーストアプローチ～

エビデンスベースト・アプローチ:「受容万能論」等美談や根性論からの脱却 ～「施設型」支援におけるアンケート調査等では見えない実態は「アウトリーチ」によって明らかに！～

NPO本体事業や受託事業を通じた調査研究



県子ども・若者総合相談センターにおける分析調査

開所から現在(H22.4～H28.3)	項目	あり	割合
配慮すべき疾患および障害	1 精神疾患(疑い含む)	782	43.4%
	2 発達障害(疑い含む)	771	42.8%
行動面の問題	3 暴力	336	18.7%
	4 非行・違法犯罪行為	220	12.2%
	5 依存(携帯、インターネット、ゲーム、異性等)	514	28.6%
支援経験	6 医療機関受診	632	35.1%
支援機関を利用するにあたっての困難	7 多重の問題	1,523	84.6%
	8 対人関係の問題	1,512	84.0%
家庭環境	9 家族問題(家族の精神疾患、DV、ギャンブル依存等)	1,147	63.7%
	10 虐待(疑い、過去の経験含む)	243	13.5%
	11 被支援困難者(経済的事由で必要な支援が受けられない)	348	19.3%
調査対象者実数		1,800名	



ニートの状態ある若者の実態調査

項目	年度	全体		アウトリーチ		その他	
		あり	割合	あり	割合	あり	割合
不適応経験	1 修学時の不適応経験	平成20年度 208	58.3%	121	73.3%	87	45.3%
	平成21年度 297	70.2%	171	97.2%	126	51.0%	
	平成20年度 125	35.0%	73	44.2%	52	27.1%	
きっかけ	2 いじめ(いじめ、いじめ、いじめ)	平成20年度 129	30.5%	93	52.8%	36	14.6%
	平成21年度 183	51.3%	95	57.1%	88	45.7%	
	平成20年度 268	75.1%	133	80.6%	135	70.3%	
きっかけ	3 対人関係のトラブル(友人、恋人、家族、上司、職場等との関係性等)	平成21年度 272	64.3%	155	88.1%	117	47.4%
	平成20年度 183	51.3%	95	57.1%	88	45.7%	
	平成20年度 213	50.4%	112	63.6%	101	40.9%	
配慮すべき疾患	4 社会生活上の挫折(受給失敗、仕事上のミス等)	平成20年度 139	38.9%	55	33.3%	84	43.8%
	平成21年度 164	38.8%	88	50.0%	76	30.8%	
	平成20年度 18	5.0%	4	2.4%	14	7.3%	
配慮すべき疾患	6 精神的障害(疑い、含む)	平成21年度 21	5.0%	11	6.3%	10	4.0%
	平成20年度 137	38.4%	76	46.1%	61	31.8%	
	平成21年度 129	30.5%	72	40.9%	57	23.1%	
行動面の問題	7 発達障害(疑い、含む)	平成20年度 44	12.3%	33	20.0%	11	5.7%
	平成21年度 67	15.8%	48	27.3%	19	7.7%	
	平成20年度 75	21.0%	58	35.2%	17	8.9%	
行動面の問題	8 自傷行為、自殺未遂等	平成21年度 106	25.1%	71	40.3%	35	14.2%
	平成20年度 94	26.3%	72	43.6%	22	11.5%	
	平成21年度 112	26.5%	74	42.0%	38	15.4%	
行動面の問題	9 家庭内暴力	平成20年度 211	59.1%	123	74.5%	88	45.8%
	平成21年度 172	40.7%	112	63.6%	60	24.3%	
	平成20年度 105	29.4%	75	45.5%	30	15.6%	
支援経験	10 こだわり、異常行動	平成21年度 116	27.4%	84	47.7%	32	13.0%
	平成20年度 64	17.9%	56	33.9%	8	4.2%	
	平成21年度 97	22.9%	81	46.0%	16	6.5%	
支援経験	11 生活リズムの乱れ、昼夜逆転	平成20年度 141	39.5%	79	47.9%	62	32.3%
	平成21年度 258	61.2%	135	76.7%	124	50.2%	
	平成20年度 150	42.0%	60	36.4%	90	46.9%	
支援経験	12 依存行動(携帯、インターネット、ゲーム依存等)	平成21年度 152	35.9%	69	39.2%	83	33.9%
	平成20年度 228	64.1%	119	72.1%	110	57.3%	
	平成21年度 205	48.5%	111	63.1%	94	38.1%	
支援経験	13 訪問型支援(保健福祉課等から訪問支援、スクールカウンセラー等)の活用経験	平成20年度 173	48.5%	108	65.5%	65	33.9%
	平成21年度 167	39.5%	108	61.4%	59	23.9%	
	平成20年度 87	24.4%	46	27.9%	41	21.4%	
支援機関を利用するに当たっての困難	14 施設型支援(市内の相談窓口、スクールカウンセラー等)の活用経験	平成21年度 81	19.1%	51	29.0%	30	12.1%
	平成20年度 137	38.4%	90	54.5%	47	24.5%	
	平成21年度 153	36.2%	105	59.7%	48	19.4%	
支援機関を利用するに当たっての困難	15 医療機関	平成20年度 26	7.3%	16	9.7%	10	5.2%
	平成21年度 20	4.7%	11	6.3%	9	3.6%	
	平成20年度 64	17.9%	34	20.6%	30	15.6%	
家庭環境	16 複数の支援機関の利用	平成21年度 114	27.0%	73	41.5%	41	16.6%
	平成20年度 110	30.8%	76	46.1%	34	17.7%	
	平成21年度 161	38.1%	104	59.1%	57	23.1%	
家庭環境	17 心的要因(支援に対する不信がある)	平成20年度 73	20.4%	45	27.3%	28	14.6%
	平成21年度 97	22.9%	61	34.7%	36	14.6%	
	平成20年度 357	100%	165	100%	192	100%	
家庭環境	18 保護者要因(支援に対する理解が得られない)	平成21年度 87	24.4%	46	27.9%	41	21.4%
	平成20年度 81	19.1%	51	29.0%	30	12.1%	
家庭環境	19 本人要因(初回以降本人の同意が得られない)	平成20年度 137	38.4%	90	54.5%	47	24.5%
	平成21年度 153	36.2%	105	59.7%	48	19.4%	
	平成20年度 26	7.3%	16	9.7%	10	5.2%	
家庭環境	20 虐待の有無	平成21年度 20	4.7%	11	6.3%	9	3.6%
	平成20年度 64	17.9%	34	20.6%	30	15.6%	
	平成21年度 114	27.0%	73	41.5%	41	16.6%	
家庭環境	21 保護者、家族の問題(精神的障害、DV、ギャンブル依存等)	平成20年度 110	30.8%	76	46.1%	34	17.7%
	平成21年度 161	38.1%	104	59.1%	57	23.1%	
	平成20年度 73	20.4%	45	27.3%	28	14.6%	
家庭環境	22 保護者と本人との関係性の悪化	平成21年度 97	22.9%	61	34.7%	36	14.6%
	平成20年度 137	38.4%	90	54.5%	47	24.5%	
	平成20年度 357	100%	165	100%	192	100%	
家庭環境	23 被支援困難者(経済的事由で必要な支援が受けられない)	平成21年度 423	100%	170	100%	247	100%
	平成20年度 357	100%	165	100%	192	100%	

国や県等各種委員会、研究会、実践交流会等を通じた研究



アウトリーチの特性を活かした調査研究で「根拠」に基づいた責任ある支援を！

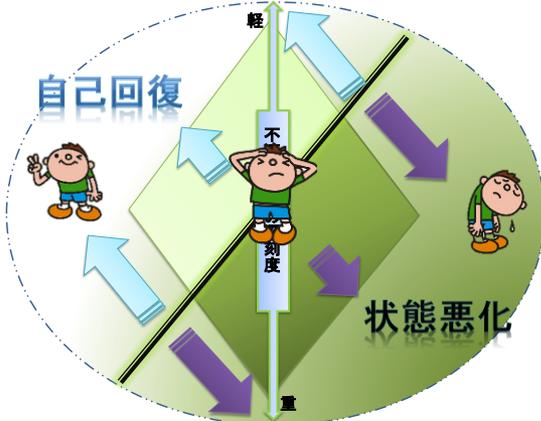
SIF 12万件超の相談実績から見てきたアセスメント指標「Five Different Positions」

～「来ること」を前提とした施設型支援では見えづらい支援対象者が抱える背景要因を含めた総合的なアセスメント～

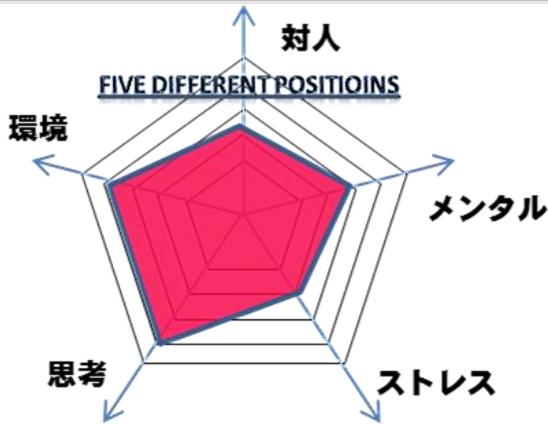
対人、メンタル、ストレス、思考、環境の状態改善が自立に向けた基盤、土台

《単なる学習支援、職業訓練等スキルの支援では継続的な就学や就職につながらない場合も！》

根拠のない美談や根性論からの脱却
～Five Different Positionsを用いたアセスメント～



「受容」中心の関わりのみで自己回復できるケースと状態が悪化し深刻化・長期化するケースはどういった条件によって左右されているのか？



Level 1～2が一項目でもある場合、長期化・深刻化する危険性が高い

○対人関係○

- Level1 対人恐怖等を抱え、他者への警戒心、拒絶感が強く接触が全くできない状態にある。
- Level2 他者への警戒心、拒絶感が強い状態であるが、特定の人間であれば接触が可能である。
- Level3 個別での対人接触は可能であるが、強い苦手意識があり、コミュニケーションが不全である。
- Level4 小集団での対人接触が可能で、一定の枠組の下でのコミュニケーションは可能である。
- Level5 集団での対人接触が可能で、日常的なコミュニケーションをとることができる。

○メンタル○

- Level1 精神疾患を有する状態で、重度の幻覚・妄想や自殺企図があり、自傷他害のリスクが高い。
- Level2 精神疾患を有する状態で、投薬等によって症状が抑えられているが自傷他害のリスクがある。
- Level3 精神疾患もしくは境界領域で、ある程度の自制が可能で条件次第で限定的に社会参加ができる。
- Level4 精神的に不安定であるものの、助言等で自制が可能な状態で一般的な社会参加が可能である。
- Level5 精神的に安定しており、社会生活を営む上での支障がない。

○ストレス○

- Level1 ストレス耐性が脆弱で、些細なストレスでも心身に影響が生じるため、社会生活が送れない。
- Level2 ストレス耐性が弱く、しばしば心身への影響が認められ、社会生活を営む上での困難がある。
- Level3 ストレス耐性は中程度で、一定のストレスが溜まることで時折、社会生活に支障が出ている。
- Level4 ストレス耐性が比較的強く、助言等があれば自制が可能で、一般的な社会生活が送れる。
- Level5 ストレス耐性が強く、自制が可能で社会生活を営む上で支障がない。

○思考○

- Level1 全てにおいて悲観的・否定的な考え方で、客観的な意見を受け入れられず自制もできない。
- Level2 悲観的・否定的な思考で、自制はできないが時として客観的な意見を受容することができる。
- Level3 悲観的・否定的な思考傾向にあるが、助言等を受け入れ、ある程度の自制が可能な状態にある。
- Level4 一般的な思考傾向にあり、助言等によって物事を合理的に考え、自制が可能な状態にある。
- Level5 一般的な思考傾向にあり、自ら物事を柔軟に捉えたり、合理的に考えることができる。

○環境○

- Level1 虐待やDV、不法行為等の深刻な問題が存在し、行政による緊急介入が必要な状態にある。
- Level2 家庭内暴力や家族間の対立等の問題が存在し、家族機能が著しく低下した状態にある。
- Level3 家族間の不和等の家族問題が存在し、家族機能が低下した状態にある。
- Level4 家族問題が存在するものの、家族機能がある程度保たれている。
- Level5 一般的な家庭環境で、家族機能が健全に保たれた状態にある。

個人的資質や感覚、経験則に基づく支援ではなくエビデンスに基づいた根拠ある支援の展開が重要

複数分野の専門家によるチーム対応を実現するには「共通言語」として簡易的アセスメント指標が必須

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

Five Different Positionsに基づくプログラムメニューの実例

**アウトリーチと重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチが若年無業者の
社会参加・職業的自立を効果的に促進**

～アセスメント指標「Five Different Positions」に基づく多面的アプローチの各種プログラム～

アウトリーチ現場ではプロセス全般を見通した包括的対応が求められる ～孤立する子ども・若者へのアプローチには従来の家庭訪問とは異なる専門性が必要～

相談室対応とは異なるアウトリーチ現場の特殊性

① 困難事例が多い

「最後の手段」としての利用
複数の相談支援の失敗を経験
孤立状態の長期化による問題の深刻化、複合化
トラウマなどによるメンタルヘルスの問題・・・

② 相談意欲が低い

対人関係の苦手意識
警戒心、恐怖心、無力感、絶望感
学校不信、社会不信、人間不信
認知の歪み・・・

③ 関係性が複雑

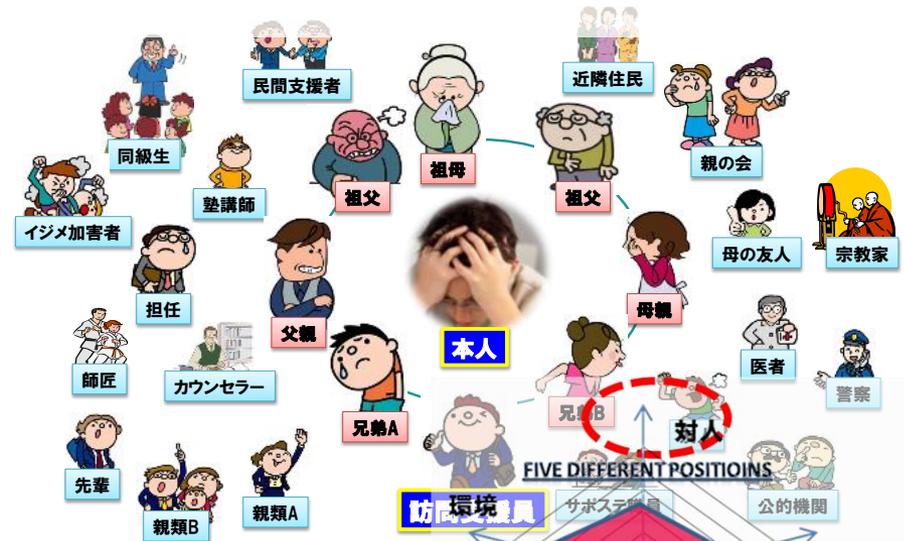
本人との関係性の構築の難しさ
親や兄弟、友人など複数の人間との接触
家族間の関係などへの配慮
限られた人間関係の中での依存・・・

④ 危険性が高い

追い詰められた心理状態
家庭内問題に関わるリスク
自殺企図や暴力など自傷他害のリスク
家族や第三者との接触による危険性・・・

思春期の子ども・若者対応で配慮すべき特性

- ・ 第2次性徴で、**心身ともに著しい変化**を遂げる
- ・ 自意識や感受性が強く**環境からの影響を受け易い**
- ・ 自己確立の過程で、**心身ともに不安定**な状態に陥り易い
- ・ 成人への過渡期にあり、**考えと行動に矛盾を抱えやすい**
- ・ 反抗期のため親や教師、大人に**反抗的**になりがち
- ・ ルールなどに束縛を感じ、**自由を求める**傾向
- ・ 友達や恋人など**第3者との関係が大きな影響力**を持つ



従来型の家庭訪問の問題点

単一機関や単一分野の知見に偏った支援ノウハウ

個人の資質や経験、美談や根性論に基づいた訪問活動

決定的失敗や2次被害を生む「危険性」

対人関係の改善には価値観が理解できる世代と真意を把握できる専門家の関与が必要 ～適応訓練を行うのはコミュニケーションパターンが合わせ易い「お兄さん」「お姉さん」的支援員～

専門の相談員が常駐し支援する
「コネクションズ・スペース」



心の居場所＋社会適応訓練の場としての機能

世代の近い相談員(20代、30代)の配置

対人関係・コミュニケーションのトレーニング

「歪められた認知の修正」「必要経験の補充」

個々人の状態に応じた中間的なトレーニングメニューの提供

ネガティブな言動の背景にある真意を察しながら寄り添う姿勢が必要

「会いたくない」「話したくない」「行きたくない」

「話が合わないから」「分かってもらえないから」「認めてもらえないから」「仲良くなれないから」「嫌われるだけだから」...

➡ (条件が整えば)「会いたい」「話したい」「行きたい」

背景によっては意味が180度が変わることも！

「殺す」「死ぬ」

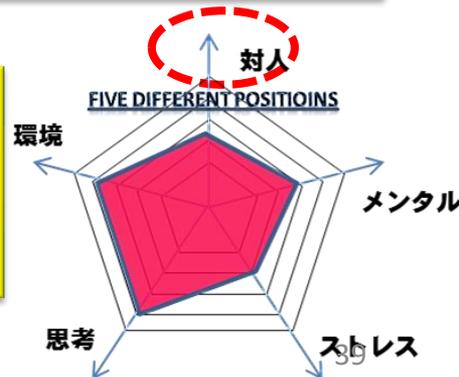
「そこまで思うくらいに『辛い』思い」...

➡ その『辛さ』を解消する手伝いならできる！

言葉の拾い方で関わりの展開が変わってくる！

『真意』は表面的な言動だけでは
安易に判断できない

「お兄さん」「お姉さん」
世代の専門職による
「ナナメの関係性」を
活用した相談支援





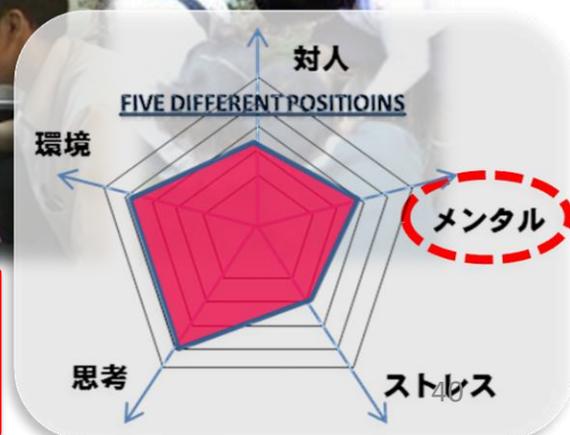
アウトリーチによる生活場面の共有は相談室では見えない実態の把握につながる

～生活場面の共有によって得られる精度の高いアセスメント情報を介した専門家との連携～

支援・治療には生活場面で得られる影響要因や日々変化する症状等についての情報は有用性が高い



当事者が伝えられない思いや状態を訪問支援員が客観性を持って医師等の専門家に代弁する



実生活上の問題を抱える当事者は「依存」からの脱却に困難が伴う場合が多い

～対人トラブル等をきっかけに引きこもり状態に移行したケースを通じてネット依存からの脱却に向けた困難と留意点を考える～

マズローの欲求階層説と引きこもる当事者、オンラインゲームの特性からの取捨の考察

A.H.マズロー「欲求階層説」

⑤自己実現の欲求

(能力や個性等を発揮して自己の成長を図りたいなど)

④自尊の欲求

(価値のある存在だと認められたいなど)

③所属と愛情の欲求

(「社会的」、「親和」と訳される場合も。他者に愛されたい、仲間や集団が欲しいなど)

②安全の欲求

(危険を回避し心身の安全を確保したい)

①生理的欲求

(食事、排泄、睡眠など)

※「①、②までは欠乏欲求といい、欠乏するとその欲求が強くなる」…『発達心理学用語集』同文書院

引きこもる当事者

劣等感、無力感等

(理想と現実のギャップからくる苦しみ、無力感、社会的な遅れ等から来る劣等感などを抱えている場合も少なくない。長期化したケースでは諦めや絶望感を抱いている当事者も。)

自尊心の低さ

(対人トラブルや挫折等から生じる自信喪失やいじめ被害や社会的な遅れ等から来る劣等感など、認知的特性も否定的なものになりがち。)

孤立・孤独感

(誰も理解してくれないと孤独感を抱いている者も少なくない。言動は真逆でも他者とのつながりを求めている場合が多く、孤独ゆえの辛さを感じている。)

実生活上の困難

(いじめ被害、挫折、対人トラブル等から過度のストレスを抱え回避行動をとった状態)



オンラインゲーム

アバター、種族、職業等

(パーツやアイテム等組み合わせで唯一無二のキャラが作成でき、能力等の特性や職業についても選択できる。自分の家や町が作れるものもあり、ゲーム上ではあるが経済的、社会的な仕組みが成り立っている。現実の物品に交換するなど実社会とリンクするものも。)

ランキング、レベル、称号等

(無料で時間をかければ一定のレベル・地位まで上がれるものの、その後は射幸心を煽るものが多く、次の段階のレベル・地位にたどり着くには課金システム等を利用する必要がある。)

チャット、メール、SNS等

(リスクを伴う直接的な対人接触がない状況で、選択的(排除することも可能)に人間関係を構築できる。24時間世界が開放されており、チャット等のコミュニケーション手段も充実し孤独を感じさせない。)

対戦、チームプレイ、足跡等

(ゲーム単体でも十分な魅力があり、プレイ中は実生活上の困難等から解放される。また、興味関心、趣味の世界で、同じ価値観を持つプレイヤーとの関わりが持て、ストレスを感じにくい状態であつ、労力を使わずとも一定の仲間形成が行える。)

人間の心理的、社会的特性等を勘案し「ハマる」ように作り込まれていることが前提

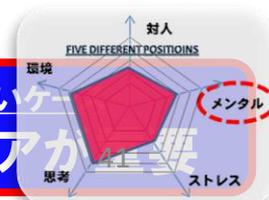
実生活上に困難を抱える当事者は逃避的な心理からより深刻な依存状態に陥り易い

深刻なケースでは躁鬱病や発達障害等で医療的ケアが必要なケースもあることに留意

実生活上の困難や背景要因へ配慮がない状況で対象から隔離する方法は極めてリスクが高い



「ネット依存」を単体で捉え物理的な隔離の下で脱却させることができるのはあくまでも深刻化、複雑化していないケースに限られる。依存に至るきっかけ、経緯、背景要因等を含むアセスメントとトータルケアが求められる。



心療内科・精神科受診の必要性が出てきた際の留意点

～展開期：若者が抱える困難を効果的に解消するための関係機関への誘導～

ネガティブな言葉・反応に対して背景を推察しながら適切に対応する

①疾患・障害に対する誤解や偏見の解消

保護者の価値観や考え、理解度に応じた説明
根性論では解消できない症状(早期治療の効果性)
「適切」な治療による回復(多くの場合治療は永遠ではなく改善までの一時的なもの)
医療の発展(親世代の時代との相違点、人材、診断、薬等)

眼科⇒内科⇒心療内科⇒精神科など段階的に移行する中で解消する方法も！

②第三者情報としての情報提供

医療の診療方針の確認と状況に応じた情報提供
相性や対立の問題に関する配慮(医療機関、担当者、投薬方法等)
保護者の主体的判断の必要性

ホームページやパンフレットにはない当事者の口コミ情報も時には活用！

③必要に応じた安定化・転院等の援助

心身の状態や状況の言語化の援助
ミスコミュニケーションに対する言葉や受け取り方の調整・変換
セカンドオピニオンの必要性

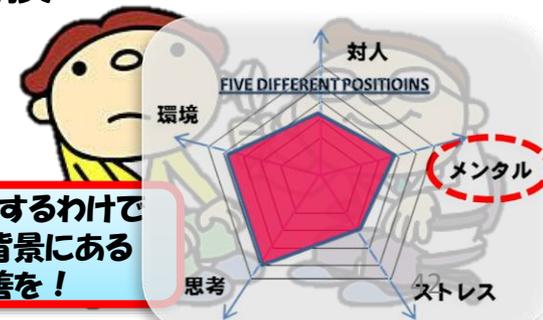
医師は医学のプロだが人間関係は相性もある！必ずしも患者と対話できる関係性が築けるとは限らない！

④要因改善・環境調整

状態の改善に応じた不適應要因への対応
環境調整

医者と若者の間に入り両者が対立関係が生じないように支援することも必要！

投薬ですべてが解決するわけではない！不適應の背景にある根本要因の改善を！



心療内科・精神科受診の必要性が出てきた際の留意点

～子ども・若者が抱える困難を効果的に解消するための関係機関への誘導～

ネガティブな言葉・反応に対して背景を推察しながら適切に対応する

考察: 当事者から次のような言葉をかけたらどのように受け止め展開を生むのか?

「馬鹿にしてるのか」「見下すな」「医者でもないくせに何様だ!」「勉強ばっかやってきたお医者さんに何が分かるの」「障害者扱いしやがって!」「差別するな!」「俺を排除するための口実を作ってる」「私をどうする気?」「診断を受けて何のメリットがあるの?」「結婚できなくなったらどうするの?」「薬を飲んで副作用出たら誰が責任をとってくれるの?」「もう治らない」「生まれつきなら変えようがない」「あんな人達と一緒にやりたくない」「一生病院に閉じ込められるんだ」「精神科に行っても生きていく意味がない」「死ぬしかない」「薬飲んでまで生きていたくない」「さっさと死ぬからモルヒネくれ」



「関係性」の構築が大前提

◎ 悩みの共有・整理

「〇〇と思うくらいに辛い」「悲しみは比べられない」「大切なことなので一つ一つ整理」「関連性のない不安をつなげない」「気持ちの『波』を知る」「自分で解決できる事 or Not」「見えない敵と戦わない」

◎ 言語化による理解

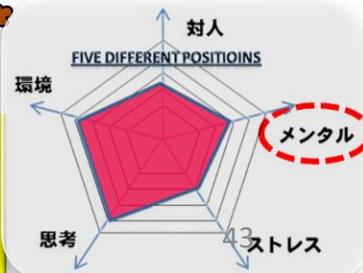
「伝えたいと思うのは前向きな行為」「自分の意思とは無関係に『体』から湧き出てくる不安」「誰もがなり得る一時的な状態」「『うつ』は心の『風邪』」「『心の状態』も体の一部」「高熱が出た際の病院受診と同じ」

◎ 展開と方針の共有

「『心』じゃなくて『体』の症状・状態を回復させる」「良くここまで耐えてきた」「これ以上苦しむ続ける必要はない」「本来の自分の気持ちを大事に」「本来の自分を取り戻そう」



「見捨てられる」というイメージを与えず、医療に誘導した後も「つながりを失わない」といったメッセージを伝えることが大事





いのちを守る支援情報や相談窓口の一例(参考)

～関係機関との連携はまず「知ることから」! 「つなぐ」ためにはまずは支援者が「つながる」! ～

①「こころの耳 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト～心の健康確保と自殺や過労死などの予防～(厚労省)」

<http://kokoro.mhlw.go.jp/index.html>

②「こころもメンテしよう～若者を支えるメンタルヘルスサイト～体がだるい、眠れない、イライラする…、こころの健康が気になるときに。」(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/kokoro/youth/>

③「知ることからはじめよう みんなのメンタルヘルス 総合サイト こころの健康や病気、支援やサービスに関するウェブサイト」(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/kokoro/index.html>

④「こころの健康相談統一ダイヤル」(内閣府)

http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/link/kokoro/kokoro_dial.html

⑤「24時間子供SOSダイヤル」(文部科学省)

<http://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm>

⑥「子どもの人権110番」(法務省)

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>

⑦「インターネット人権相談受付窓口」(法務省)

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

⑧「よりそいホットライン」(一般社団法人社会的包摂サポートセンター)

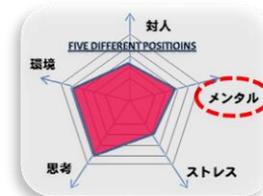
<http://279338.jp/yorisoi/>

⑨「全国のいのちの電話」(一般社団法人日本いのちの電話連盟)

<http://www.find-j.jp/zenkoku.html>

⑩「チャイルドライン」(NPO法人チャイルドライン支援センター)

<http://www.childline.or.jp/supporter/index.html>



たくさんの人達が君の力にない
たいと思ってるよ! すべては
「知ることから」自分に合った
相談窓口や支援者を見つけて
アクセスしてみよう!



⑪「相談窓口～一人で悩むより、まず相談を。～」(内閣府)

<http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/link/soudan.html>

※本ページの情報は2015年9月8日のWeb検索によるものです。
※アクセスの際は事前にホームページ等でご確認の上、ご検討ください。



ストレス耐性に着眼した中間的なトレーニングメニューの実例

～社会的孤立からの脱却、個別対応から小集団活動、集団活動、社会参加への段階的移行～

① オーダーメイドの個別プログラム

本人が「楽しい」と思える興味関心に沿った内容(最小限)



興味関心、趣味、性格、相性等を総合的に判断しマッチング
安全と安心が確保された小集団の形成

② 集団活動への段階的移行による適応性の向上

支援コーディネーターによる実践的なSST「楽しみながら」の原則

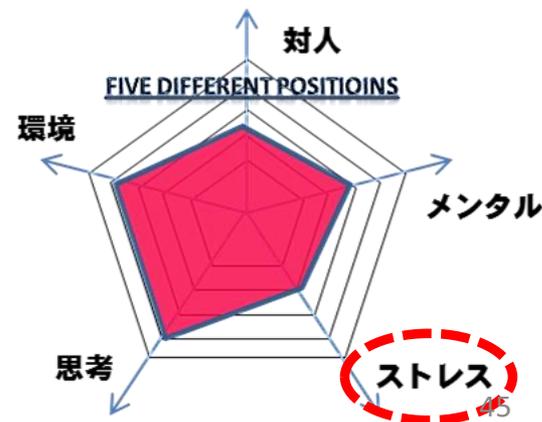


「移行」「分散」「離脱化」による「つながり」の強化
依存を生まない展開による人間関係の適正化

③ 「興味関心」から「実用的プログラムへの転換」 復学・社会参加等の効果的促進



社会貢献活動等を通じた就労体験事業
自己有用感の向上等より効果的な自立支援

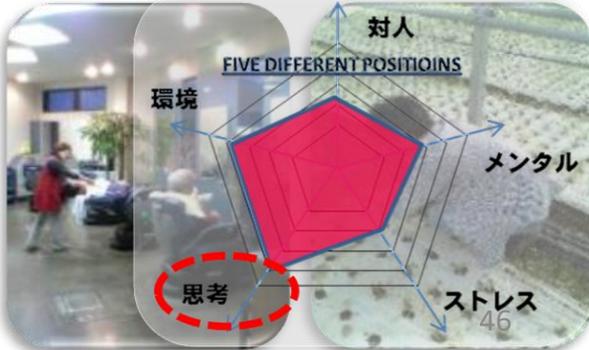




「認知行動療法」と「職親制度」を活用したジョブトレ ～認知的な偏りを修正するための「必要経験」にターゲットを絞りプログラム化する！～

**配慮のない体験は苦手意識やトラウマを強めるリスクが高い
 「最初から答えを与えても効果は薄い！」「経験を伴いながら段階的に変化を！」**

農業・畜産業・漁業 	製造業 	販売・配達 	映像・造園・その他
宿泊・観光業 	S.S.Fと共に若者達を支える 佐賀県の理解ある事業主「職親」 	飲食業 	医療
教育・専門学校 	H18年の運用開始以来 120か所を超える様々な事業所等が協力 <small>※図は主な受け入れ先を例示、一部イメージ写真有(H27年1月現在)</small>	卸売・小売業 	介護・福祉
伝統工芸 	社会貢献 	建築・建設業 	サービス業



【主な協力事業主(過去協力頂いた事業所含む)】地方独立行政法人 佐賀県医療センター 好生館、医療法人 智仁会 佐賀リハビリテーション病院、佐賀新聞武雄販売所、社会福祉法人 権原寿恵会、株式会社 ライフコンプリート、アパニセ (佐賀県立男女共同参画センター/佐賀県立生涯学習センター)、La Chica SHERRY DINING、NPO法人 佐賀県CSO推進機構656広場事務所、まんまる実相(Cafe&菓子)、あん梅(飲食店)、ゆたか食堂、小妻工房(小さな家)、花琳(軽食喫茶)、食堂大藤、レモンガラスハウス、(株)恵比須堂、認定NPO法人 たすけあい佐賀 まちなかカフェ、よってこし間蔵、BAR YAM AZAKI、自家焙煎珈琲 T&O、認定NPO法人たすけあい佐賀 TOJIN茶屋、サイクルセンター七田、株式会社 ソア、イオン九州株式会社 イオンスーパーセンター佐賀店、イオン九州株式会社 イオンモール佐賀大和店、森田物産株式会社、イオン九州株式会社 イオンエ北店、(株)しげやす、(有)ビデオハウスフランチャイズ、キリアンアップスクール 有明会社イー・エス、パルコ佐賀店、まがユースフルボランティア、特定非営利活動法人 ステップ・ワークス、佐賀県立宇宙科学館、iスクエア (市民活動プラザ)、CSO支援オフィス 情報交流センター あすとプラザ、(株)下工務店、前田建設(有)、特定非営利活動法人 循環型たての研究所、(株)松尾建設、黒屋建設、共栄(株)(道路整備)、龍川工業、黒原建築(株)、佐賀中央法律事務所、CPサロン Birth、髪Oasisみつけ、ホテル香慶屋、武雄温泉樓門平、(有)久保工業、しおり屋、株式会社 戸上電機製作所、岳心庵 矢野興左衛門商店、株式会社原口工業 セツ島工場 (造船)、NPO法人アニマルウイング、農家、株式会社 石動産業、原崎農場、ななさん農場(トマト、キュウリ)、カモファーム(農業)、(有)資本製茶、農家(サンクン菜)、シタケ栽培、武雄温泉物産館、ガスセンター武雄店、種田徳形病院・コスモス、JAF理容、株式会社 戸上化成、旧佐賀銀行唐津支店、武内 若木新聞販売店、匠菜の食(特定非営利活動法人 循環型たての研究所)株式会社 戸上メタリックス、鍋島製造 キャンリー紙造り多数。

生活困窮者自立支援法に係るモデル事業の段階から実施する就労準備支援事業

～若年無業者の就労支援で高い実績を収めている「選択型」「オーダーメイド型」の支援メニューの活用～

【佐賀市】「選択型」「オーダーメイド型」の就労準備支援事業の実施

- 佐賀市は、自立相談支援事業、就労準備支援事業、就労訓練事業の推進等のモデル事業を一括してNPO法人NPOスチューデント・サポート・フェイスに委託。
- NPOスチューデント・サポート・フェイスは、これまで地域若者サポートステーション事業を実施してきた経験を活かし、対象者の状態や興味・関心に沿った「選択型」「オーダーメイド型」の就労準備支援事業を実施。
- 支援の質的・量的調整を柔軟に行うことができるプログラムとすることで、多様な状態の対象者を受け入れを可能とするとともに、効果的な支援を実施。

佐賀市生活自立支援センター 10月スケジュール 予定

月	火	水	木	金	土	日
★ボランティア ●体験活動 ●セミナー ■その他		●内職 13時半～15時半 ●習字 14時～15時 ●若者UP 16時～18時	●農業体験 [午前/午後] 10時～13時 ■学習会 16時～18時	★巡回図書 8時20分～ ★商店街清掃 16時～	休館	休館
●若者UP 13時～15時 ■学習会 16時～18時	◆パソコンセミナー 14時～16時 ●若者UP 14時～16時 ★緑化活動	●内職 13時半～15時半 ●若者UP 16時～18時	●農業体験 [午前/午後] 10時～13時 ■学習会 16時～18時	●陶芸体験予定 ★商店街清掃 16時～	休館	休館
休館	★求人更新 13時～15時 ◆パソコンセミナー 14時～16時 ●若者UP 14時～16時	●内職 13時半～15時半 ●若者UP 16時～18時	●農業体験 [午前/午後] 10時～13時 ■学習会 16時～18時	★巡回図書 8時20分～ ●料理 11時～14時 ●インク字 ★商店街清掃 16時～	休館	休館
●若者UP 13時～15時 ■学習会 16時～18時	◆パソコンセミナー 14時～16時 ●若者UP 14時～16時 ★緑化活動	●内職 13時半～15時半 ●若者UP 16時～18時	●農業体験 [午前/午後] 10時～13時 ■学習会 16時～18時	★商店街清掃 16時～	休館	休館
●若者UP 13時～15時 ■学習会 16時～18時	★求人更新 13時～15時 ◆パソコンセミナー 14時～16時 ●若者UP 14時～16時	★カラーユ 11時～ ★陶芸体験予定 12時15分～ ●内職 13時30分～15時30分 ●若者UP 16時～18時	●農業体験 [午前/午後] 10時～13時 ■学習会 16時～18時	★巡回図書 8時20分～ ★商店街清掃 16時～		

土・日・祝日を除き、ほぼ毎日複数のメニューを用意し、その中から個々の利用者のニーズに合ったものを選択・実施。 ※説明はH26年度のもの

【支援内容】

- 初期段階の支援(生活自立支援訓練)
 - ・ 通所による生活習慣などの改善、臨床心理士との面談、定期面談による目標設定と振り返り等によって、健康・生活管理に関する意識の醸成を図る。
- 第2段階の支援(社会自立支援訓練)
 - ・ 就労の前段階として、コミュニケーション実習、自己分析実習、ボランティア活動への参加等を通じて、社会参加能力の取得を目指す。
- 最終段階の支援(就労自立支援訓練)
 - ・ 面接訓練、ビジネスマナー訓練、パソコン研修、キャリアコンサルタントによる相談支援、職場体験、ハローワーク等の利用に関する助言等を行うことで、就労に向けた自覚を喚起させ、求職活動に向けた準備を目指す。

支援員は認知行動療法の応用的活用を意識

【支援期間】

初期・第2段階から開始→1年以内、最終段階から開始→6か月以内

【利用料・費用】

無料。ただし、食事代・交通費等の実費を徴収する場合あり

【災害時の補償】

来所中またはスタッフと移動中・作業中の事故や怪我等による見舞金等(通院1万円～、入院2万円～、死亡50万円) (NPO活動総合保険(第三者賠償は1億円まで)に加入)

【工賃】

基本的に支払いなし(内職などで工賃が発生する場合は事前に説明)。

※出典：厚生省モデル事業推進検討会資料1(一部改訂)

〈学習会〉
高認(高校卒業程度認定試験)の勉強ができます！
その他にも、小・中・高校の勉強の復習や資格取得の勉強も大丈夫です！

季節によって
緑化活動も
あります★

★今月の料理セミナー★
10月17日(金)11時～14時
場所：佐賀市青少年センター(調理室)
メニュー：リクエスト募集中♪
※メニューは変更する場合があります。

〈イニシアズ〉
※連携機関
★コミュニケーション
★パソコンスキル向上
★ビジネスマナー

若者UPセミナー開催！
●Word/Excel/PowerPoint等の
毎週月・火・水曜
曜日によって時間が異なります。
詳しくはチラシをご覧ください！！

「佐賀市生活自立支援センター」は、
特定非営利活動法人NPOスチューデント・サポート・フェイス
が、佐賀市から委託し、運営しています。
〒840-0826佐賀市白川7番2-7KITA-JIMAビル1階
TEL:0952-80-6209 FAX:0952-82-6243
開館時間:11時～18時(月曜日～金曜日)
休館日:土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始等



生活困窮者自立支援法に係るモデル事業の段階から実施する就労準備支援事業

～当事者の自尊心、自己肯定感を効果的に高めるための社会貢献活動を中心としたプログラムの組み立て～

車椅子清掃ボランティア

病院に出向き患者さんが使われている車椅子を清掃するボランティアです。

【日時】第2木曜日 14:00～(1.2時間程度)
【場所】佐賀リハビリテーション病院(集合場所:サボステ)
【方法】
 ・車椅子清掃マニュアルを参考にサボステスタッフ、ボランティアに参加する人と協力して行います。
 ・A・Bの2班に分かれ活動を行います。
 ・清掃を行う場所は主に「1階ロビー部分、2、3階病棟」になります。

【目的】
 ・ボランティア参加者と共に協力し、学び合いながら活動する
 ・様々な人々と出会い、ふれあい、つながりを持ち社会の一員としての実感を持つ。
 ・目の前の課題に対し、何が 필요한のか、改善のためにどうすればよいのかを考える
 ・ボランティア活動を通して、多様な価値観を認識する。

約束事項

- ・病院という場にふさわしい身なりをしましょう
- ・様々な人がいる場所なので、きちんと挨拶しましょう。
- ・一人ひとり、責任をもって活動しましょう。
- ・きついときは無理をせずに、他の人と協力しながら活動しましょう。



各自準備するもの

- ・タオル(汗拭き等)
- ・飲み物
- ・活動しやすい服装(ただし病院であることを考慮する)



求人(タウンワーク)更新ボランティア

さがユースフルボランティア

タウンワークなどの求人情報誌を、色々な人が見やすいように『切り貼り』『書き込み』『掲示』を行うボランティアです。

- 活動の目的**
- ・他の人たちも見る、ということを考えて作成する
 - ・求人情報に関心を持ち、色々な仕事を知る
 - ・求人情報を通して、自分が興味のある仕事、職種に気づくことが出来る など



【活動の内容】
 ・用意された求人情報を決められた大きさに切る
 ・切り抜いた求人情報を決められた場所に貼る
 ・仕事内容や勤務地などの大事なポイントを見やすいように書き込む
 ※ただ何となく活動するのではなく、興味のある仕事のことなどについて話し合いながら活動しましょう



【活動の流れ】
 (集合 → 説明 → 活動 → 振り返り)
 ・はさみ、のり、ペンなどの道具を配り
 ・活動内容の詳細とテーマ、活動時間の説明を行う
 ・求人情報更新活動
 ・活動終了後、スタッフと参加者全員で振り返りを行う

【活動時間】
 ・週1回
 ・毎週火曜日(13:00~14:30)

【活動場所】
 ・サボステ内(コネクションズ・スペース)



- 【必要なもの】**
- ・特に必要なものはありません
 - ・求人情報やはさみ、のり、ペンなどの道具はスタッフが用意します

活動中は自由に話し合いながらやりましょう

例えば、このような感じ…



僕は介護の仕事に興味があるんだよね

私はコンビニかスーパーのアルバイトから始めてみようかな?

他の人達にとって役に立ちます



新しい求人情報だ!応募してみようかな?

花づくりボランティア

さがユースフルボランティア

種から花を育てて、その後も水やりや除草など花のお世話をして地域の美化と活性化に協力する活動です。

- 活動の目的**
- ・地域の美化、活性化
 - ・花を育てることの楽しさ、楽しさを知る
 - ・活動の継続性や向上性
 - ・公共性や地域に向けた場所での活動
 - ・活動を通して、メンバーとの交流を図る など



【活動の内容】
 ・種まき
 → 表面のウッドチップをどけて、土の中(浅く)に播きます
 ※春・夏・秋・冬で、季節に適した花の種を播けて育てます
 ・水やり
 → すぐ近くの小川から水を汲んで、水をやります
 ・除草
 → 雑草は花の成長の邪魔をするので、定期的に取り除きます

【必要なもの】
 ・タオル、飲み物
 ・花の種や筆、シャベルなどの道具はスタッフが用意します
 ※暑くなってくるので、タオル・帽子・飲み物は各自持参して下さい
 ※また、屋外での活動なので、動きやすい服装が良いでしょう

【活動時間】
 ・月1回
 ・第3火曜日(10:30~12:00)

【活動場所】
 ・サボステの近くの公園



『花づくり』を通して、色々な変化が期待できます!



花が咲いたら街が明るくなったね!



ごみ拾いボランティア

さがユースフルボランティア

道路や公園、河川などにはたくさんのごみがポイ捨てされています。空き缶やペットボトル、たばこの吸い殻などのごみを拾って、佐賀の街をきれいにしようという活動です。

- 活動の目的**
- ・その場をきれいに保ち、自分たちや周辺住民、来訪者が気持ちよく過ごせる状態にする
 - ・リサイクル可能な資源を回収する
 - ・参加者自身やごみ拾いを見た人たちのマナー啓発
 - ・ごみのない環境を保つことでごみを捨てにくい状況を創出する
 - ・動物や河川などの自然をごみの汚染から守る
 - ・活動を通して交流を図る など



【活動の内容】
 ・空き缶やたばこの吸い殻など、ポイ捨てされているごみを拾って回収する
 ・回収したごみを、リサイクルが可能なものと、そうでないものとで分別する

【用意するもの】
 ・特に活動に必要な道具はありません
 ・軍手や火ばさみ、ごみ袋はスタッフが用意します

※暑くなってくるので、タオル・帽子・飲み物は各自持参して下さい
 ※また、屋外での活動なので、動きやすい服装が良いでしょう

【活動の流れ】
 (集合 → 説明 → 活動 → 振り返り)
 ・軍手、ごみ袋、火ばさみを配り
 ・ごみ拾い実施の時間と活動範囲、ごみ拾いの方法の説明を行う
 ・ごみ拾い活動
 ・資源ごみを分別する
 ・活動終了後、スタッフと参加者全員で振り返りを行う



『ごみ拾い』には色々な効果があります!

例えばこのようなことが…



最近ポイ捨てが多くなっているみたいですね…

それじゃあ、まだまだごみ拾いも頑張らなきゃいけないな

あーごみ拾い頑張らなきゃいけないな

でもこれからは頑張りたいですね!

ありがとうございます!

メンタル

思考

環境

対人

メンタル

思考



「認知行動療法」と「職親制度」を活用した長期の就労体験(チャレンジ体験)

～専門スタッフの随行支援によるケア付きの就労体験にも引きこもり等の支援で培ったノウハウが機能～

就労体験。

その「経験」が「自信」につながる

- ・働きたいけど、1歩が踏み出せない。
- ・何から始めればいいのか分からない。
- ・いきなり働く自信がない。
- ・どんな職種を選べばいいのか分からない。
- ・就職活動がうまくいかない。
- ・仕事が長続きしない。
- ・職場での人間関係がうまくいかない。



コーディネーターと一緒に「働く経験」をしてみませんか？

対象

- ・おおむね15～39歳の若者
- ※ご参加の際は、こちらが用意する申込書をご提出していただく必要があります
- ※必要であれば、2回まで体験を受けることができます

体験内容

- ・協力事業主の元で簡単な事務作業や軽作業等ができます
- ・1人1人のペースに合わせて、少しずつステップアップさせていきます
- ※体験開始から一定期間は支援スタッフが同行しサポート致します
- ※体験場所や体験内容の詳細は企業先と協議して決めていきます

実施期間

- ・短期コース (2～3日、1週間程度)
- ・長期コース (3週間程度)
- ※期間や時間の詳細は、企業先と協議し打ち合わせをします

諸費用

- ・施設利用費や参加費等は無料ですが、交通費や食事代等は、原則として自己負担となります
- ※体験中に「対人」た不慮の事故等での移転や物品に関しては、FIVE DIFFERENT POSITIONS 環境を留意してあります

興味がある方や、聞きたいことがある方は、「さが若者サポートステーション」まで。お気軽にご連絡ください♪

〒840-0826 佐賀県佐賀市白山2丁目2番11号 1階
tel: 0952-28-4323 fax: 0952-28-4324

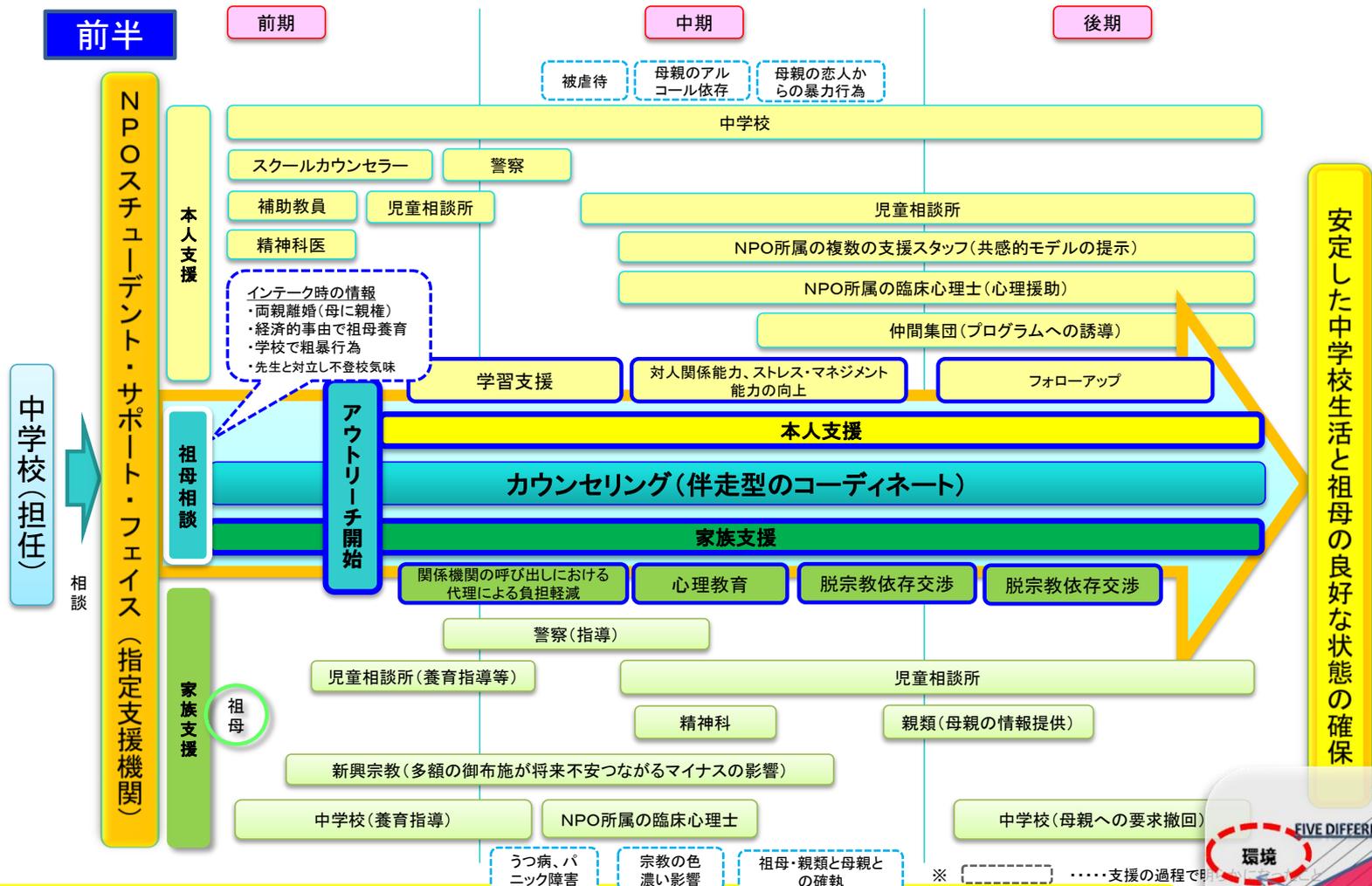
担当 さが若者サポートステーション



アウトリーチを用いたネットワーク活用型の支援によって多面的に支援する①-1

事例：母子家庭の男子(14歳)
 相談時の家族構成：
 祖母(70代)、本人⇒後で母親と同居

小学校の頃から学内外で暴力行為等を繰り返す。中学校では医療機関を含めチーム対応しているが悪化傾向。祖母による養育では限界。原因は本人性格や障害も(担任)。



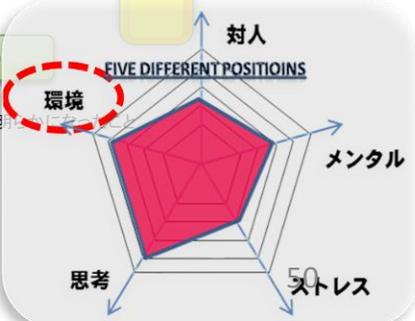
中学校(担任)

相談

NPO スチューデント・サポーター・フェイス (指定支援機関)

相談室で得られる情報と生活場面で得られる情報には差異がある

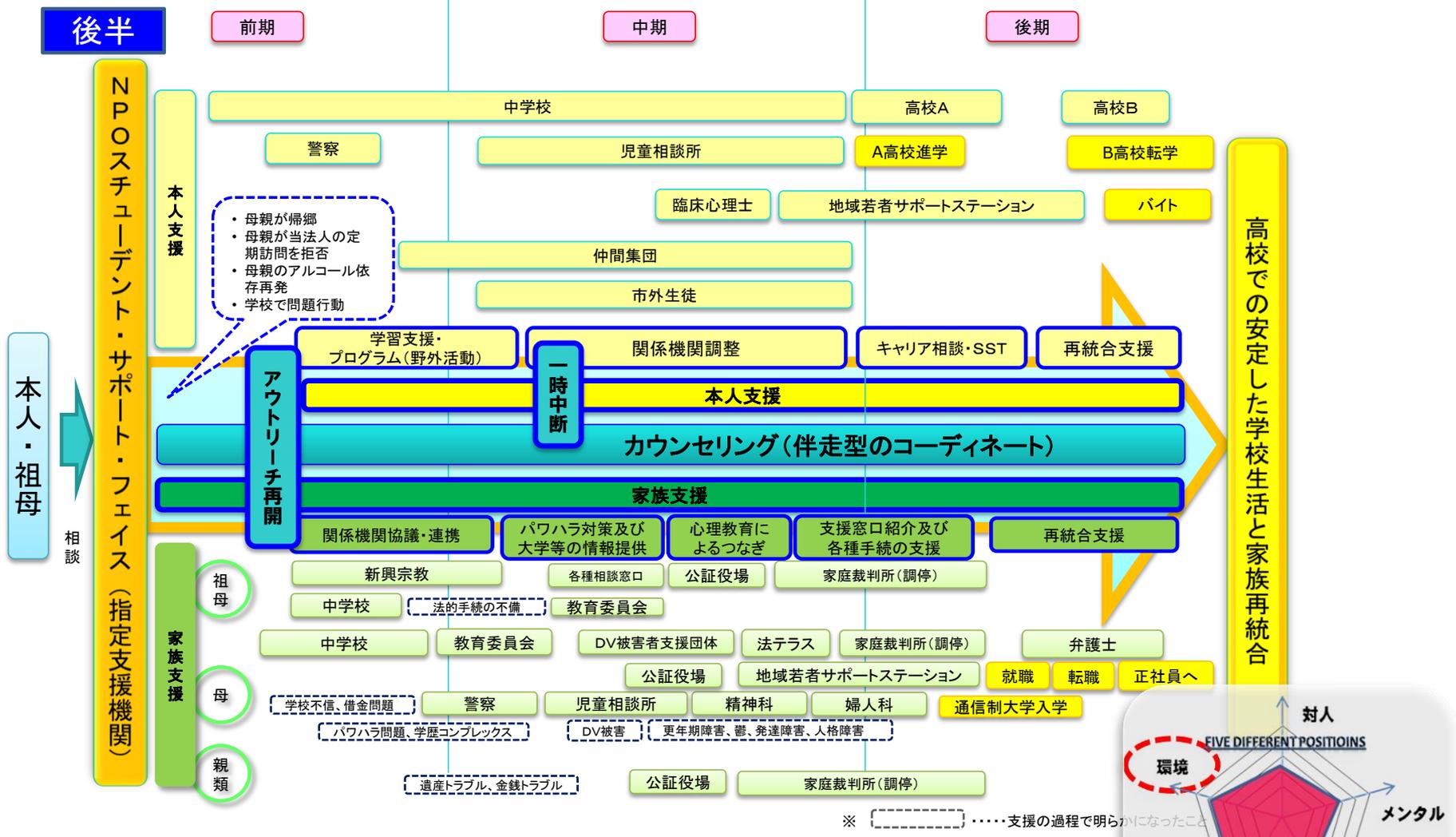
逸脱行動の背景に生育環境の問題を抱えるケースもあることに留意



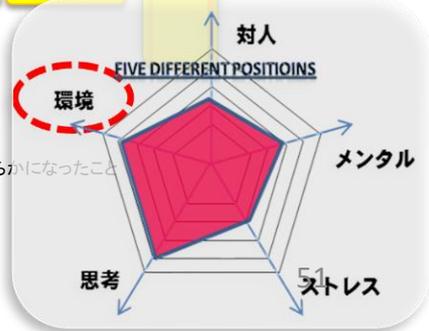
SIF アウトリーチを用いたネットワーク活用型の支援によって多面的に支援する①-2

事例：母子家庭の男子(14歳)
 相談時の家族構成：
 祖母(70代)、本人⇒後で母親と同居

小学校の頃から学内外で暴力行為等を繰り返す。中学校では医療機関を含めチーム対応しているが悪化傾向。祖母による養育では限界。原因は本人性格や障害も(担任)。



※本事例の詳細については、内閣府『困難を有する子ども・若者及び家族に対する支援の在り方に関する調査研究報告書』第2章に掲載。

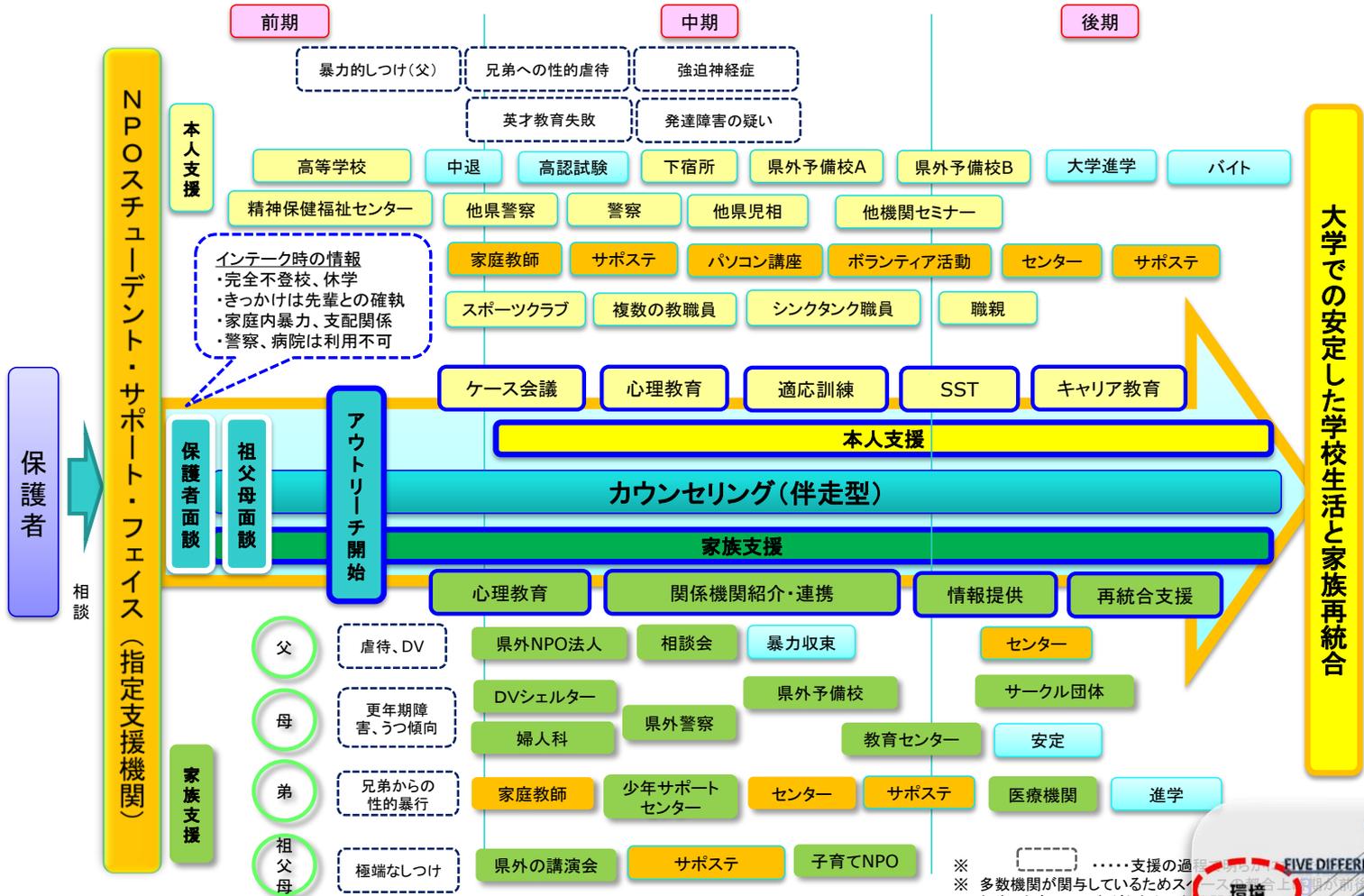




アウトリーチを用いたネットワーク活用型の支援によって多面的に支援する②

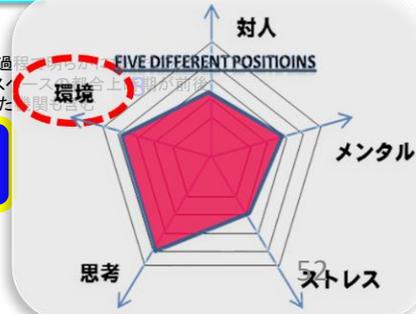
事例：ひきこもり、重度の家庭内暴力
相談時の家族構成：
祖父母、両親、本人(19歳)、弟

高校休学し約2年間ひきこもり状態。教職員やカウンセラー関与するが、家庭内暴力が深刻化。事件や家族崩壊する前に暴力を止めて欲しい(両親)。



複数の問題に対して同時並行的にアプローチできる総合的な支援機能が必要

適切な「見立て」に応じて支援全体の質を調整できる「伴走型の支援」が有効

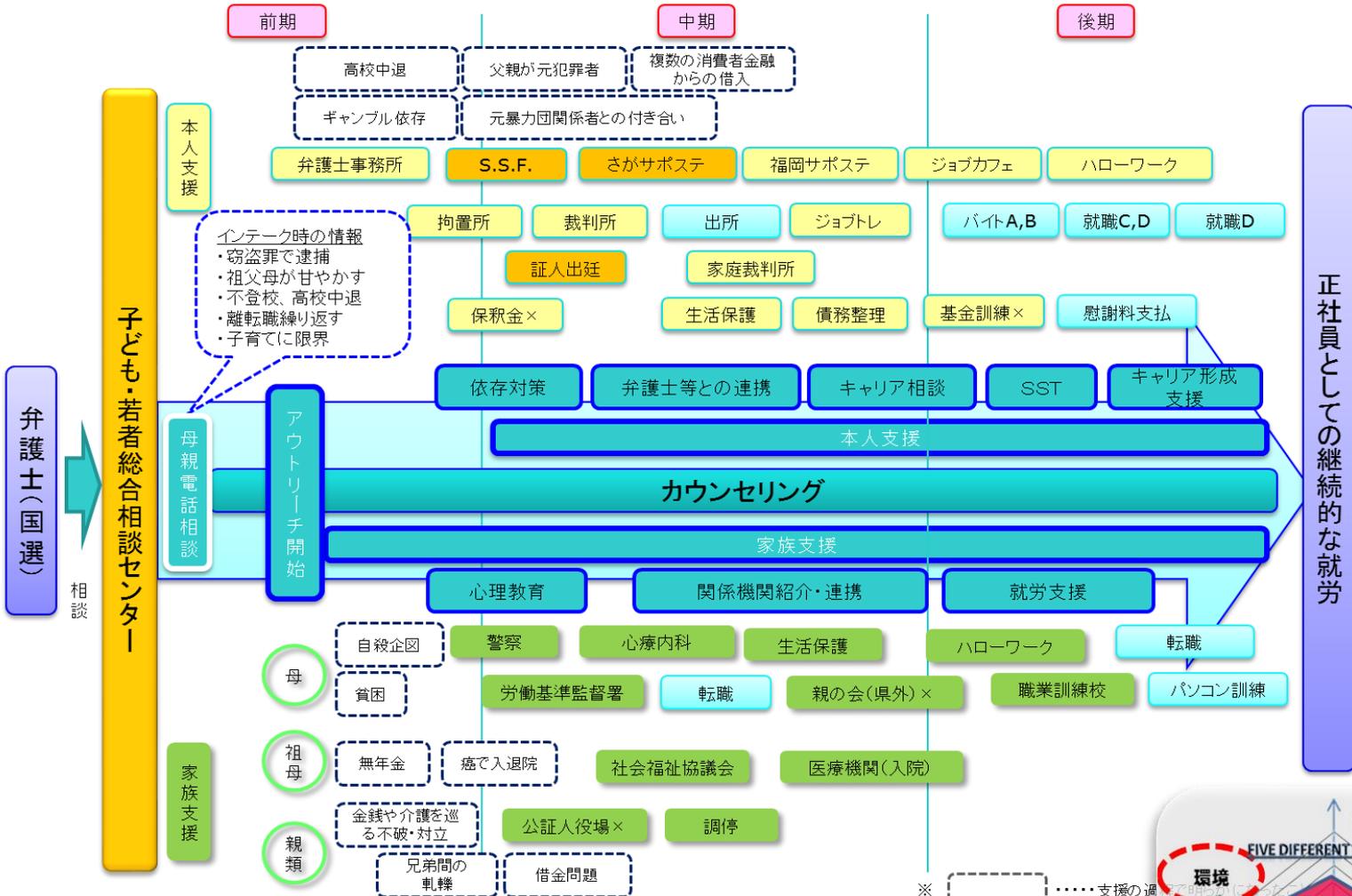




アウトリーチを用いたネットワーク活用型の支援によって多面的に支援する③

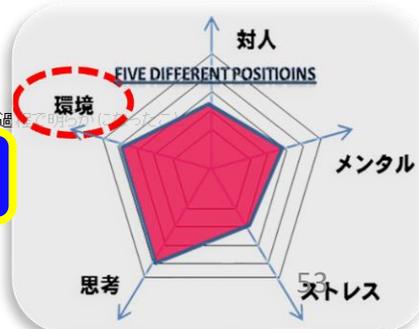
事例①：男性(22歳)
家族構成：
母(50代)、祖母(80代)、本人

本人が窃盗で逮捕され拘置所に。ひとり親家庭で母親が精神的に不安定。
祖母も入院。本人の立ち直りが難しい状況。(弁護士より相談)



職業的な自立を達成するためにはキャリア面だけでなく背景問題にも目を向ける必要がある

複合的な問題を抱えるケースは従来型の縦割りの対応では自立が達成できない

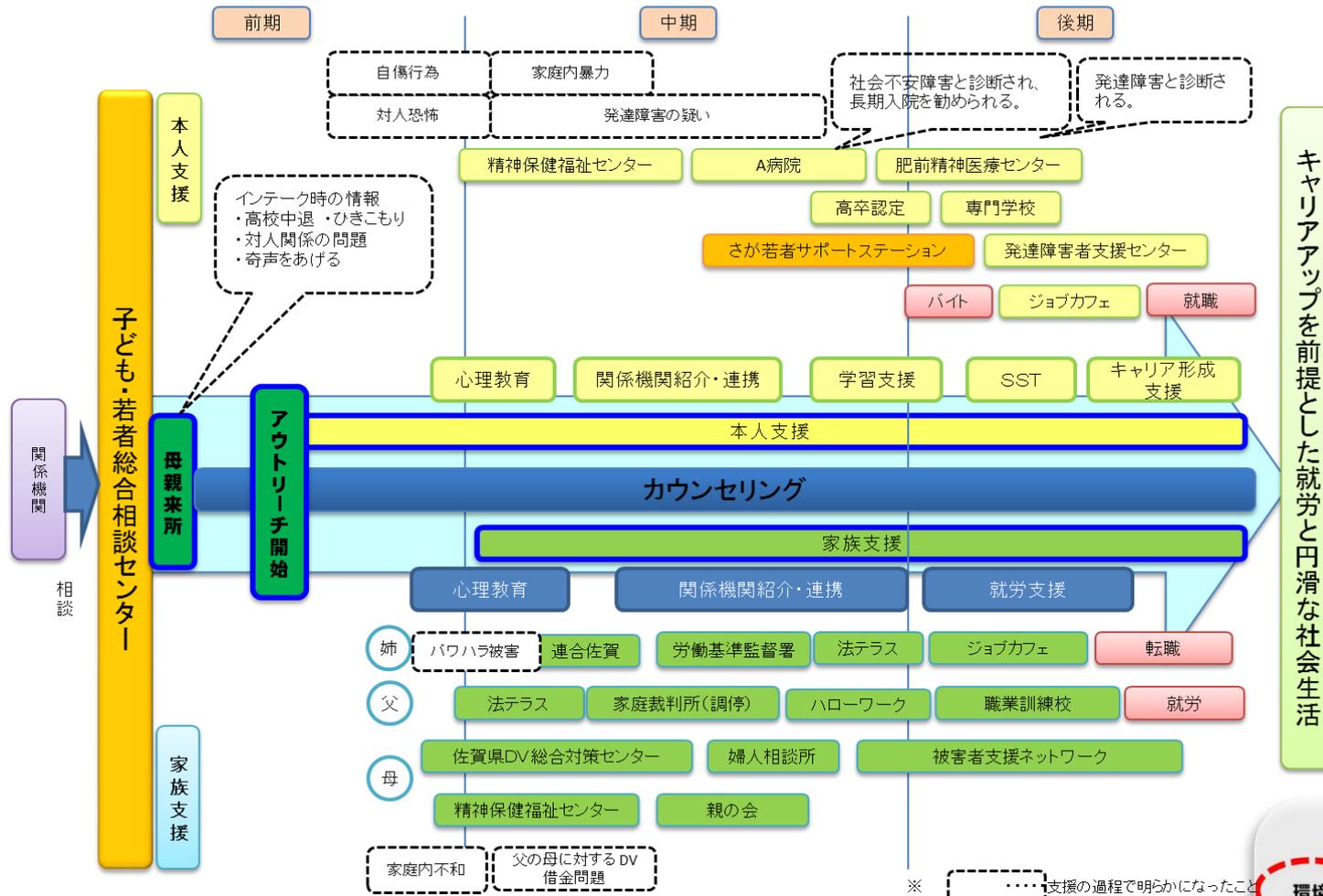




アウトリーチを用いたネットワーク活用型の支援によって多面的に支援する④

事例① 男性(24歳)
 家族構成: 父、母、姉(26歳)、本人

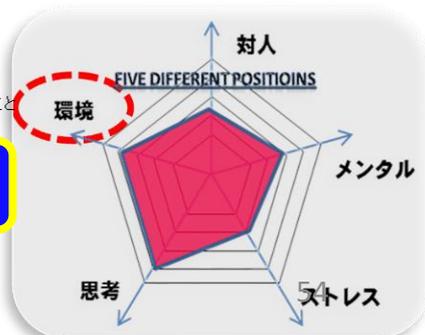
高校を中退し、ひきこもっている。複数の支援機関への相談歴があるが改善の兆候が見られないケース(関係機関より紹介)



キャリアアップを前提とした就労と円滑な社会生活

複数の困難が混在する場合の家族問題の解決には特に専門機関間での綿密な連携が必須

困難の度合いによってはキャリアアップを含め複数年にわたる長期ビジョンが重要





アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

ひきこもり状態から脱却した子ども・若者の 学校復帰の際の留意点

～「無意識」の意識化によるシェイピング等初回登校の段階から定着に至るまできめ細かな配慮が必要～



ひきこもり状態から脱却した子ども・若者の学校復帰の際の留意点

～「無意識」の意識化によるシェイピング等初回登校の段階から定着に至るまできめ細かな配慮が必要～

①「無意識」の意識化によるシェイピング

特に心療内科や精神科に通っていて本人が説明し辛いと思ってるような場合、言い易くて矛盾のこない答えを一緒に考える！

- ⇒「学校を休んだ理由」「休んでた間の過ごし方」等同級生の問いに対する答え
- ⇒「校門で友達と会ったら」「すれ違う時の目線」「トイレ」等学内での行動の仕方
- ⇒「朝礼が始まるまで」「休み時間」「昼休み」「放課後」等の会話や過ごし方

②モデリングによる認知の修正と動機づけ

予め教職員や学校所属の支援員と接触して教室での話題の傾向や復帰時期の校内イベント等の情報を聞いておくベスト！

- ⇒支援者自らの言動やカウンセリング、支援活動を通じたモデリング
- ⇒マッチングした児童生徒、先輩等との関係性を活用したモデリング
- ⇒将来の目標となる人物や「アニメキャラ」「俳優」等によるモデリング



③心身の健康を維持するための学外での対策

学校での流動的な場面でも自ら考え、行動選択をできるように支援活動を通じて適切な「生き方モデル」を示そう！

- ⇒家庭や学校以外の「相談窓口」「居場所」の確保による相対的位置づけの調整
- ⇒学習や部活動、塾やバイト等ライフスタイルの見直しと本格復帰に向けた段階的調整
- ⇒蓄積するストレスを解消するための手立て(睡眠、食事、運動、遊び等)の確保

④段階的移行による安定化・定着の援助

真面目な児童生徒は復帰初期段階で頑張り過ぎてダウンしてしまう場合も！その際は学外での対策、特にストレス対策が必須！

- ⇒逃げ場(座り位置、保健室、相談室等)や対処法(味方づくり)等の確保
- ⇒好きな教科や先生の授業、学校行事、クラス替え等に合わせたきっかけづくり
- ⇒挨拶から相談室、短時間授業から通常授業へ、心理的状态に配慮した段階的移行

復帰初期段階はストレスコントロールを行うため教職員の協力が重要！課題の量的な調整や授業での発表等の対策(学習の遅れを考慮)が打てれば効果的だよ！





アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

引きこもり状態から脱却した若者等の 就職や職場復帰の際の留意点

～職場の人間関係を始めとするストレス要因に対する事前のケアの重要性～



就労支援を行う上で考慮すべきストレス要因

～就労意欲を失った当事者が再び意欲を取り戻すために必要な配慮～

個人的要因

年齢、性別
結婚生活の状況
雇用保証期間
職種(肩書)
性格(タイプA)
自己評価(自尊心)

NIOSHの職業性ストレスモデル
【National Institute for Occupational Safety and Health (米国立労働安全衛生研究所)】

職場のストレス要因

職場環境
役割上の葛藤、不明確さ
人間関係、対人責任性
仕事のコントロール
仕事の量的負荷と変動性
仕事の将来性不安
仕事の要求に対する認識
不十分な技術活用
交代制勤務

急性のストレス反応

心理的反応
・仕事への不満
・抑うつ
生理的反応
・身体的訴え
行動化
・事故
・薬物使用
・病欠欠勤

疾病

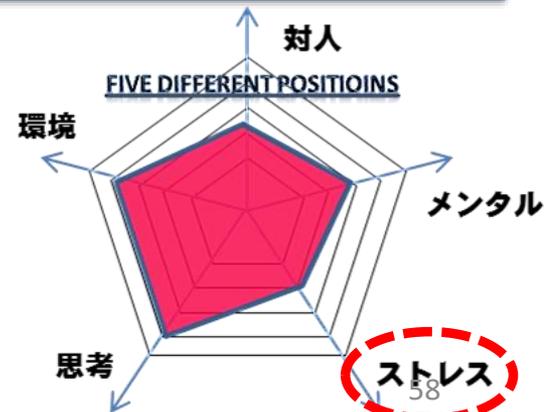
仕事に基づく心身の障害
医師の診断による問題(障害)

仕事以外の要因

家族、家庭からの要求

緩衝要因

社会的支援(上司、同僚、家族)





就労支援を行う上で考慮すべきストレス要因

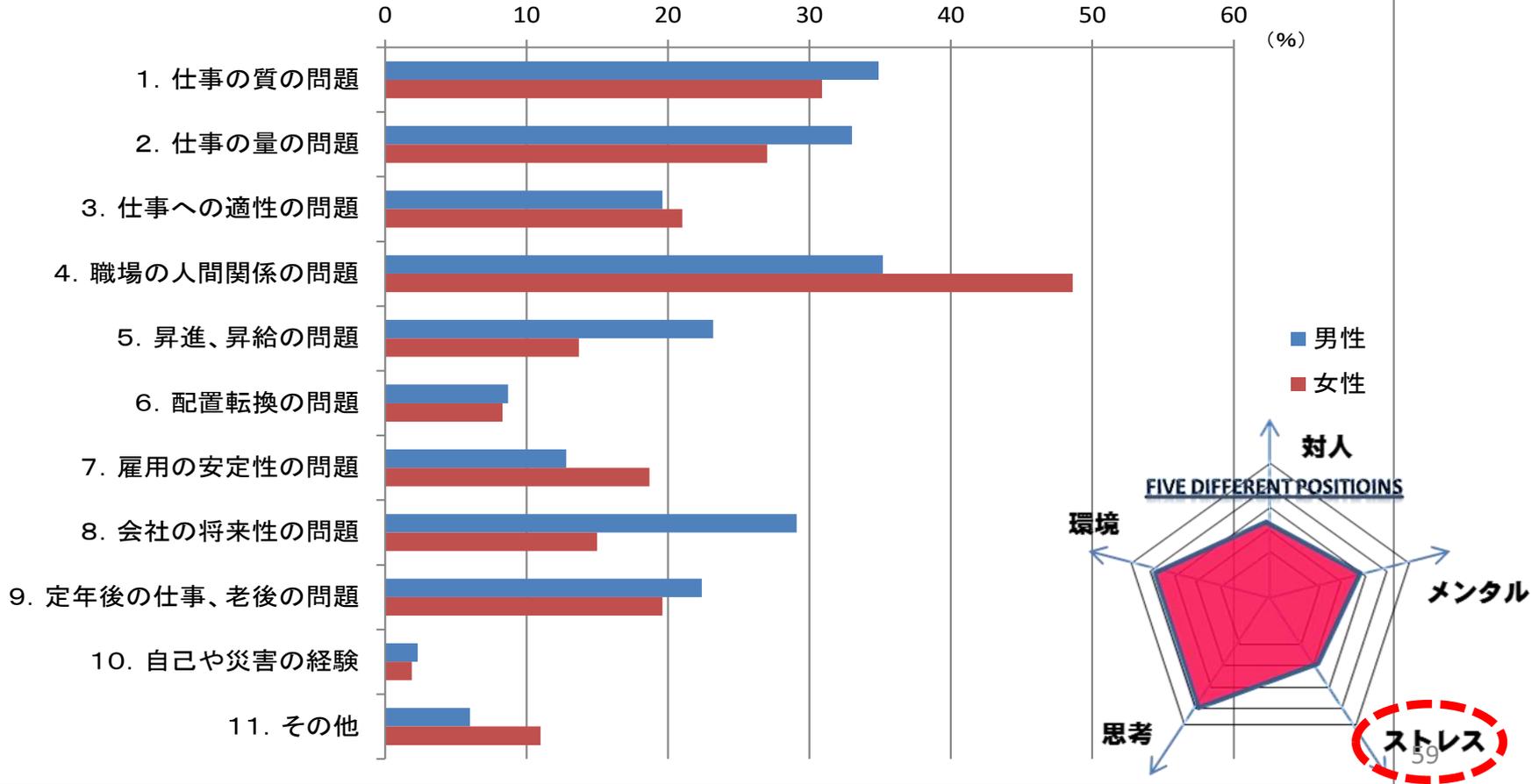
～就労意欲を失った当事者が再び意欲を取り戻すために必要な配慮～

平成24年 労働者健康状況調査(厚生労働省)

仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスの内容

	①仕事の質の問題	②仕事の量の問題	③仕事への適性の問題	④職場の人間関係の問題	⑤昇進、昇給の問題	⑥配置転換の問題	⑦雇用の安定性の問題	⑧会社の将来性の問題	⑨定年後の仕事、老後の問題	⑩自己や災害の経験	⑪その他
男性	34.9	33	19.6	35.2	23.2	8.7	12.8	29.1	22.4	2.3	6
女性	30.9	27	21	48.6	13.7	8.3	18.7	15	19.6	1.9	11

仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスの内容(男女別)





就労支援を行う上で考慮すべきストレス要因

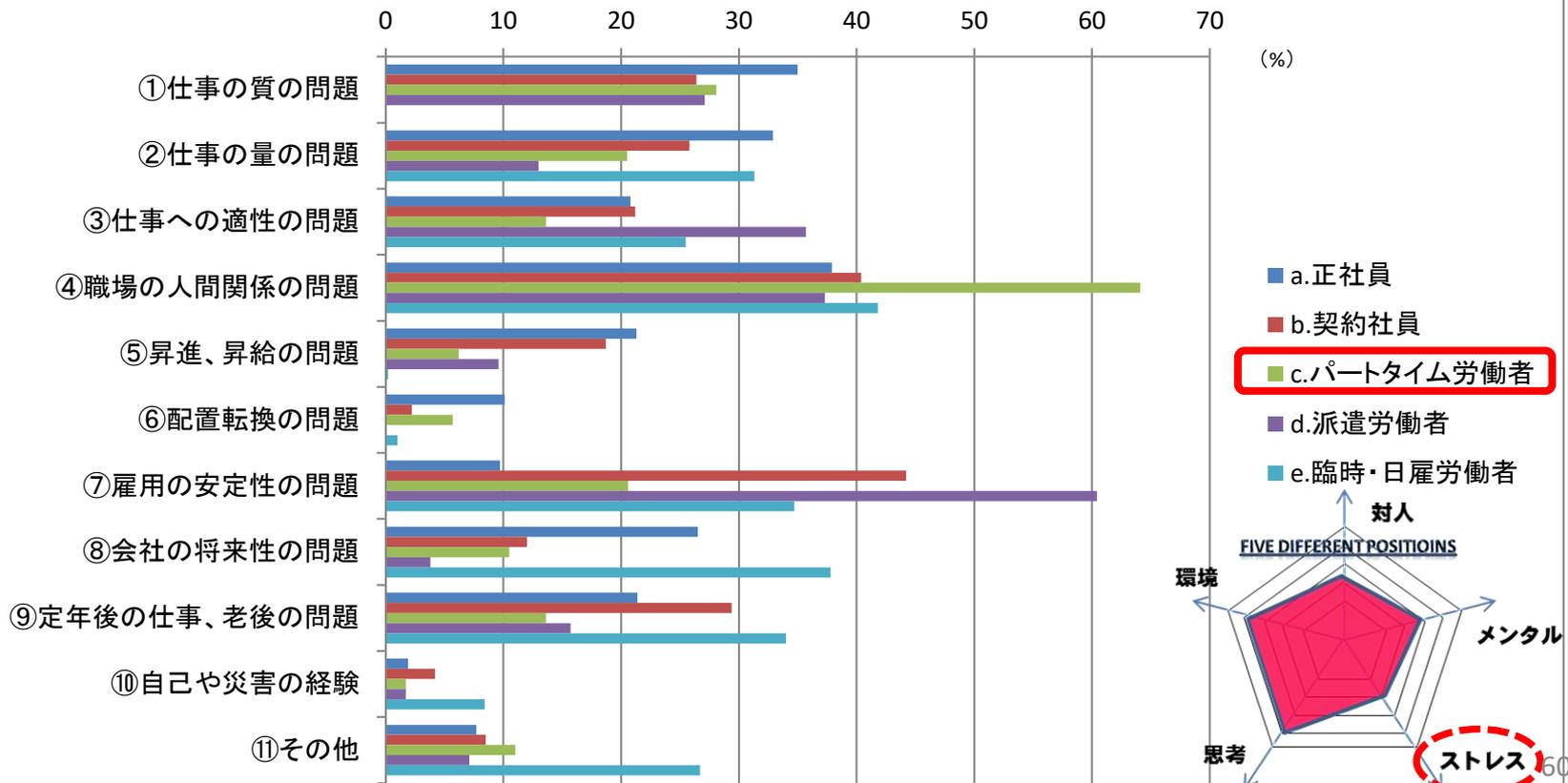
～就労意欲を失った当事者が再び意欲を取り戻すために必要な配慮～

平成24年 労働者健康状況調査(厚生労働省)

仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスの内容

	①仕事の質の問題	②仕事の量の問題	③仕事への適性の問題	④職場の人間関係の問題	⑤昇進、昇給の問題	⑥配置転換の問題	⑦雇用の安定性の問題	⑧会社の将来性の問題	⑨定年後の仕事、老後の問題	⑩自己や災害の経験	⑪その他
a.正社員	35	32.9	20.8	37.9	21.3	10.1	9.7	26.5	21.4	1.9	7.7
b.契約社員	26.4	25.8	21.2	40.4	18.7	2.2	44.2	12	29.4	4.2	8.5
c.パートタイム労働者	28.1	20.5	13.6	64.1	6.2	5.7	20.6	10.5	13.6	1.7	11
d.派遣労働者	27.1	13	35.7	37.3	9.6	0	60.4	3.8	15.7	1.7	7.1
e.臨時・日雇労働者	0	31.3	25.5	41.8	0.2	1	34.7	37.8	34	8.4	26.7

仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスの内容(就業形態別)



職場への不安感が強い若者に対して支援員ができること ～ストレス要因に着眼した事前準備を行うことで心に余裕を生み定着可能性を高める～

各職種における就職の際、事前に準備できることを考察する！

①ファミレスなどの接客関係



本人の状態によっては、多くを語り過ぎたり、否定的な内容に偏るとより不安感が強まるリスクがあるので注意してね！



②建設や工事現場等建設業関係



③経理や事務関係



「職場あるある」的に大変だけど「準備すれば何とかなる」といった本人がポジティブに考えられる範囲でまずは共有してみよう！



⑤配送や引っ越しなど運輸関係



事前に学んだりシミュレーションを行うことで不安感を和らげ現場でのアドバンテージを作る！

各職種だけでなく各現場で異なる価値観や慣習等「文化」に着眼した助言も効果的！

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

全国トップレベルの実績と共に先進モデルとして認知されてきたS.S.F.の支援実践

**社会的に孤立する若者へのアプローチと
ネットワーク活用型支援を実践した佐賀県における
全国トップレベルの実績は若年無業問題の
社会的な改善をもたらしている！**

～社会的な変化(結果)から実証されたS.S.F.によるアウトリーチ活動の有用性～



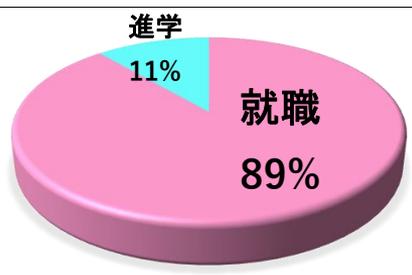
若年無業者数減少率N0.2に象徴されるアウトリーチ型の佐賀サポステの有効性

～専門性の高いアウトリーチノウハウによって可能となった「社会的ひきこもり」等社会的に孤立する若者の支援への誘導と伴走型の自立支援～

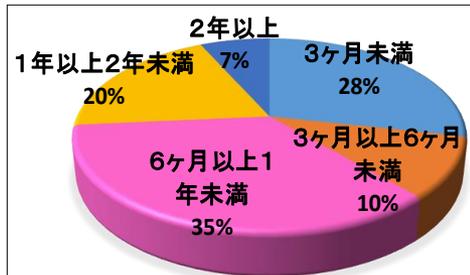
佐賀県におけるサポステの進路決定者数の推移

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	計
進路決定者	27	130	256	256	314	396	334	460	414	306	159	3052

【H28年度の進路決定内訳】



【H28年度進路決定までの期間】



H26年度以降は仮登録制度等入口段階でのアウトリーチ対象者の除外等関連制度との徹底的な棲み分けが求められた他、実績カウント方法の変更等で、佐賀県のサポステが最も不利な影響を受けている。名目上の実績が押し下げられているが、実際は、数字上は表現されていない相談件数や就職等進路決定実績が大幅に増加。

全国のサポステとの比較

アウトリーチの有効性は明らか!

アウトリーチ対象者が全体4～5割!

- 22年度(10月～4月) 進路決定者数全国1位(6か月後)
- 23年度(4月～10月) 進路決定者数全国2位(当該月)
- 24年度(4月～1月) 進路決定者数全国2位(当該月)
- 25年度(4月～3月) 進路決定者数全国2位(当該月)
- 26年度(4月～3月) 進路決定者数全国3位(当該月)
- 27年度(4月～3月) 進路決定者数全国2位(当該月)
- 28年度(4月～9月) 進路決定者数全国69位(!?) (当該月)

※26年度から実施された事業スキームの大幅な変更はアウトリーチを用い重篤ケースを支援し実績をあげてきた佐賀県に年々深刻な影響を及ぼしている。

【佐賀県における若年無業者数】

H19年4900名(2.5%) ⇒ H24年3400名(2.0%)
 ※1500名の減少(総務省:就業構造基本調査)

全国で高止まりする中で佐賀県は社会的な結果を残している:若年無業者が減少(改善率は全国2位)

アウトリーチと重層的な支援ネットワークを活用した多面的援助アプローチが有効に機能している⁵³





アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

**S.S.F.は行革以降の過去4事業年度のみで
全国約1,500ヵ所からの講師派遣及び
視察受入依頼に応える公益重視の活動を展開**

～佐賀県及び佐賀市発の取組は全国において先進モデルに位置づけられている！～



全国トップベルの実績を有するS.S.F.のアウトリーチノウハウを基軸とした革新的取組

～先進モデルとして全国から注目を浴びる「佐賀県」「佐賀市」がリードする自治体とS.S.F.との協働による自立支援～

徹底した公益重視の運営：行革以降の直近4カ年で全国各地約1,500か所からの視察受入及び講師派遣要請に応じている！

【視察受入】

横浜市議会常任委員会
内閣府政策統括官付参事官
厚生労働省総務課
岩手県盛岡広域振興局保健福祉環境部保護課
大阪府豊中市健康福祉部福祉事務所
新潟県議会
福岡県遠賀郡岡垣町教育委員会
特定非営利活動法人コースター
埼玉県川越市議会議員
兵庫県西脇市議会議員
公益財団法人大分県総合雇用推進協会
特定非営利活動法人サポートセンターゆめさき
和歌山県議会
株式会社第三文明社
熊本市ひきこもり支援センター「りん」
NPO法人抱撲
仙台市南部発達相談支援センター
滋賀県立精神保健福祉センター
社会福祉法人グリーンコープ
神奈川県議会議員
札幌市議会議員
大分県農林水産課
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
厚生労働省政策統括官付政策評価官室
鹿児島県いちき串木野市福祉事務所
福岡県田川市
滋賀県協働センター事業団
鹿児島県日置市
沖繩県労働者福祉基金協会
長崎県社会福祉法人雲仙市社会福祉協議会
滋賀県議会
熊本県合志市
福岡県社会福祉法人大年田市社会福祉協議会
宮崎県宮崎市自立相談支援センター
鳥根県益田市教育委員会
東京都葛飾区議会
山口県下関市社会福祉協議会
沖繩県名護市役所
神戸光有会アメンティホーム夢野
首都東京大学
慶応大学、佐賀大学
大分大学、北九州大学
福岡県久留米市
社会福祉法人鳥根県社会福祉協議会
埼玉県社会福祉協議会
栃木県若年者支援機構
厚生労働省キャリア形成支援課
熊本県社会福祉法人菊愛会
東京都杉並区議会議員

北海道石狩市議会議員
長崎県佐世保市保健福祉部生活福祉課
ビアサポートネットしづか
釧路市生活相談センター
福岡県糸島市役所
NPO法人スクール・アドバイス・ネットワーク
京都市子ども・若者総合相談センター
公明党新聞
熊本県玉名市
鳥根県古賀町教育委員会
東京都町田市議会
岡垣町青少年健全育成市民会議
鹿児島県いちき串木野市
福岡県議会議員
東京都調布市
露島・大隅若者サポートステーション
千葉市議会
NPO法人みらいず
特定非営利活動法人ライフサポートはる
読売新聞、朝日新聞、佐賀新聞
福岡県社会推進部青少年課
長崎県福祉保健部子ども政策局こども未来課
長崎県南島原市教育委員会
熊本県菊陽郡菊陽町
NPO法人カタリ場
みずほ情報総研株式会社
市民ネットワーク北海道
三重県鈴鹿市議会
奈良県
佐賀市議会
NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター
山口県平生町社会福祉協議会
グループホーム&デイサービスもみの木
日本フاندレージング協会
福井大学大学院
特定非営利活動法人ワークリンク
長崎市議会、長崎市生活福祉課
OECD
北海道北広島市議会
厚生労働省政策統括官付政策評価官室
愛知県名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター
沖繩県うるま市
鳴門教育大学
明治学院大学社会学部社会福祉学科
社会福祉法人全国社会福祉協議会 地域福祉部
厚生労働省、振興局地域福祉課生活困窮者自立支援室
岩手県盛岡広域振興局保健福祉環境部保護課
京都自立就労サポートセンター
※他多数につき割愛

【東京都】日本臨床心理士会定期研修
【愛知県】高知多市【内閣府】ユースアドバイザー養成講習会
【大阪府豊中市】雇用労働課主催若者の就労相談支援研修
【福岡県小倉市】日本精神衛生学会シンポジウム
【福岡県糸島市】厚生労働省自立相談支援員主任相談員研修
【神奈川県横浜】就労準備支援事業担当者養成研修会
【神奈川県川崎市】就労準備支援事業職員研修
【福岡県】第33回中国、四国、九州地区生涯教育実践研究交流会
【沖繩県沖繩市】沖繩県生活困窮者自立支援制度人材養成研修
【東京都】都道府県、政令指定都市ひきこもり対策推進事業
【福岡県福岡市】思春期訪問相談員養成講座
【熊本県】ひきこもり訪問サポーター養成研修
【京都府京都市】付定型支援士1級認定研修
【滋賀県】滋賀県県民会議、県精神保健福祉センター主催研修
【宮崎県日向市】日向市社会福祉協議会地域でつくる子ども・若者支援
【奈良県吉野郡】奈良若者支援ネットワーク主催研修&シンポジウム
【和歌山県田辺市】ひきこもり支援啓発講演会
【東京都】東京大学主催GCL TechTalk BBS
【岡山県】おかやま自立支援フォーラム
【福岡県】全国ひきこもりKJU級の会福岡大会
【北海道札幌市】KJUはなます主催ひきこもり学習会
【奈良県天理市】ユースアドバイザー養成研修
【東京都】日本産業界精神健康学会
【高知県】訪問支援基礎講座
【佐賀県】九州ブロック児童相談所長会、児童福祉司研究協議会
【山口県防府市】ひきこもりを考えるフォーラム
【宮城県仙台市】伴定型支援士認定講座
【東京都】平成26年度内閣府アウトリーチ研修
【徳島県】徳島県ひきこもりサポーター養成研修
【兵庫県】生活困窮者自立支援全国研究交流会
【鳥根県益田市】困難を有する子ども・若者支援事業定例研修会
【愛知県一宮市】子ども・若者支援ネットワーク推進タウンミーティング
【大阪府茨木市】ユースアドバイザー養成講習会
【福岡県】全国若者支援ネットワーク機構主催フォーラム
【長野県】平成27年度人材養成講習会
【広島県三原市】STOP自殺若者の社会参加が地域を元気にする研修会
【栃木県】県子ども・若者ひきこもり総合相談センター研修
【秋田県】県精神保健福祉協会研修会

【北海道石狩市】ユースアドバイザー養成講習会・定例会議
【東京都】内閣府主催支援ネットワーク強化研修
【宮城県】厚生労働省就労準備支援事業担当者研修
【広島県】第14回やまひし若者講演会
【神奈川県】全国若者自立相談支援事業就労支援員後期研修
【山口県】第4回ユースアドバイザー養成研修会
【東京都品川区】就労準備支援事業担当者養成研修
【徳島県徳島市】KHU徳島県つばめの会主催講演会
【佐賀県】九州教育学会
【大阪府】若者の生活とテララー研究会
【沖繩県那覇市】沖繩大学士理学教員講座オープニングトーク
【大阪府高槻市】高槻市主催「大学生がやってくるJ.S.S.F.の訪問支援
【福岡県志免町】志免町教育委員会主催若者少年健全育成講演会
【東京都】全国若者自立相談研究会シンポジウム
【山口県萩市】子ども・若者支援地域ネットワーク形成のための研修
【東京都】平成26年度社会福祉推進事業フォーラム
【佐賀市】佐賀市教育委員会主催「7時の集い」
【鳥根県】鳥根県連絡協議会
【東京都】日本臨床心理士会役員会研修
【長崎県五島市】五島サポートステーション3周年記念講演
【佐賀市】佐賀県次世代育成支援対策協議会
【東京都】内閣府アウトリーチ研修後期
【大阪府箕面市】あっとスクールアウトリーチ研修
【愛知県知多市】内閣府ユースアドバイザー養成講習会
【東京都】全国若者自立相談研究会シンポジウム・分科会
【東京都】NPO法人カタリ場職員研修
【熊本県】子ども・若者育成支援地域ネットワーク形成のための研修
【北九州市】NPO法人抱撲主催若者社会福祉推進事業
【熊本県】子ども・若者の「生きる力」を育む研究会
【東京都】生活困窮者自立支援制度推進者養成研修
【鳥根県大田市】ユースアドバイザー養成講習会・定例会議
【沖繩県那覇市】沖繩大学地域研究所リカレント講座
【福岡県春日市】福岡県社会福祉士会地域社会・多文化委員会
【東京都】NPO法人エンパワメント主催研修
【宮崎県宮崎市】私立エリカ人権啓発地区研修会
【東京都】関東地域スクールソーシャルワーカー連合研修会
【奈良県吉野郡】奈良若者支援ネットワーク主催研修&シンポジウム
【愛媛県】若者自立・支援フォーラム
【東京都】慶應義塾大学経済学部「生活保障の再構築講座」他多数

【公的委員等】※平成27年11月1日現在
○「子ども・若者育成支援推進計画」評価委員会（内閣府）
○生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業企画、運営委員会（厚生労働省）
○生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業就労準備支援事業従事者養成研修企画委員会（厚生労働省）
○生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業就労準備支援事業従事者養成研修企画委員会（厚生労働省）
○生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業就労準備支援事業企画部長（厚生労働省）
○佐賀県職業能力開発審議会委員（佐賀県農林水産工本部長兼労働課）
○佐賀県子ども・若者支援地域協議会委員（佐賀県こども未来課）
○佐賀県青少年育成県民会議の在り方検討会議の会長委員（県民会議）
○佐賀県社会教育委員（佐賀市教育委員会）
○佐賀市社会教育委員（佐賀市教育委員会）
○佐賀市福祉・就労支援運営協議会委員（佐賀労働局）
○佐賀市地域福祉計画策定推進委員会（佐賀市）
○佐賀市地域福祉活動計画策定推進委員会（佐賀市社会福祉協議会）
○生活困窮者自立支援法における就労準備支援事業評価ガイドライン作成事業）委員会（厚生労働省社会福祉推進事業）
○困窮状態にある子ども・未成年に対する学習支援および総合的伴走型支援に関する調査・研究事業委員会（厚生労働省）
○一級社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 研修委員
○特定非営利活動法人 全国若者支援ネットワーク機構 理事長
○平成26年度自立相談支援事業従事者養成研修事業企画委員会（厚生労働省）
○H26年度就労準備支援担当者養成研修に関する検討会（厚生労働省）
○社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」委員（厚生労働省）
○「地方公共団体における困難を有する子ども・若者の支援に関する調査研究」に係る企画分析会議（内閣府）
○「地域若者サポートステーション」事業の今後のあり方に関する検討会（厚生労働省）
○雇用戦略対話ワーキンググループ（内閣府）
○困難を有する子ども・若者及び家族への支援に関する調査研究」における企画分析会議（内閣府）
○「子ども・若者の生活困窮支援のあり方に関する研究」委員会（厚生労働省）
○平成24年度特別支援教育総合推進事業運営協議会委員（県立太良高等学校）
○高校中退者等アウトリーチ・ワーキンググループ委員（厚生労働省）
○生徒指導・進路指導総合推進事業、運営協議会委員・評価検討会議委員（佐賀県教育センター）
○全国若者支援ネットワーク協議会サポートステーション部会長（生産性本部）
○これからの佐賀県教育をともに考える会委員（佐賀県教育委員会）
○問題を抱える子ども等の自立支援事業運営協議会委員・同評価検討委員（佐賀県教育センター）
○若者自立支援プログラム作成等委員会助言者（高知県教育委員会）
○魅力ある学校づくり推進事業に係るアドバイザー会議委員（佐賀県教育委員会）
○若者向けキャリア・コンサルティング研究会及び作業部会委員（厚生労働省）
○佐賀県教育研究ネットワーク副会長（佐賀大学実践教育研究センター）
○佐賀県次世代育成支援対策協議会委員（佐賀県旧こども課）
○市民活動アライヴ運営委員会委員（佐賀市民生活活動）
○佐賀県教育委員会の点検・評価に関する有識者会議委員（佐賀県教育委員会）等

※下記実績は、H25～28年度4年間のみ（暫定値）

OECD（経済協力開発機構）の全国3か所の視察対象にも！

直近4年で全国767か所から1,716名の視察・研修の受け入れ

講師派遣を中心に全国730か所43,988名を対象に研修・講演を実施

厚生労働省、内閣府等政府系の審議会や各種委員会へ複数の委員輩出



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

佐賀県の取組に大きな影響を与えたH25年度の行革と喫緊に解決すべき課題

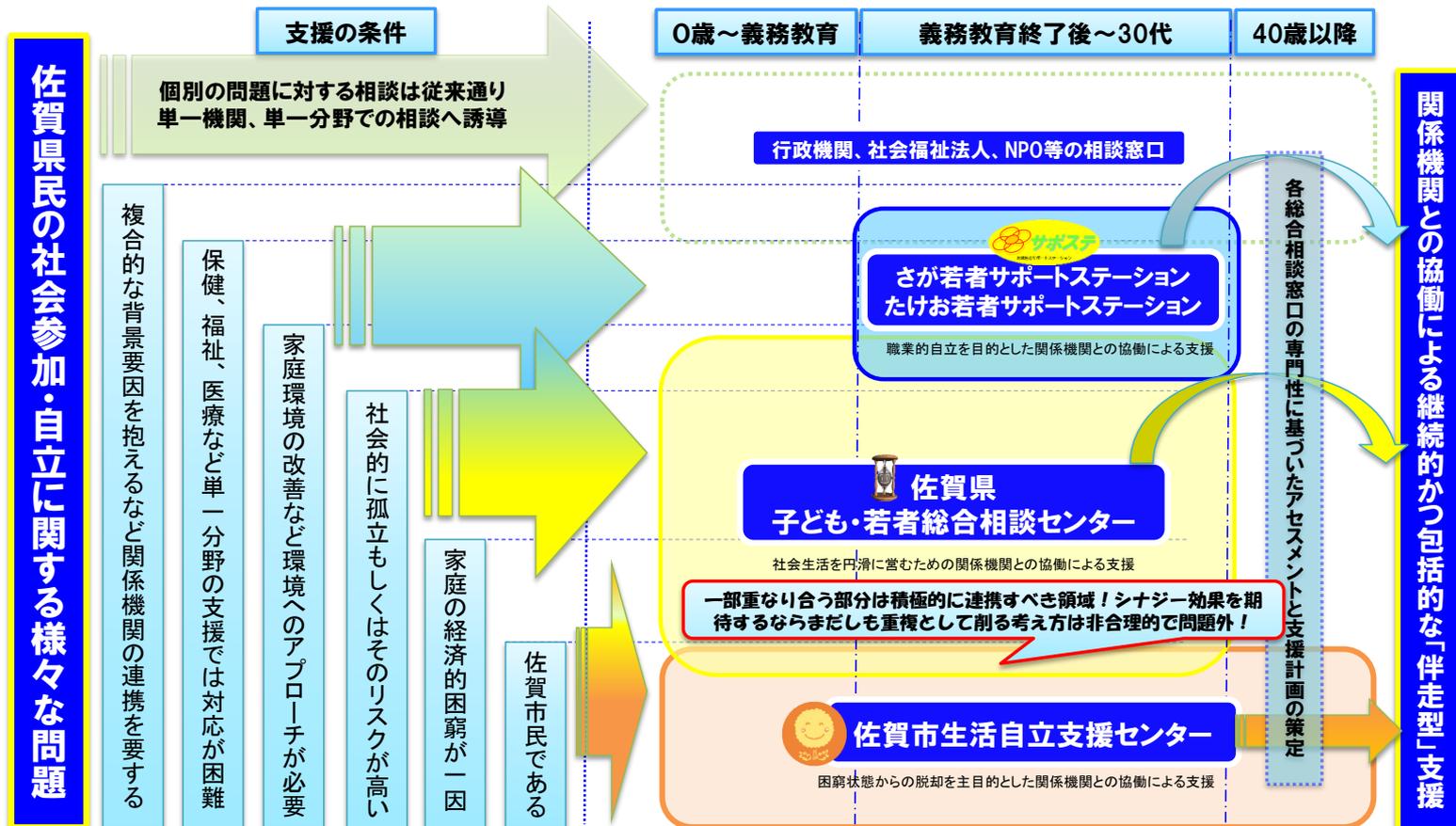
**子ども・若者支援分野の改革に向け一石を投じた
H25年度行政改革推進会議「秋のレビュー」とその後に
発生した副作用を払拭するには現場からの発信と
地方自治体における対策が不可欠**

～行革の本来目的の達成のためには財源論だけでなく当事者の「声」を加味した議論と現場からの具体案が必須！～



支援対象者の状態(所属する環境等を含む)によって適切に役割分担を行い、かつ、支援段階に応じて積極的な連携を図ることで各相談窓口の効果性を最大限高めることができる

平成25年度行政改革推進会議秋のレビューが出る前までの支援の条件と各相談窓口との関係



※地域若者サポートステーション事業によって整えられる支援機能とネットワークが関連事業を推進する上においても必須

※支援対象となる若者にとっても職業的自立を支援するサポステの位置づけは相談に対する抵抗感を低める上で重要

地域若者サポートステーション事業、生活困窮者自立支援制度、ひきこもり地域支援センター等重複排除の運用ルールによって本県では結果的に対応できないケースが増加するリスクが生じている！
受付段階の形式主義的手続によって制度の狭間に陥る「ひきこもり」等の当事者」



行政改革推進会議「秋のレビュー」

若者就職支援に関する事業

(地域若者サポートステーション関連事業)

とりまとめ

「若者就職支援に関する事業(地域若者サポートステーション関連事業)」

地域若者サポートステーション関連事業については、対象や地方自治体等との役割分担が明確ではなく、また、事業の有効性、費用対効果に関しての説得的な分析もなされておらず、PDCAサイクルの活用による適切な事業運営が行われているとは言いがたい。今後、各サポステの実績の把握・評価やサポステ卒業者の就労状況やその後の継続性についての把握等に取り組むべきではないか。

本事業以外にも地方自治体及び民間による取組、生活困窮者自立促進支援の枠組みづくりが進められている中、事業は有効とはいえず、事業に終期を設けるなど事業の出口戦略が必要ではないか。さらに学校連携事業については、ニート予備軍をサポステに誘導するような内容となっており見直しが必要ではないか。

「秋のレビュー」を受けてサポステ事業の予算は大幅に削減された上に若者支援5原則に反する**制約**が課せられている

① 予算の急激かつ大幅に削減

サポステ1か所当たり**9,187,000円～16,967,000円(前年度の事業費の約23%～55%)**が**減額**された。運営団体によっては職員を解雇せざるを得ず支援員が半分以下になった所や支援事業自体から撤退する動きも出てきている。

② 相談の入り口段階からの区分け(「縦割り」への逆行)

重複の排除という観点から、ひきこもりは「ひきこもり地域支援センター」、経済的問題は「生活困窮者自立支援法に係る窓口」とされ、**入り口段階で厳格に区分け**するように要求されている。当該窓口がない地域も多く支援が受けられない若者が出ている。

③ 中退リスクが高い生徒であっても在校生は支援の対象外

「学校連携推進事業は学校の本来機能を侵害する」という評価者の指摘でたとえ学校側がSOSを出した完全不登校生徒等であっても**在學生は支援してはならない**とされニートの状態に至る前、社会的孤立に至る前の未然防止の支援が困難な状態に。

④ 自宅等へのアウトリーチの実質上の禁止

利用者の就労意識を表現するレベルデータが評価に用いられたため、その状態像に対する誤解が生じ、対人面、メンタル面、環境面等の複合的な問題を抱える利用者に対しては困窮者支援等の枠組で対応するように求められ、**ニーズも高く効果も実証されているサポステでの自宅へのアウトリーチが実行できない**状況に。

予算を大幅に削られた上に工夫の余地を奪う制限がかけられた状態では本来の相談ニーズに応えられない



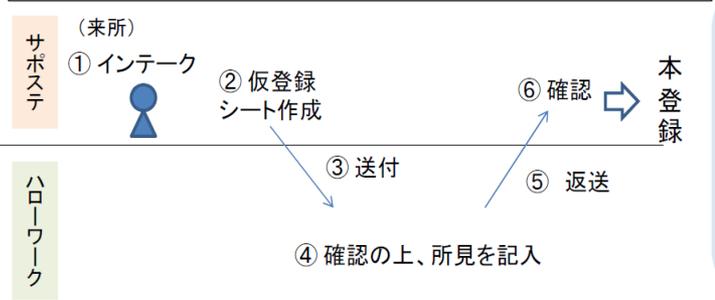
当事者の相談行動を阻む煩雑化した申込手続や個人情報の運用ルール

～「重複排除」の論理は「縦割り」への逆行と形式主義につながる！間口を広くしその後の「連携協力」！こそ重要～

「連携」と称して「すみ分け」を求めサポステに義務化された「仮登録制度」

サポステ仮登録時の連携(H27連携通知)

a. サポステに支援対象候補者が来所した場合(通常の場合)



- ☆留意点
- ② インテークの情報をもとに、仮登録シートの必要事項(シート表面及び裏面【1】)を記入。
 - ④ 仮登録シートを受け取ったハローワークは、内容を確認し、シート裏面【1】のハローワーク記載欄に意見を記入。必要に応じ、サポステに問い合わせること。
 - ⑥ 返送された仮登録シートを確認し、裏面【3】に最終結果を記入。
※ハローワークから意見が付されていた場合は要協議。

- ア) サポステで相談支援を受けるためにはハローワークへの申請が義務化**
- イ) 申請者(若者)自身が抱える困難を記述し状態の見立てをレベル分け**
- ウ) 「経済困窮」や「ひきこもり」等他機関の利用者ではないことを証明**
- エ) 仮登録シートを見たハローワーク担当者の判断を経てサポステ本登録**

【仮登録シート】

【全国各地で湧き上がる当事者の『疑問の声』の要約】

「サポステの支援が受けたくて来たのに何でハローワークへの申請や許可がいるの？」
 「別の窓口からサポステに行った方が良いと紹介されたのにまた『たらい回し』なの？」
 「引きこもってしまっている息子はこんな手続きなんてできない！排除する気なの？」
 「本人が来ないと本登録できないので保護者の相談は受けられないと断られた！ヒドイ！」
 「中退予定だけど在学中を理由にサポステでの相談が受けられないって意味不明！」
 「近くにひきこもり地域支援センターないのどうしろというのか？」
 「生活困窮者自立支援制度の窓口では世帯の収入状況の確認が必要と言われた。何で就労支援を求めているのに親兄弟の収入まで言わなきゃいけないの？」
 「サポステに所属するキャリアコンサルタントに相談したいのに何で経済困窮を理由に生活困窮者自立支援制度の窓口に戻されるのか？」
 「他機関に回された上に就労段階に来たらまたこんな手続きさせられるの？」
 「ワンストップ窓口って書いてあったのにそれって嘘なの？」

「次世代にツケを回さない」観点から行革による効率化は極めて重要だが・・・
支援対象者である当事者の理解を得られない方法は行政不信を生むリスク大！
合理的とは言えない申請手続に加え互換性のないオンライン管理の帳票類等が課せられることで事務作業量が膨大に増加し、相談支援の時間が大幅に削られる事態に！



当事者の相談行動を阻む煩雑化した申込手続や個人情報の運用ルール

～「重複排除」の論理は「縦割り」への逆行と形式主義につながる！間口を広くしその後の「連携協力」！こそ重要～

【サポステの対象外となった若者が別窓口で一連の支援を受けるために必要な帳票類の実例】



氏名、年齢、生年月日、性別、電話番号、住所、就職先、家族問題、不登校、引きこもり、非行、虐待、ドメスティック・バイオレンス、介護問題、病気、健康、障害、収入や生活費、資産、債務、税金や公共料金の滞納状況、主訴、解決したい課題、目標、プラン、モニタリング、就労内容、家族の収入…

【秘匿性の高い情報に関して「関係機関との情報共有に承諾」を求める「同意署名」が複数回必須】

【アウトリーチ対象者の実態】

修学時の不適応経験(97.2%)、いじめ被害を含む対人関係のトラブルをきっかけ(88.1%)、精神疾患疑い含む(50%)、発達障害疑い含む(40.9%)、家庭内暴力(40.3%)、依存行動(47.7%)、複数の支援機関の利用経験(63.1%)、相談支援に不信感、拒絶感を持つ当事者(61.4%)…

生活保護のように現金給付がない制度にも関わらず就労準備支援事業(居場所活動や就労体験等)等法定支援を受けるためにはさらに本人以外の家族の収入および預貯金を記載した「資産収入申告書」の提出が自治体によっては原則課されている！

多重に困難を抱え傷つき疲弊し、人間不信、社会不信に陥っている若者等が形式化・煩雑化した申請を行ってまで相談支援を受けることができるのか？⁷⁰

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

課題克服に向けての希望！佐賀県及び佐賀市における「協働型」「創造型」の取組

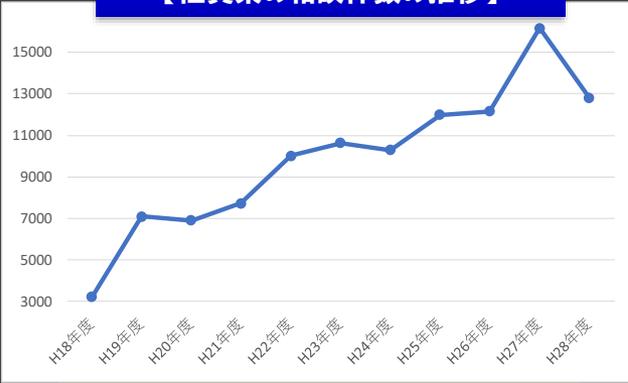
**「どんな境遇の子ども・若者も見捨てない！」
誰もが希望を抱くことができる地域づくりのためには
社会的孤立・排除を生まない支援体制の確立が必須
～足りないもの、必要なものは「協働」で創り出す！S.S.F.が介在するPDCAサイクル～**



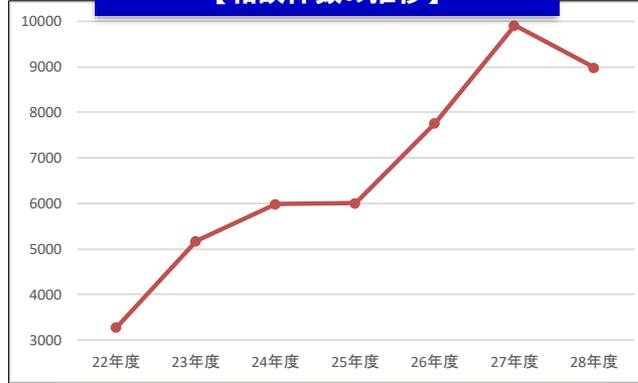
全国トップレベルの極めて高い相談実績から探る「協働」で乗り越えるべき課題

～S.S.F.の取組は10年以上にわたる相談活動で培った関係機関や関係者との信頼関係が基盤となっている～

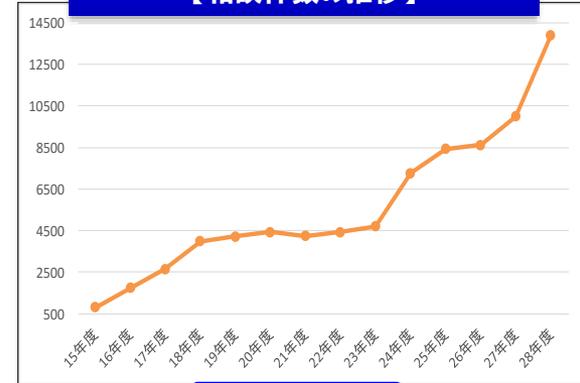
①地域若者サポートステーション事業 【佐賀県の相談件数の推移】



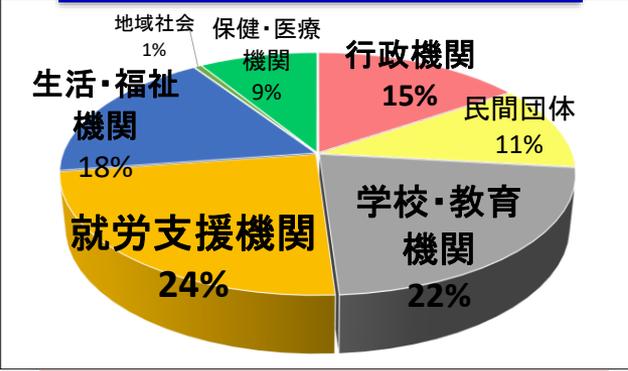
②県子ども・若者総合相談センター 【相談件数の推移】



③指定支援機関（S.S.F.本体事業） 【相談件数の推移】

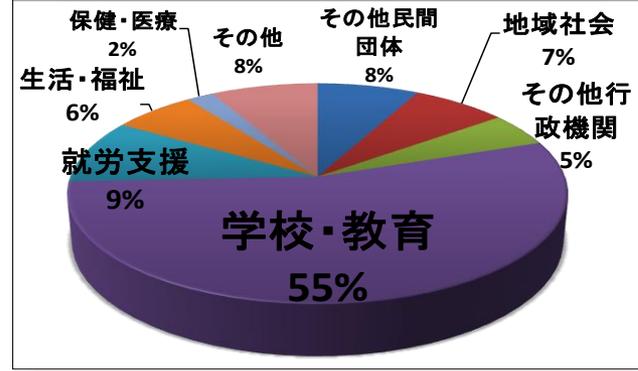


①-1【依頼・紹介元の内訳（H28年度）】



※大多数が公的機関からの依頼・紹介ケース
 ※アウトリーチ関連の対象者が例年4割～6割
 ※行革の影響でアウトリーチ対象者が事実上除外。ハローワークでの事前手続の義務化が影響。

②-1【依頼・紹介元の内訳（H28年度）】



※虐待、貧困、精神疾患、犯罪行為等のうち重篤事例の相談が増加
 ※日常的・継続的・包括的な支援を要する事例が主
 ※H29年度からは支援員4名体制に移行

傾向と現状

○行政機関から寄せられる相談の多くは「ひきこもり」に関するケースや虐待や貧困等複合的な背景要因を抱えアウトリーチを要する支援対象者。

○S.S.F.に対する信頼の高まりから関係機関では対応できない重篤ケースやクレーム案件、訴訟等に発展したケースの依頼が増加している。

○国施策の事業スキームの変更等によって支援対象外となった子ども・若者の受け皿として②が柔軟に機能。指定支援機関との一体的な運営によって最大限のシナジー効果を発揮。

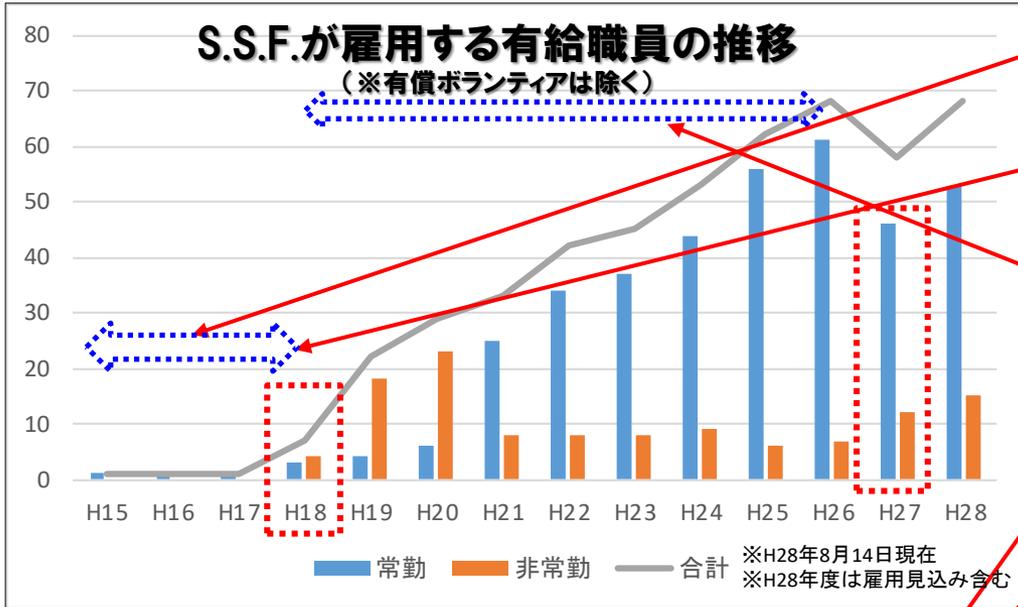
多重に問題を抱える重篤ケースは特に専門機関間で「丸投げ」や「たらい回し」が起こり易い

支援機関側の負担や実績に応じた予算の傾斜配分などのインセンティブも必要



S.S.F.の始まりはわずか二人の大学生ボランティアから始まっている

～佐賀県が掲げる県民「協働」の取組はS.S.F.のアウトリーチ活動の組織基盤の強化及び社会問題の解決に向けた発展的取組を促進～



H18年8月まで常勤1名、その他ボランティア約100名体制でアウトリーチ関連実績を積む

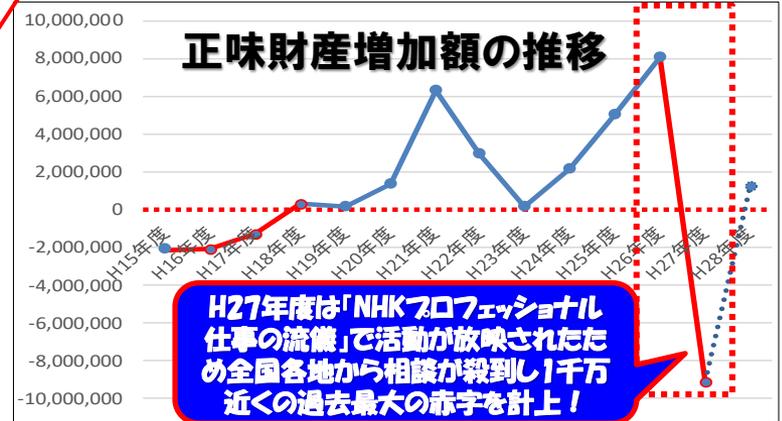
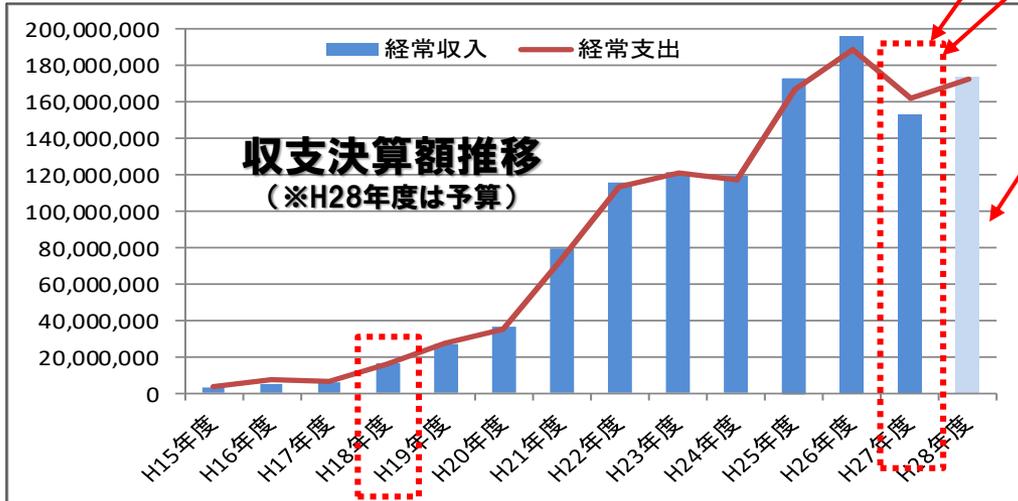
地域若者サポートステーション事業(サポステ)の受託を機に常勤・非常勤職員の雇用開始

サポステで強化された支援基盤を活用することで様々な協働事業が創設される

行革によってサポステ予算の削減及びアウトリーチ関連事業の大幅な見直しが行われる

サポステ予算大幅減と生活困窮者自立支援制度に係る武雄市のプロポーザルでの敗退

県教委委託により全公立学校約300校を網羅する包括的なアウトリーチ事業を開始



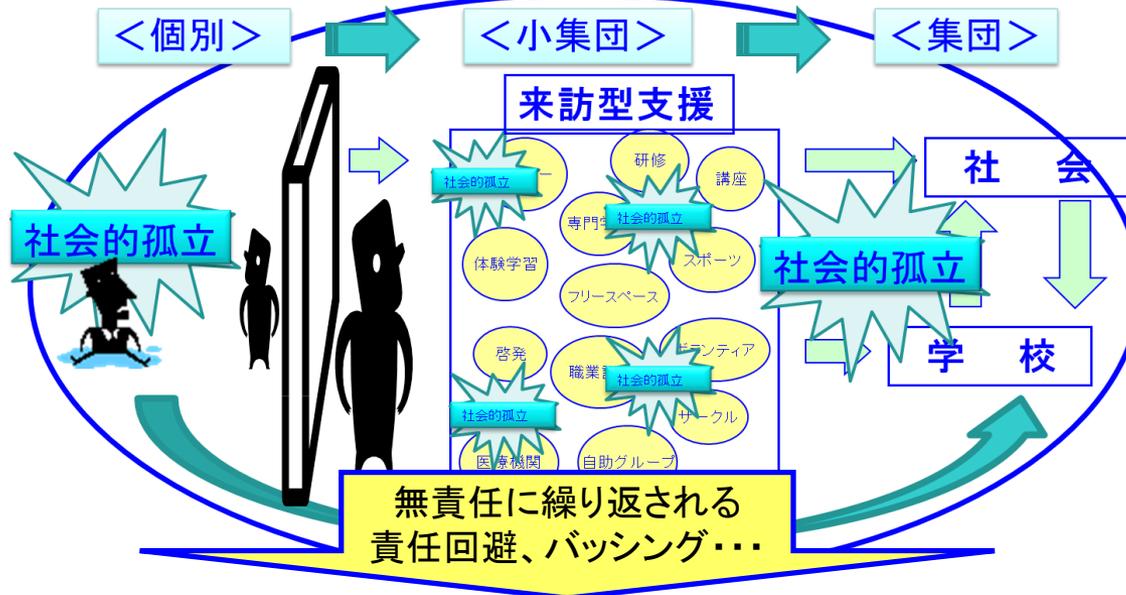
H28年度はS.S.F.にとって人員面・財政面共に厳しい状況の中での支援活動

アウトリーチから社会参加・職業的自立に至るまでの「伴走型」支援によって得られた課題
～孤立する一人の子ども・若者が自立するための支援プロセスから公的支援体制のあるべき姿が見えてくる！～

**継続的かつ総合的支援を可能とする支援体制が構築されなければ
子ども・若者の社会的孤立・排除は防げない**

予算・人員共に小規模なものが多く社会的に求められる役割が果たせない

各段階における不備で自立まで責任を持って見届けられないこれまでの公的支援



従来は根拠法がない状態で展開されてきた当該支援分野は単年度予算で複数年のPDCAサイクルを回すことが難しい
行政は限定された権限、民間は脆弱な財政基盤の中での活動となるため社会問題の解決に向けた取組が進みにくい

**今求められるのは「協働型」「創造型」の取組！
代替策、改善行動を伴わない無責任な批判からの脱却！**

佐賀県では佐賀市(学校教育課)との協働が起点となり行政との連携協力体制が発展

～家庭教師方式のアウトリーチで培った支援現場での信頼関係が新たな協働事業につながっている!～

家庭教師方式のアウトリーチ
「学習支援」自立支援

家庭教師方式(関与継続型)のアウトリーチ(訪問支援)で培った専門性の高い支援ノウハウ

認知行動療法と規範制度を活用したサポート

専門の相談員が常駐し支援する「コネクションスペース」

心の居場所+社会適応訓練の場としての機能
最新の近い相談員(20代、30代)の配置
対人関係・コミュニケーションのトレーニング
認められた認知の修正・必要経路の提示
本人の状況に合わせた個別対応・オンラインでの対応

複数分野の専門職によるチーム対応と重層的な支援ネットワークの活用

関係機関との協働や各種委託事業を活用した総合的支援

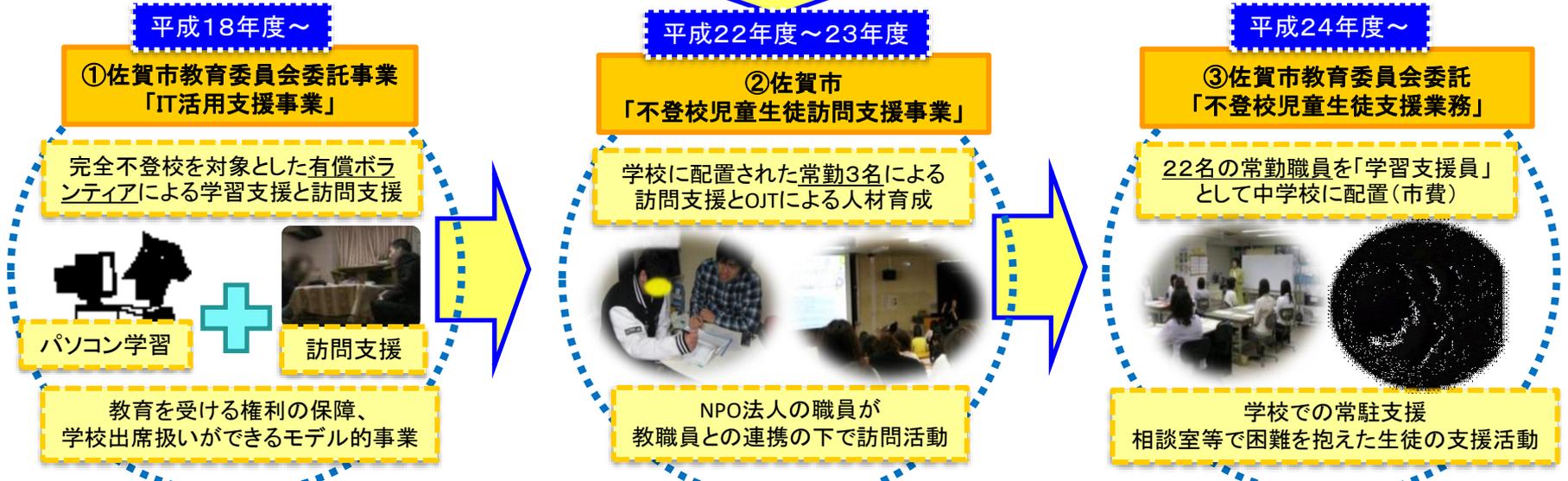
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	計
相談件数 (延べ件数)	820	1,744	2,659	3,991	4,223	4,427	4,237	4,436	4,718	7,267	8,427	8,633	10,010	65,592
面談人数 (月延べ件数)	185	322	629	2,059	3,260	3,266	2,715	3,119	3,328	4,244	5,411	5,659	6,844	41,041
派遣件数 (月延べ件数)	243	398	536	653	534	827	829	1,294	1,659	1,942	2,334	2,384	3,114	16,747

※委託事業との共有案件含む。

派遣先の9割以上から学校復帰、脱引きこもり、進学、就職等改善の報告

改善率9割の家庭教師方式のアウトリーチ

不登校、ひきこもり支援において学校現場で求められる「家庭教師方式」の自立支援ノウハウ



学校現場で培った信頼が新たな協働事業の創設につながるなど発展的に機能

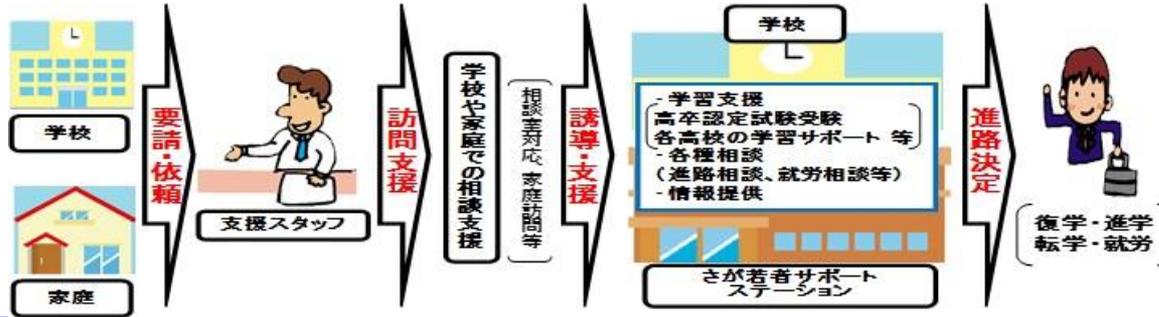


地域若者サポートステーション事業が基盤となり地方自治体の取組を喚起

～孤立化し易い傾向を踏まえ学校とサポステが連結・連動し連続的な支援を行える枠組が重要～

平成22年度～23年度「高校中退者等アウトリーチ事業(厚労省)」

組織的連携に関する覚書の取り交わし等15校(定時制、通信制、私立含む)との連携がスタート

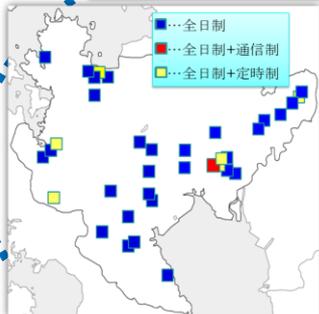


当該事業を通じて高校不登校、中退者等に対する効果的な支援の在り方について教職員と共有

発展

平成23年度～24年度「高校における不登校等の自立支援事業(佐賀県教育庁学校教育課)」

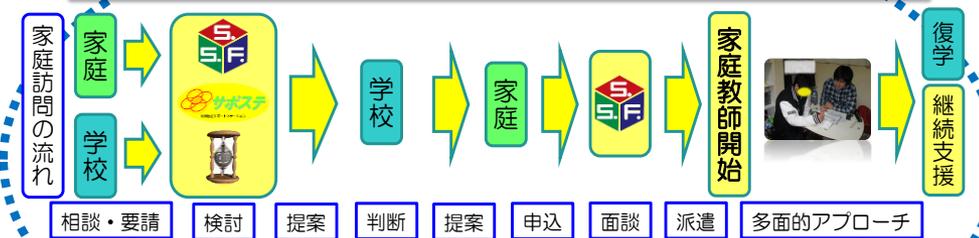
①全公立高等学校への学校訪問



- | | | |
|-----------|----------|----------|
| 唐津工業高等学校 | 嬉野高等学校 | 佐賀工業高等学校 |
| 唐津商業高等学校 | 塩田工業高等学校 | 佐賀商業高等学校 |
| 唐津青翔高等学校 | 鹿島高等学校 | 佐賀西高等学校 |
| 唐津西高等学校 | 鹿島実業高等学校 | 佐賀東高等学校 |
| 唐津南高等学校 | 太白高等学校 | 致遠館高等学校 |
| 唐津南高等学校 | 白石高等学校 | 高志館高等学校 |
| 敵木高等学校 | 佐賀農業高等学校 | 神埼高等学校 |
| 伊万里高等学校 | 杵島商業高等学校 | 神埼清明高等学校 |
| 伊万里商業高等学校 | 牛津高等学校 | 三養基高等学校 |
| 伊万里農林高等学校 | 小城高等学校 | 鳥栖高等学校 |
| 有田工業高等学校 | 多久高等学校 | 鳥栖工業高等学校 |
| 武雄高等学校 | 佐賀北高等学校 | 鳥栖商業高等学校 |

計43校 内訳: 全日制36校、定時制6校、通信制1校 ※私立高校は含まない(サポステ独自で連携)

②中退リスクが高い生徒への家庭教師派遣



平成25年度3月末日現在…全公立高等学校(43校)にコーディネーターを派遣 家庭訪問件数524件、718.5時間以上の学習支援を実施

高校とサポステ等相談機関との連携促進

関与継続型のアウトリーチノウハウの活用

教育行政との協働による学校教育からの切れ目のない継続的かつ包括的な支援



平成28年度「訪問支援による学校復帰サポート事業(佐賀県教育委員会)」

～県内すべての公立学校に対する学校訪問と学校復帰が困難な児童生徒を対象とした訪問支援の展開！～

不登校児童生徒に真摯に向き合う佐賀県学校教育課

教育事務所・支所等との「協働」による学校訪問と家庭教師方式のアウトリーチ(訪問支援)

全公立学校(小・中・高)を対象とした全国初の包括的訪問支援事業

特別支援学校及び児童相談所での勤務、生活困窮者自立支援で実績を持つ「教員免許取得者」



学校における不登校支援業務及び精神科における病院臨床経験を持つ「臨床心理士」



全国上位の実績を収めるサポステで相談責任者を務め本事業に係る訪問支援の実績が豊富な「臨床心理士」



初年度の主な事業内容と実績

- ①全ての公立学校に対する学校訪問の実施
⇒県学校教育課、教育事務所・支所等の協力により、事業開始後約3か月間で約300校すべてに学校訪問及び事業説明を実施
- ②不登校児童生徒の状況把握・分析、支援計画の策定等
⇒コーディネーターのみでも1,271件の相談、1,235名の研修実施
- ③訪問支援員による自宅等へのアウトリーチの実施
⇒仕様書に定められる想定件数を42%上回る1,261回実施

約300校を網羅！



ハローワーク特区での役割分担に象徴されるサポステの社会的な必要性

～佐賀サポステは従来の支援窓口では効果が期待できない困難層を中心に対応することで県全体の支援の質的量的拡大に貢献～



夢の種を一緒に探し、育ててくれる

ユメタネ

仕事探しも応援するよー



※ユメタネとは、ジョブカフェSAGA、ヤングハローワークSAGA、さが若者サポートステーションを総称する愛称
自立へ向けたお手伝いが 就職に向けた支援が必要な方

必要な方



さが若者
サポートステーション



ジョブカフェ



ヤングハローワーク SAGA
(佐賀県労働局 HP ヘルプ)

「施設型」支援では対応が難しかった層に対しても
アウトリーチによる掘り起こしと支援への誘導が可能

NPO活動で培った専門性に基づくネットワーク活用型
支援で一般的な就職活動ではうまくいかない層に対応

若者支援のノウハウを生かしたセミナー、認知行動療法
と職親制度を活用した就労体験等が有効に機能



<http://www.yumetane.info/>より引用

佐賀県は「ハローワーク特区」に指定され地域若者サポートステーション事業を生かした
役割分担によって各事業のポテンシャルを最大限に引き出せるような仕組みを構築

より積極的な連携を実現するため、佐賀県雇用労働課、佐賀労働局職業安定部、NPOスチューデント・
サポート・フェイスの3者間で「ユメタネの一体的運営等に係る個人情報保護に関する協定書」を締結⁹

職業的、社会的自立に至るまでの分野横断的かつ継続的な支援が徐々に可能となってきた

国が実施する「地域若者サポートステーション事業」が基盤となり地方自治体の取組を喚起

委託事業を通じて各主体が責任を持って支援に参画する佐賀県の総合的な自立支援体制
～分野横断的なノウハウを有するS.S.F.が各事業を受託することで支援現場において縦割りを突破！～

「協働」による継続的かつ包括的な自立支援の展開

適切な役割分担と積極的な連携によるシナジー効果

「子ども・若者育成支援推進法」及び「生活困窮者自立支援法」、委託契約に基づく守秘義務の枠組

さが若者サポートステーション(県東部)

たけお若者サポートステーション(県西部)

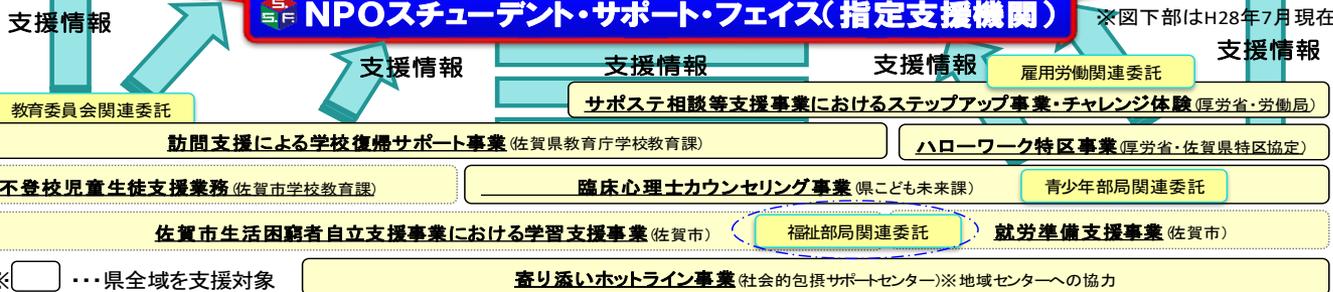
佐賀県子ども・若者総合相談センター、佐賀県ひきこもり地域支援センター(県全域)

佐賀市生活自立支援センター、佐賀市青少年センター子ども・若者支援室(佐賀市)

佐賀県における総合相談窓口機能の集約による利便性の向上と体制強化

S.S.F. NPO学生・サポート・フェイス(指定支援機関)

※図下部はH28年7月現在



S.S.F.が受託する事業名

段階

義務教育段階

高校教育段階

就労段階

業務内容の事例

<p>ICTを活用した学習支援事業</p> <p>対象:完全不登校児童生徒</p> <p>パソコン学習 訪問支援</p> <p>学校出席扱いの先駆的事业</p>	<p>不登校児童生徒支援業務「学習支援員配置事業」</p> <p>22名の常勤職員を学校に配置</p> <p>SSF研修制度と支援体制の活用</p>	<p>訪問支援による学校復帰サポート事業</p> <p>小・中・高校全ての公立学校(約300校)を訪問</p> <p>S.S.F.の家庭教師方式の訪問支援の実践</p>	<p>就労準備支援事業</p> <p>生活困窮者自立支援法に係る取組</p> <p>職観制度と認知行動療法を活用</p>	<p>ハローワーク特区事業</p> <p>夢の種を一緒に探し、育ててくれる</p> <p>県・労働局・SSFとの協定締結</p>
---	---	---	---	---

※スペースの都合上、一部の事業は支援対象範囲が調整されています。

一つ一つは小さな支援事業でも「自立」をキーワードに組み合わせると大きな力になる

専門的なアウトリーチ手法が縦割りを超え、組織間に効果的な連携協力関係を構築

S.S.F.が介在することで関連分野の知見や施策が結集され有機的な連携が実現

伴走型のコーディネートによって自立まで見守れる継続的かつ効果的な支援を展開

協働による「結果」の共有が発展的取組を行うためのPDCAサイクルを構築

「協働型」「創造型」の取組が推進され若年無業者の減少等社会的な結果につながっている！

完璧な制度がない以上複数分野の支援事業が補完し高め合える仕組みこそ検討すべき！



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

**アウトリーチによってもたらされる税収増を鑑みれば
当該自立支援分野への積極的投資によって
行政の財政健全化にも高い改善効果が期待できる！**

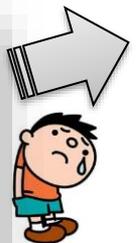
～全国トップレベルの就職者数をもたらした佐賀県及び佐賀市における高い財政的効果～

～若年無業に係る問題の解決は少子高齢化が進行する日本社会において最も重要かつ投資効果の高い支援分野～

佐賀県の地域若者サポートステーションにおいて
直近3カ年で**就職した若年無業者972名**

※H25～27年度 進路決定者数1,180名から進学等を除いた数字

平成22年度調査	調査対象:423名	項目	全体		アウトリーチ		その他	
			あり	割合	あり	割合	あり	割合
不適応経験	1	修学時の不適応経験	297	70.2%	171	97.2%	126	51.0%
		2	いじめ(同級生、先輩、同僚、上司等からのいじめ)	129	30.5%	93	52.8%	36
きっかけ	3	対人関係のトラブル(異性、友人、教師、上司、同僚等)	272	64.3%	195	88.1%	117	47.4%
		4	社会生活上の挫折(受験失敗、仕事上のミス等)	218	50.4%	112	63.6%	101
配慮すべき疾患	5	精神疾患、症状(聴、視を含む)	164	38.8%	88	50.0%	76	30.8%
		6	知的障害(聴、視を含む)	21	5.0%	11	6.3%	10
発達障害	7	発達障害(聴、視を含む)	129	30.5%	72	40.9%	57	23.1%
		8	自傷行為、自殺未遂等	67	15.8%	48	27.3%	19
行動面の問題	9	家庭内暴力	106	25.1%	71	40.3%	35	14.2%
		10	こだわり、異常行動	112	26.5%	74	42.0%	38
支援経験	11	生活リズムの乱れ、昼夜逆転	172	40.7%	112	63.6%	60	24.3%
		12	依存行動(携帯、インターネット、ゲーム依存等)	118	27.4%	84	47.7%	32
支援機関を利用するに当たっての困難	13	訪問型支援の利用経験	97	22.9%	81	46.0%	16	6.5%
		14	施設型支援の利用経験	258	61.2%	135	76.7%	124
家庭環境	15	医療機関	152	35.9%	89	39.2%	83	33.6%
		16	複数の支援機関の利用	205	48.5%	111	63.1%	94
貧困	17	心的要因(支援に対する不信がある)	167	39.5%	108	61.4%	59	23.9%
		18	保護者要因(支援に対する理解が得られない)	81	19.1%	51	29.0%	30
その他	19	本人要因(初回の段階で本人の同意が得られない)	153	36.2%	105	59.7%	48	19.4%
		20	虐待の有無	20	4.7%	11	6.3%	9
その他	21	保護者、家族の問題(精神疾患、DV、ギャンブル依存等)	114	27.0%	73	41.5%	41	16.6%
		22	保護者と本人との関係性の悪化	161	38.1%	104	59.1%	57
その他	23	被支援困難者(経済的事由で支援が受けられない)	97	22.9%	81	46.0%	16	6.5%



働けないまま生活保護へ
(457名×生保約10万円/月×12か月)

- 6億240万円
(税金で支えてもらう側から)

支援の結果就労・自立が実現
年収200万円の場合、所得税、住民税、社会保険負担金等を合計して納める税金を36万円と試算
(972名×納税36万円/年)

+ 3億4,992万円
(税金を納め支える側へ)



実態調査から家庭環境等に困難を抱える者が
各年度約**50%、57%、47%**で将来の
生活保護のリスクが高かった者と仮定すると…

直近3カ年(H25～27年度)だけで
9億5,232万円の税収増に貢献!

平成18年からの累計就職者数1,978名で換算すると佐賀県のサポステだけで年間
18億2,808万円が増収に転換されたことに！医療費等を換算すると拡大する可能性大！

若年無業者の状態像も勘案して費用対効果を見ればサポステは最も投資効果の高い支援事業の**2つ**



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

佐賀県が元来得意とする「人づくり」に合致する「戦略的人材育成」

**対人援助である以上支援の成否を決めるのは「人」
ボランティア段階からの戦略的な人材育成が必要**

～社会問題の解決の過程で有能な人材を育成する「戦略的人材育成」の必要性～

 支援制度を動かすのは『人』である以上どんな良い施策でも有能な人材がいなければ機能しない
～大学による専門職の養成という観点のみでは従来の枠組の範疇から脱却できない！実践のフィールドを！～

問題意識：制度が整っていない当該分野は近い将来深刻な人材不足に陥る可能性が高い

問題意識：従来の専門職養成カリキュラムでは当該分野での実践が圧倒的に不足している

問題意識：専門職の立場になってからでは個別家庭に継続的に関与することは難しい事も

問題意識：限られた財源の中で専門家が導入レベルの問題まで全て対応するのは不合理

問題意識：ケースによっては「専門家」というよりも「お兄さん」「お姉さん」的存在が効果的

支援介入困難度等による役割分担と
複数の専門職によるチーム対応

某行政機関が単独で行っていた訪問
支援事業との費用対効果の比較では
S.S.F.方式が7～34倍との評価も！

熟練レベル

各事業の相談責任者レベル

標準レベル

「選抜研修制度」を経て採用された職員(常勤・非常勤)

導入レベル

地域ボランティア及び有償ボランティア(大学生、大学院生、地域人材等)

徹底した危機管理の下で関係性を重視した「ナナメの関係性」を活用することは受け入れ側の子どもには勿論のこと支援者側の大学生等のボランティアにとってもOJTの場として機能するためメリットが大きい！また当該分野の発展という観点においても貢献度が高い⁸⁾

問題意識：従来の養成カリキュラムでは「結果」を残せる専門家が育ちにくい

アウトリーチの現場は各専門分野の取組の不備や失敗等支援者が学ぶべき課題が集積！

実態調査では6割を超える若者が社会的に孤立するまでに複数の公的支援の失敗を経験！

子ども・若者の自立に係る社会問題の解決の過程で実践的な能力を持つ支援者を育成する！

不適応問題を抱える63.8%の子ども・若者が虐待、DV、保護者の精神疾患、ギャンブル依存、貧困等の生育環境に何かしらの困難を抱えている！

導入レベル

標準レベル

熟練レベル

介入困難度と対象者の状態で分類する「対応レベル」
「導入レベル」は専門スタッフの下での
実地訓練、OJTが可能！

【縦軸】不適応状態の深刻さ

重度

自殺・犯罪

中度

精神疾患
逸脱行動

軽度

不安・混乱

【横軸】支援（介入）困難度

所属あり

学齢期・就学期
家族機能良好

不安定な所属

中退後、卒業後
家族機能低下

所属なし

社会的孤立
家族機能不良

 支援制度を動かすのは『人』である以上どんな良い施策でも有能な人材がいなければ機能しない
～社会問題の解決の過程で実践的な能力を有する人材を育成:安全性と効果性に配慮した選抜研修制度～

問題意識:すべての希望者が支援現場に向いているとは限らない!

複数の専門職や当事者の意見を取り入れながら訪問支援員としての資質を評価し選抜

役員

評価



**役員
当事者**

評価



最も重要なのは支援を受ける子ども・若者!人材育成の段階でも対応の不備から不利益を与えない対策も不可欠!

講義形式

模擬訓練

適性判断

選抜

実地訓練

訪問支援



選抜

選抜

選抜



**合格者
2~3割**

本研修はH22年度から「内閣府アウトリーチ研修」の正式プログラムとして採用されS.S.F.は全国で最も人気の高い実地訓練先となっている



支援制度を動かすのは『人』である以上どんな良い施策でも有能な人材がいなければ機能しない

～採用試験等における優遇策を講じるだけで費用をかけずとも有能な人材を輩出できる仕組みが構築できる！～

問題意識：大学における専門職の養成の過程を改革しなければ問題は解決しない！

NPOが有する専門的フィールドとOJTによる教育機能を活用した「協働型」の人材育成

教育・医療・福祉分野での採用

資格制度や採用試験を通じた有機的結合

実践的なスキルを持った人材

熟練レベル

標準レベル

導入レベル

たった一人の不登校生徒も自立させる力がない教職志望者は、教員として採用されたとしても大人数で様々な課題が混在する学校現場においては力が発揮できない可能性が高い！

大学・行政・NPO
「協働」

大学

大学院

演習・実践

評価・実証

選抜等

【縦軸】不応状態の深刻さ

重度

自殺・犯罪

中度

精神疾患
逸脱行動

軽度

不安・混乱

【横軸】支援（介入）困難度

所属あり

学齢期 就学期
家族機能良好

不安定な所属

中退後、卒業後
家族機能低下

所属なし

社会的孤立
家族機能不良

教員養成課程に在籍する大学生が4年間に一人だけでいいので不登校生徒の自立を支援することができれば不登校問題は大幅に改善される可能性も！（教員免許取得者数>不登校生徒数）

地域若者サポートステーション事業のように国と自治体、NPO等が協働する仕組みの中で運用することが理想

 「どんな境遇の子ども・若者見捨てない！」
子ども・若者支援改革に向けた課題克服の方向性

～「一億層活躍社会に関する意見交換会」にてS.S.F.が発表した子ども・若者支援改革に向けた提言(一部抜粋)を通じたまとめ～

全国的な視野で検討する課題克服に向けた方向性(まとめ)

I 子ども・若者の自立に係る 社会問題の解決を目指すためには 公的支援体制の抜本的な強化が必要

～子ども・若者の自立支援は最も投資効果が高く一億総活躍社会に向けて波及効果も大きい分野の一つ～

I 子ども・若者の自立に係る

社会問題の解決を目指すためには公的支援体制の抜本的な強化が必要

～子ども・若者の自立支援は最も投資効果が高く一億層活躍社会の実現に向けて波及効果も大きい分野の一つ～

【課題】

- ・「総合相談」と称していても委託要件等で「縦割りの」な対応にならざるを得ない窓口も
- ・施設は小規模で職員も少人数のため深刻な問題に対して十分に機能が発揮できていない
- ・引きこもり等施設に足を運ばない当事者へのアウトリーチ機能が多くの窓口で不足している
- ・支援対象者全体に対しての「カバー率(実際に支援が行き届いている割合)」が低い
- ・個別支援事業の成果はあがっていても社会問題の改善や解決に至っていない



【課題克服に向けた方向性】

- ①子ども・若者育成支援推進法に則った取組を「義務化(※現在は努力義務)」することで全国の子ども・若者及びその家族が地域差なく見守られ支えられているという実感を得られるように国が主導する
- ②「どんな境遇の子ども・若者も見捨てない!」、確固たる決意の下で重篤ケースも対応可能なアウトリーチ機能、適切な予算規模及び人員等を全国で確保し、子ども・若者支援分野の基盤を抜本的に強化する
- ③若年無業者数等に関しては、従来型の就職者等の目標値だけでなく、若年無業者の低減、社会的問題としての解決につなげる長期目標を掲げ、これに向けた発展的取組を推進できるレベルの「カバー率」の設定が必要



**アウトリーチ(訪問支援)を実践するNPOが考える
一億総活躍社会の実現に向けた子ども・若者支援改革**

～どんな境遇の子ども・若者も見捨てない！社会的孤立・排除を生まない総合的な自立支援体制の確立～

Ⅱ 自立支援分野で働く支援員等の 雇用条件の改善と「プロ」を育てる 戦略的な人材育成システムの確立が必要

～社会問題の解決の過程で有能な人材を創り出す！大学、教育委員会、NPO等が提携した「協働型」の人材養成～



Ⅱ 自立支援分野で働く支援員等の雇用条件の改善と「プロ」を育てる 戦略的な人材育成システムの確立が必要

～社会問題の解決の過程で有能な人材を創り出す！大学、教育委員会、NPO等が提携した「協働型」の人材養成～

【課題】

- ・背景問題が深刻化かつ複雑化しており、多分野の知見と専門性が求められている
- ・大学における従来型の専門家養成のみでは実践的な能力を持った支援員が育ちにくい
- ・施設に足を運ばない当事者へのアプローチノウハウは公的支援としての体系化が遅れている
- ・支援員の多くが単年度の契約社員、嘱託職員等非正規雇用でキャリアアップが難しい
- ・自治体レベルでは非常識な予算組みで官製ワーキングプアに近い状況も未だに存在する
- ・委託事業も単年度契約がほとんどで発展的、創造的な運営に取り組むことが難しい



【課題克服に向けた方向性】

- ① NPO活動やACT等各分野におけるアウトリーチの実践で培われたノウハウの集約・検証・発展的再構築が必要
- ② 業界団体でのまとまりが困難であることからユースアドバイザー等国主導の研究、検証を経た研修として立ち上げ、最終的には資格認定まで発展させることも検討
- ③ アウトリーチ分野は各支援分野の解決すべき課題の集積地(対象者の63.1%が複数支援機関の失敗を経験)であることからOJTのフィールドとして活用
- ③ 教員採用試験や資格認定等と絡め、養成を行う大学、採用を行う教育委員会、フィールドを提供するNPO等が協定を結んだ上で「協働型」の人材育成システムを構築
- ④ 社会問題解決の過程で有能な人材を育成する戦略的な人材育成システムの構築により支援分野に人材を確保できるだけでなく各分野の底上げにつなげられる
- ⑤ 委託事業に関して支援対象者の実態及び事業内容に即した複数年度契約の推進
- ⑥ 自治体が嘱託等で賄っている支援事業の民間委託促進による安定的雇用の確保



**アウトリーチ(訪問支援)を実践するNPOが考える
一億総活躍社会の実現に向けた子ども・若者支援改革**

～どんな境遇の子ども・若者も見捨てない！社会的孤立・排除を生まない総合的な自立支援体制の確立～

**Ⅲ 各分野の施策を連動させ
シナジー効果を生むための
具体的な仕組みを整えることが重要**

～費用対効果を上げるために今、必要なのは重複排除の論理ではなく相乗効果を目的とした連携領域への投資～



Ⅲ 各分野の施策を連動させ

シナジー効果を生むための具体的な仕組みを整えることが重要

～費用対効果を上げるために今、必要なのは重複排除の論理ではなく相乗効果を目的とした連携領域への投資～

【課題】

- ・形式主義的な「連携」「協働」は、会議体の乱立など現場の負担を増大させている
- ・経費負担を伴わない行政からのリファーが民間組織に財政的な負担を強いている
- ・「重複排除の論理」が多重困難ケースの「丸投げ」「たらいま回し」を生み逆効果の結果に
- ・各事業によって帳票類や管理システムが異なるため事務負担が増大している
- ・委託事業によって経費支出のルール等が異なるため相乗効果が生みにくい



【課題克服に向けた方向性】

- ①行政と民間の組織的基盤の差による障壁を取り除くため、委託要件の段階的な強化によってNPO等の組織強化、JVや合併を促し受け皿・基盤を強化する
- ②横断的な組織体制を有する受け皿(NPO法人等)に各施策を集約し、ワンストップ化を図ることで利便性を向上させると共に、統合的運営によるシナジー効果を生む
- ③事業設計の段階からすべての相談支援事業において他機関との「連携」「協働」、社会資源の活用の際の経費負担を盛り込むことで連携、協働を促進
- ④地域の実情や実績に応じた予算の傾斜配分などインセンティブメカニズムを全事業において確立する
- ⑤委託事業における帳票類の簡素化及びICT関連システムの全国的な導入による事務効率の向上

 **アウトリーチ(訪問支援)を実践するNPOが考える
一億総活躍社会の実現に向けた子ども・若者支援改革**

～どんな境遇の子ども・若者も見捨てない！社会的孤立・排除を生まない総合的な自立支援体制の確立～

IV 合理的検証が可能な 評価指標等を確立し本来の意味での PDCAサイクルを起動させる

～従来型の「分かり易い」評価指標は複雑かつ深刻な問題を対象とする事業においては「不合理」を生むリスクがある～



IV 合理的検証が可能な

評価指標等を確立し本来の意味でのPDCAサイクルを起動させる

～従来型の「分かり易い」評価指標は複雑かつ深刻な問題を対象とする事業においては「不合理」を生むリスクがある～

【課題】

- ・現行の評価指標の多くが縦割りの発想に基づくもので多角的に検証ができる多軸評価の指標となっていない
- ・複数年のプロセス評価が必要な事業も単年度事業のため分析・検証が不十分な場合も少なくない
- ・「就職者数」等単純な評価方法は、本来支援が必要だが結果が出にくい重篤ケース（深刻化かつ複雑な問題を抱えるケース）の排除につながるリスクがある
- ・実績評価が適切でない事業の場合、プロポーザルを経て地域の関係団体が対立構図に陥り地域連帯が進まない危機的状況も散見される
- ・国事業の底上げを目的とした対策は一律で課されるため高い実績を上げている団体の場合、その先進的取組の制限となったり、創意工夫の余地を奪ってしまうことも



【課題克服に向けた方向性】

- ①先行している欧米のプログラム評価の理論と方法に学びつつも、分野を超えた徹底的な議論、試行、検証を経て日本版の評価システムを確立させる！
- ②多重困難ケースの見立てなどについてはすみ分けのための指標を用いるのではなく共有化できる多軸評価システムを用い、協働型のPDCAサイクルを機能させる！
- ③PDCAサイクルを機能させることによって見えてきた課題克服や創造的取組のための予算を確保することで、最終的には社会問題を解決することで将来的な予算を削減する
- ④国事業の改革の際は一律に制限・条件を課すのではなく、実績によって複数段階のレベルを設ける方式に変更するだけで民間の創意工夫や発展的取組の余地が確保できる！

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

参考資料

**新「子供・若者育成支援推進大綱」に
象徴される子ども・若者支援に対する
政府の真摯な姿勢への期待**

～子ども・若者が置かれる厳しい現状を真摯に受け止め当該分野の改革に向けた積極的姿勢が示されている～

※以下、大綱及び制度説明資料は、内閣府、厚労省HPより引用

新「子供・若者育成支援推進大綱」に 象徴される子ども・若者支援に対する政府の真摯な姿勢への期待

～子ども・若者が置かれる厳しい現状を真摯に受け止め当該分野の改革に向けた積極的姿勢が示されている～

平成28年2月9日(火)
子ども・若者育成支援推進本部決定

子供・若者育成支援推進大綱（概要） ～全ての子ども・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指して～

子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)に基づき、子供・若者育成支援施策に関する基本的な方針等について定めるもの。

第1 はじめに

- 全ての子ども・若者が自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、社会的に自立した個人として健やかに成長するとともに、多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くことが求められている。
- 子供・若者の育成支援は、家庭を中心として、国及び地方公共団体、学校、企業、地域等が各々の役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、社会全体で取り組むべき課題である。なお、一人一人の子ども・若者の立場に立って、生涯を見通した長期的視点、発達段階についての適確な理解の下、最善の利益を考慮する必要がある。
- 全ての子ども・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現を総がかりで目指す。

現状と課題

- 【 家 庭 】 ・親が不安や負担を抱えやすい現状にあり、社会全体で子育てを助け合う環境づくりが必要
・貧困の連鎖を断つための取組、児童虐待を防止するための取組の必要
・家庭環境は多様であり、子ども・若者、家族に対して、個々の状況を踏まえた対応が必要
- 【 地 域 社 会 】 ・地域におけるつながりの希薄化の懸念
・地域住民、NPO等が子ども・若者の育成支援を支える共助の取組の促進が必要
- 【 情報通信環境 】 ・常に変化する情報通信環境は、子ども・若者の成長に正負の影響をもたらす
・違法・有害情報の拡散、ネット上のいじめ、ネット依存への対応が必要
- 【 雇 用 】 ・各学校段階を通じ、社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育てるキャリア教育、就業能力開発の機会の充実が重要
・円滑な就職支援、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善等による若者の雇用安定化と所得向上が重要

これまでの取組の中で顕在化してきたもの



【課題の複合性、複雑性】 困難を抱えている子ども・若者について、子供の貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の問題は相互に影響し合い、複合性・複雑性を有していることが顕在化。



新「子供・若者育成支援推進大綱」に 象徴される子ども・若者支援に対する政府の真摯な姿勢への期待

～子ども・若者が置かれる厳しい現状を真摯に受け止め当該分野の改革に向けた積極的姿勢が示されている～

第2 基本的な方針(5つの重点課題)

1. 全ての子供・若者の健やかな育成

- ・基本的な生活習慣の形成、学力・体力の向上、規範意識や思いやりの心の涵養
- ・心・身体を健康を維持し、自ら考え自らを守る力の育成
- ・地域の実情を踏まえた、子供・若者育成支援に関する相談窓口の整備の促進

2. 困難を有する子供・若者やその家族への支援

- ・年齢階層で途切れさせない縦のネットワーク及び多機関が有機的に連携した横のネットワークの構築を通じた支援
- ・家庭等に出向き支援するアウトリーチ(訪問支援)の充実
- ・子供の貧困対策、児童虐待防止対策の強化

3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備

- ・地域等で実施される各種の体験・交流活動の充実
- ・インターネットの急速な普及を踏まえた情報通信技術の適切な利用

4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成

- ・官公民連携による地域における共助機能の充実
- ・総合的な知見を有するコーディネーターの養成

5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

- ・グローバル人材、科学技術人材の育成
- ・情報通信技術の進化に適応し、活用できる人材の育成
- ・地域づくりで活躍する若者の応援

第3 基本的な施策

1. 全ての子供・若者の健やかな育成

- (1) 自己形成のための支援
 - ①日常生活能力の習得
 - ・インターネットの適切な利用に関する学習活動の推進 等
 - ②学力の向上 ③大学教育等の充実
- (2) 子供・若者の健康と安心安全の確保
 - ①健康教育の推進と健康の確保・増進等
 - ・心の健康、薬物乱用、発達段階に応じた性に関する知識の教育の充実 等
 - ・妊娠・出産・育児に関する正しい理解に係る教育や情報提供の充実
 - ②子供・若者に関する相談体制の充実
 - ・困難を抱えた場合の相談先や解決方法の啓発広報
 - ・子ども・若者総合相談センターの充実
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用 等
 - ③被害防止のための教育
- (3) 若者の職業的自立、就労等支援
 - ①職業能力・意欲の習得 ②就労等支援の充実
- (4) 社会形成への参画支援

2. 困難を有する子供・若者やその家族への支援

- (1) 子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実
 - ・子ども・若者支援地域協議会の設置促進・活動の充実
 - ・アウトリーチ(訪問支援)に携わる人材の養成 等
- (2) 困難な状況ごとの取組
 - ①ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者への支援等
 - ・地域若者サポートステーションによる支援の充実 等
 - ②障害等のある子供・若者の支援
 - ③非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等
 - ④子供の貧困問題への対応
 - ・国民運動の取組の展開、充実 等
 - ⑤特に配慮が必要な子供・若者の支援
- (3) 子供・若者の被害防止・保護
 - ①児童虐待防止対策
 - ・児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応 等
 - ②子供・若者の福祉を害する犯罪対策



新「子供・若者育成支援推進大綱」に 象徴される子ども・若者支援に対する政府の真摯な姿勢への期待

～子ども・若者が置かれる厳しい現状を真摯に受け止め当該分野の改革に向けた積極的姿勢が示されている～

3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備

- (1) 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築
 - ① 保護者等への積極的な支援
 - ② 「チームとしての学校」と地域との連携・協働
 - ③ 地域全体で子供を育む環境づくり
 - ・放課後子ども総合プランの推進
 - ・社会性・人間性等を育む多様な体験・交流活動の推進 等
 - ④ 子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり
- (2) 子育て支援等の充実
- (3) 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応
 - ・安全・安心なインターネットの利用に関する教育・啓発活動の強化
 - ・ネット依存の傾向が見られる青少年を対象とした自然体験や宿泊体験プログラムの実施 等
- (4) ワーク・ライフ・バランスの推進

4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成

- (1) 地域における多様な担い手の養成
 - ・子育て経験者や様々な経験を有する高齢者、企業やNPO等の多様な主体の参加促進 等
- (2) 専門性の高い人材の養成・確保
 - ・総合的な知見の下に支援をコーディネートする人材の養成
 - ・教育、医療・保健、福祉等の専門職の人材確保、専門性の向上

5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

- (1) グローバル社会で活躍する人材の育成
 - ・留学支援の充実 等
- (2) イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成
 - ・先進的な理数教育の支援 等
- (3) 情報通信技術の進化に適応し、活用できる人材の育成
 - ・情報通信技術を高度に活用して社会の具体的な課題を解決できる人材を育成
- (4) 地域づくりで活躍する若者の応援
 - ・地域産業を担う高度な専門的職業人材を育成
 - ・「地域おこし協力隊」の推進 等
- (5) 国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成
 - ・国際大会で活躍が期待できる競技者の発掘・育成・強化
 - ・世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成
- (6) 社会貢献活動等に対する応援
 - ・内閣総理大臣表彰の創設

第4 施策の推進体制等

- (1) 子供・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有 (2) 広報啓発等 (3) 国際的な連携・協力
- (4) 施策の推進等
 - ・地域における先進的な活動についての情報を共有しつつ、行政、学校、企業、NPO等の連携を強化し、社会総がかりでの取組を促進 等

**新たな大綱が国で議論されたレベルで
自治体で実行されれば子ども・若者の自立支援分野は変わる！**



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを 活用した多面的アプローチ

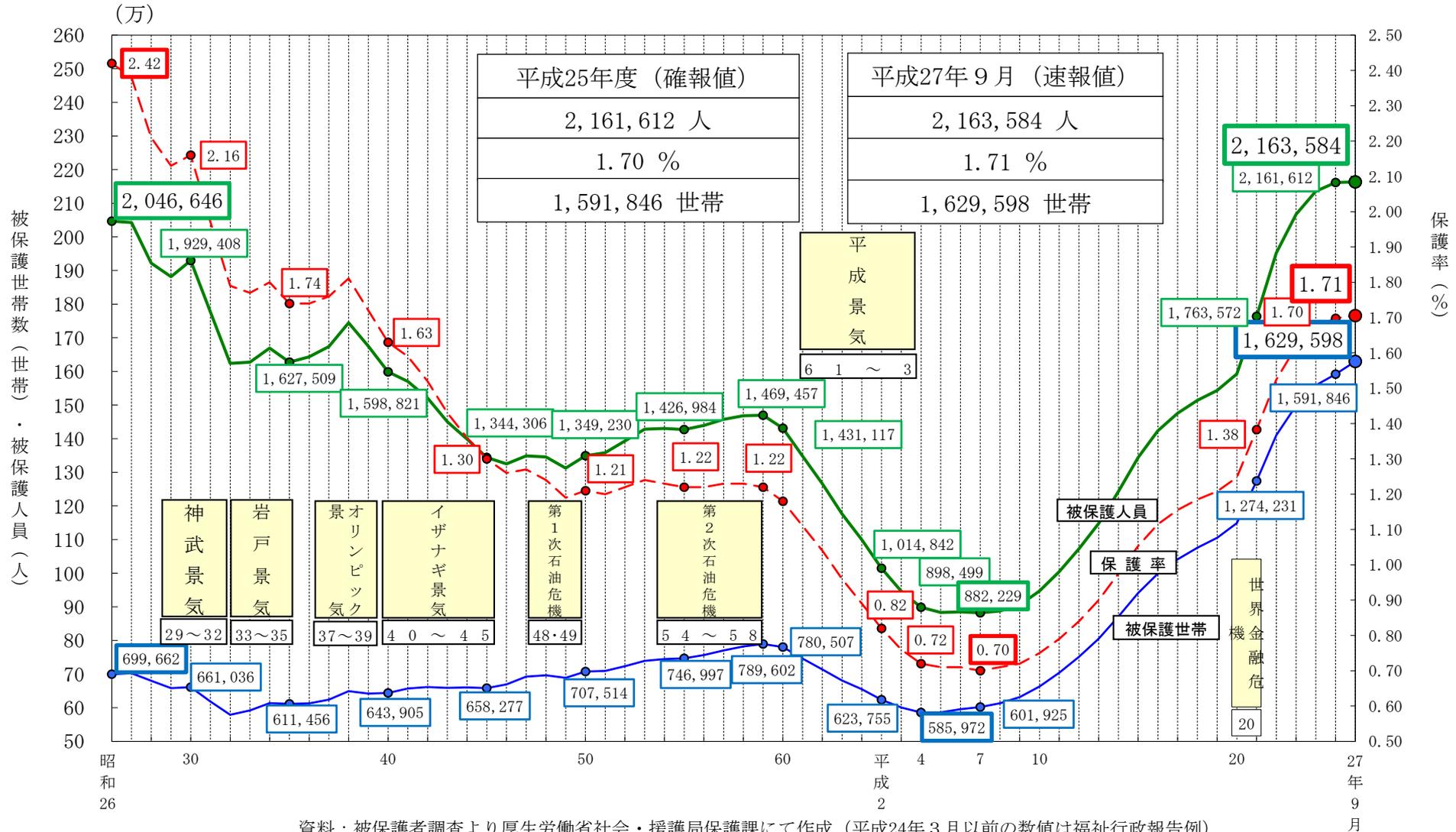
～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

「生活困窮者自立支援法」の策定背景 及び「生活困窮者自立支援制度」の概要

～社会保障審議会特別部会による徹底した議論を反映し策定された「生活困窮者自立支援法」～

被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

生活保護受給者数は約216万人であり、平成23年に過去最高を更新して以降増加傾向が続いている。



資料：被保護者調査より厚生労働省社会・援護局保護課にて作成 (平成24年3月以前の数値は福祉行政報告例)

新たな生活困窮者自立支援制度の主な対象者

- 生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、**生活保護に至る前の自立支援策の強化**を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにすることが必要であり、**生活保護制度の見直しと生活困窮者対策の一体実施が不可欠。**

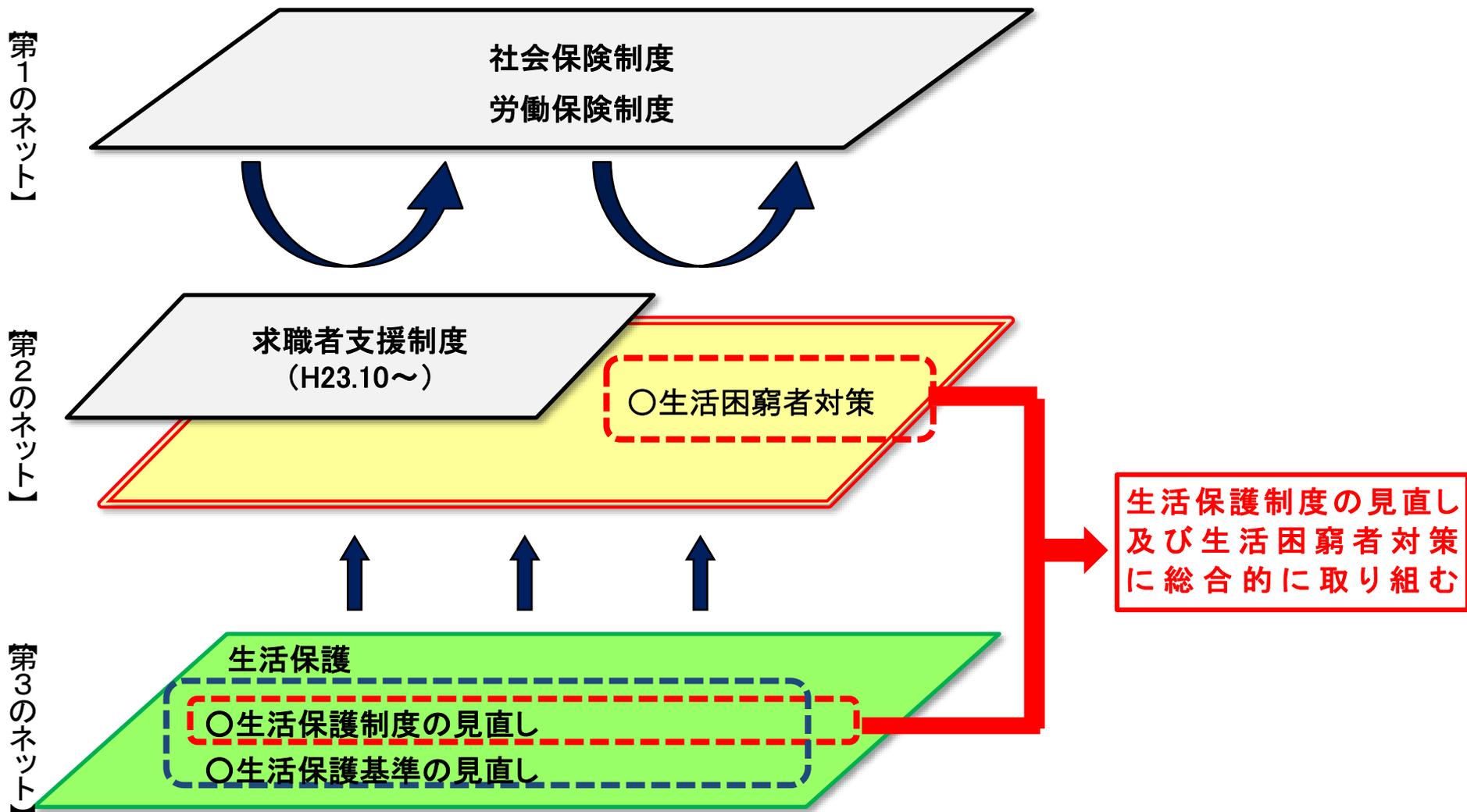
【主な対象者】

現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者で、自立が見込まれる者

- ・ 福祉事務所来訪者のうち生活保護に至らない者は、高齢者等も含め年間約40万人(平成23年度推計値)
(参考：その他生活困窮者の増加等)
 - ・ 非正規雇用労働者 平成12年：26.0% →平成26年：37.4%
 - ・ 年収200万円以下の給与所得者 平成12年：18.4% →平成26年：24.0%
 - ・ 高校中退者：約5.3万人(平成26年度)、中高不登校：約15.0万人(平成26年度)
 - ・ ニート：約56万人(平成26年度)、引きこもり：約26万世帯(平成18年度厚労科研調査の推計値)
 - ・ 生活保護受給世帯のうち、約25% (母子世帯においては、約41%)の世帯主が出身世帯も生活保護を受給。(関西国際大学道中隆教授による某市での平成19年度の調査研究結果)
 - ・ 大卒者の貧困率が7.7%であるのに対し、高卒者では14.7%、高校中退者を含む中卒者では28.2%

生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像

生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組むとともに、生活保護基準の見直しを実施。



生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）
 - 福祉事務所設置自治体は、**「自立相談支援事業」**（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。
 - ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。
 - 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の**「住居確保給付金」**（有期）を支給する。
2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）
 - 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する**「就労準備支援事業」**
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う**「一時生活支援事業」**
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う**「家計相談支援事業」**
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの**「学習支援事業」**その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業
3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定
 - 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき**「一定の基準に該当する事業であることを認定」**する。
4. 費用
 - 自立相談支援事業、住居確保給付金：**国庫負担3/4**
 - 就労準備支援事業、一時生活支援事業：**国庫補助2/3**
 - 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：**国庫補助1/2**

施行期日

平成27年4月1日

生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

新たな生活困窮者自立支援制度

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

〈対個人〉

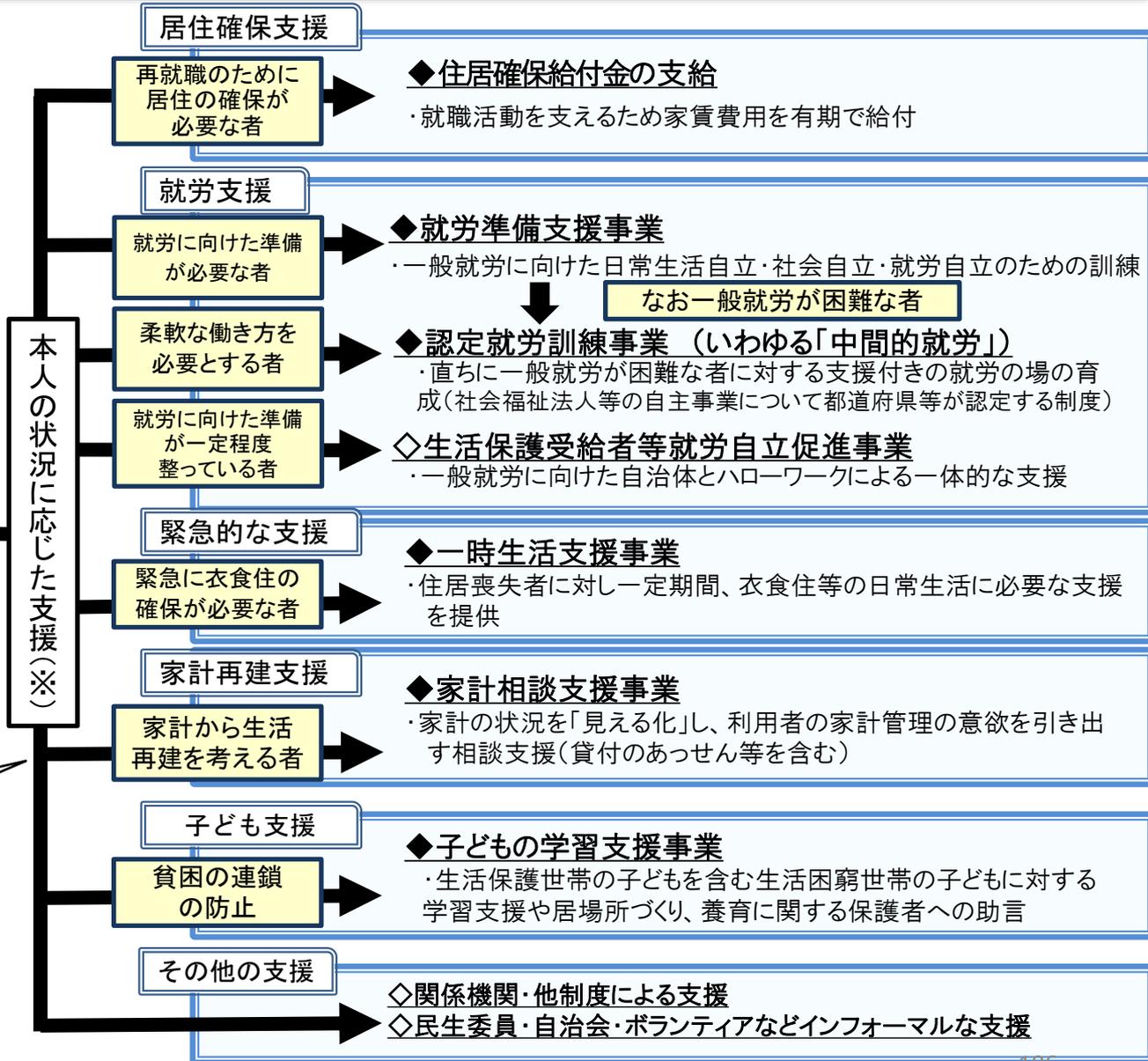
- ・訪問支援等(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(自立支援計画)を作成

〈対地域〉

- ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

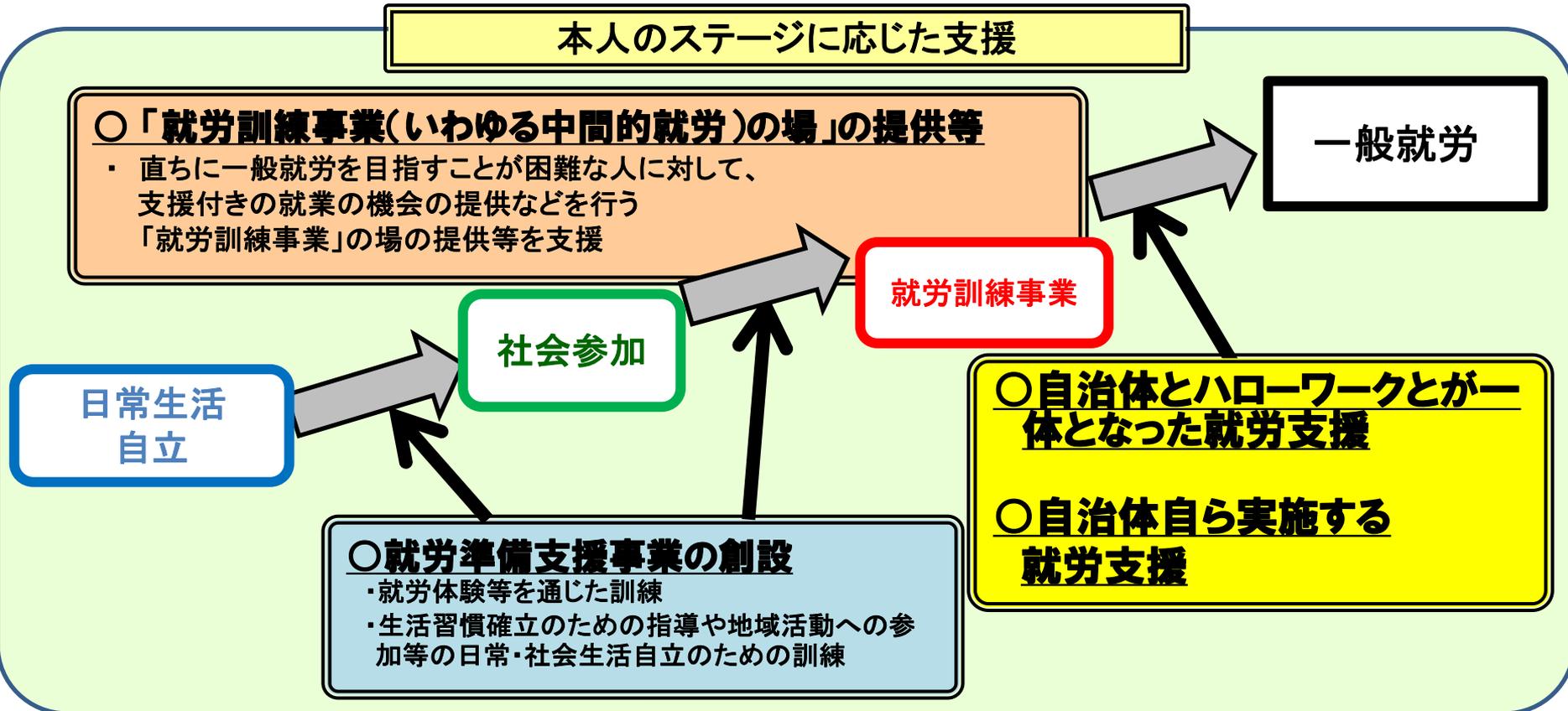
基本は、自立に向けた人的支援を包括的に提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



就労に向けた支援の充実・強化

- ◎ 就労準備支援事業の創設、就労訓練事業の場の提供の推進等により、本人のステージに応じたきめ細かな支援策を実施する。



法により、これまで支援が十分されてこなかった層への就労支援が充実する。各種就労支援は、生活困窮者の多くが自尊心や自己有用感を喪失し、次のステップに向かうことができなくなっている状況にあることを踏まえ、その回復・醸成を図りながら行う。



**アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

子どもの貧困対策の推進に関する法律 及び子供の貧困対策に関する大綱の概要

～社会的に共有されつつある子どもを取り巻く厳しい環境に対する認識と貧困対策の必要性～



子どもの貧困対策に関する大綱が現場にもたらすもの

～すべての子どもたちが夢と希望を持って成長して行ける社会の実現に向けた取組推進のための指針～

子どもの貧困対策の推進に関する法律について (平成25年法律第64号)

現状・背景

- 子どもの貧困率
18歳未満の子どもで 15.7% (2010年OECD加盟34カ国中25位)
(2009年厚労省データ) (OECD(2014)データ) ※日本の数値は2009年
- ひとり親世帯での貧困率 50.8% (2010年OECD加盟34カ国中33位)
(2009年厚労省データ) (OECD(2014)データ) ※日本の数値は2009年
- 生活保護世帯の子ども的高等学校等進学率 89.9% (全体 98.4%)
(2013年厚労省/文科省データ)
- 世代を超えた「貧困の連鎖」

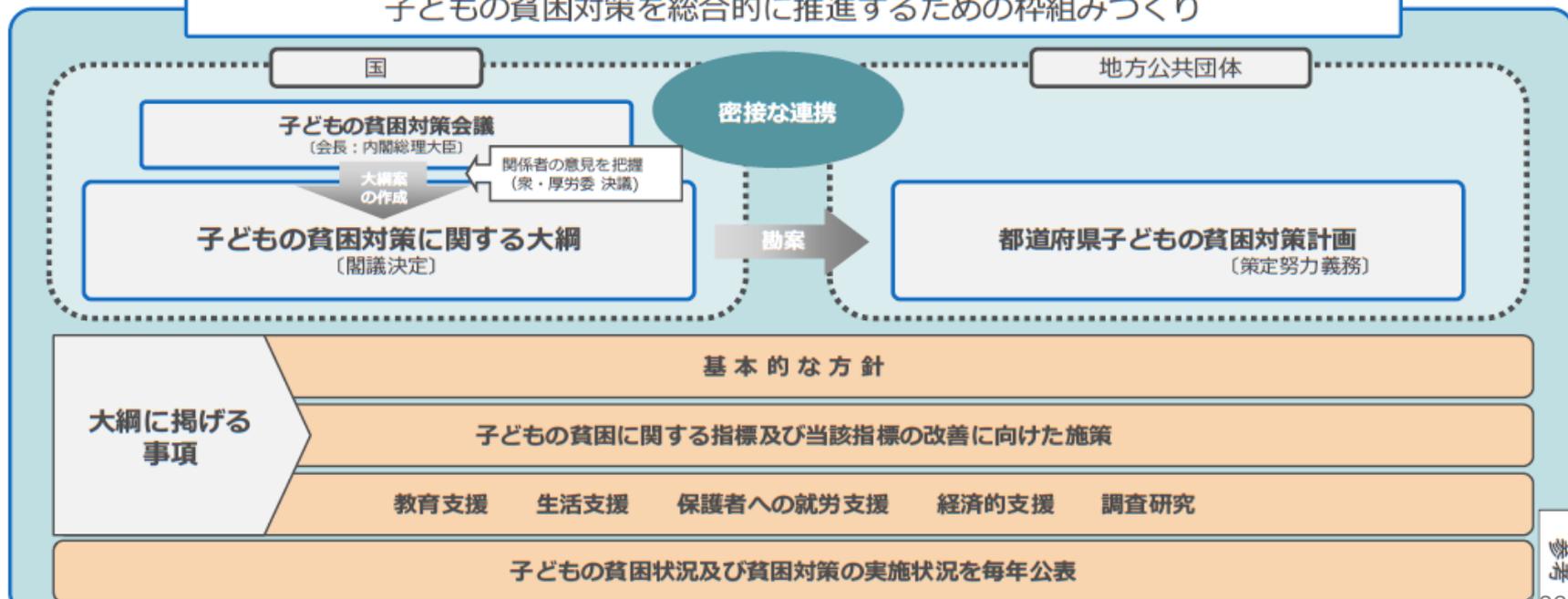
目的・基本理念

この法律は、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

■ 子どもの貧困対策は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として推進されなければならない。

■ 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、総合的な取組として行わなければならない。

子どもの貧困対策を総合的に推進するための枠組みづくり





子どもの貧困対策に関する大綱が現場にもたらすもの

～すべての子どもたちが夢と希望を持って成長して行ける社会の実現に向けた取組推進のための指針～

子供の貧困対策に関する大綱について（平成26年8月29日閣議決定）

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。

など、10の基本的な方針

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%
（平成25年）
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 （平成25年度）
- ひとり親家庭の親の就業率
 - ・母子家庭の就業率:80.6%
（正規39.4% 非正規47.4%）
 - ・父子家庭の就業率:91.3%
（正規67.2% 非正規 8.0%）
- 子供の貧困率 16.3% （平成24年）

など、25の指標

指標の改善に向けた当面の重点施策

<教育の支援>

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
 - ・きめ細かな学習指導による学力保障
 - ・スクールソーシャルワーカーの配置充実
- 教育費負担の軽減
 - ・幼児教育の無償化に向けた段階的取組
 - ・高校生等奨学給付金等による経済的負担の軽減
 - ・大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
- 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援 など

<保護者に対する就労の支援>

- ひとり親家庭の親の就業支援
 - ・就業支援専門員の配置による支援等
- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- 保護者の学び直しの支援
- 在宅就業に関する支援の推進

<子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態把握
- 子供の貧困に関する新たな指標の開発
- 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

<生活の支援>

- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援
- 子供の生活支援
 - ・児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
- 関係機関が連携した支援体制の整備
 - ・生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
- 支援する人員の確保
 - ・社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等 など

<経済的支援>

- 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
- ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 養育費の確保に関する支援 など

<施策の推進体制等>

- 対策会議を中心とする政府一体となった取組
- 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
- 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開 など

全ての
子供たちが
夢と希望を
持って成長
していける
社会の
実現



子どもの貧困対策に関する大綱が現場にもたらすもの

～すべての子どもたちが夢と希望を持って成長して行ける社会の実現に向けた取組推進のための指針～

子供の貧困対策に関する大綱のポイント①

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- 4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
- 5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
- 6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
- 7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
- 8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えるものとして位置付けて確保する。
- 9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
- 10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8% (平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 32.9% (平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の就職率 (中学校卒業後の進路:就職率 2.5% / 高等学校等卒業後の進路:就職率 46.1%) (平成25年)
- 児童養護施設の子供の進学率及び就職率 (平成25年)
(中学校卒業後:進学率 96.6%、就職率 2.1% / 高等学校等卒業後:進学率 22.6%、就職率 69.8%)
- ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園) 72.3% (平成23年度)
- ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率 (中学校卒業後:進学率 93.9%、就職率 0.8% / 高等学校卒業後:進学率 41.6%、就職率 33.0%) (平成23年度)
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 (平成25年度) /
スクールカウンセラーの配置率 小学校 37.6%、中学校 82.4% ※その他教育委員会等に1,534箇所配置 (平成24年度)
- 就学援助制度に関する周知状況 (平成25年度)
(毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9%)
(入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0%)
- 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合 (無利子・有利子) (平成25年度実績)
(無利子:予約採用段階 40.0%、在学採用段階 100.0% / 有利子:予約採用段階 100.0%、在学採用段階 100.0%)
- ひとり親家庭の親の就業率 (平成23年度)
(母子家庭の就業率 80.6% (正規 39.4%、非正規 47.4%) / 父子家庭の就業率 91.3% (正規 67.2%、非正規 8.0%))
- 子供の貧困率 16.3% (平成24年)
- 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 54.6% (平成24年)

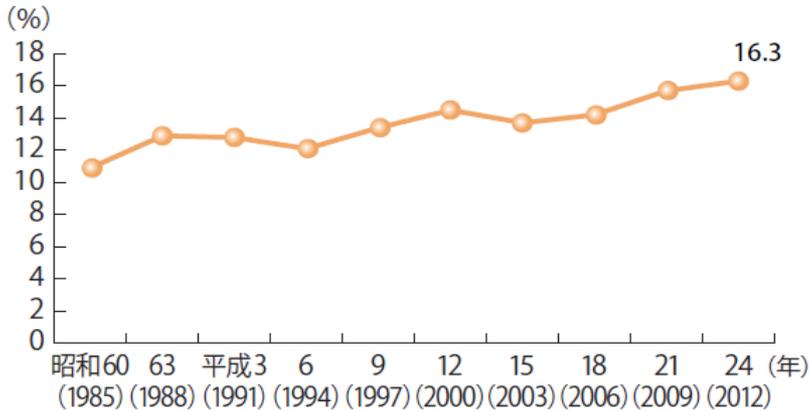
新「子供・若者育成支援推進大綱」に 象徴される子ども・若者支援に対する政府の真摯な姿勢への期待

～子ども・若者が置かれる厳しい現状を真摯に受け止め当該分野の改革に向けた積極的姿勢が示されている～

【課題の複合性、複雑性】 困難を抱えている子供・若者について、子供の貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の問題は相互に影響し合い、複合性・複雑性を有していることが顕在化。

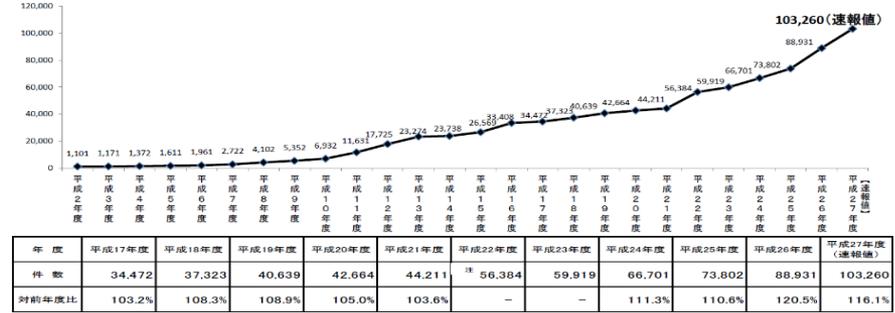
第1-3-38図 子供の相対的貧困率

(1) 子供の相対的貧困率



児童相談所での児童虐待相談対応件数とその推移

- 平成27年度の児童虐待相談対応件数
平成27年度中に、全国208か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は103,260件（速報値）で、過去最多。
※ 対前年度比116.1%（14,329件の増加）
※ 相談対応件数は、平成27年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数。
※ 平成27年度の件数は、速報値のため今後変更があり得る。
- 児童虐待相談対応件数の推移



- 主な増加要因（平成26年度と比べて児童虐待相談対応件数が大幅に増加した自治体からの聞き取りによる。）
 - 心理的虐待が増加。
 - 心理的虐待が増加した要因の一つと考えられることとして、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案（面談DV）について、警察からの通告が増加。
・ 心理的虐待：平成26年度：38,775件→平成27年度：48,693件（+9,918件）
・ 警察からの通告：平成26年度：29,172件→平成27年度：38,522件（+9,350件）
 - 児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化（189）の広報や、マスコミによる児童虐待の事件報道等により、国民や関係機関の児童虐待に対する意識が高まったことに伴う通告の増加。

第1-3-16図 いじめの認知（発生）件数

(1) 推移

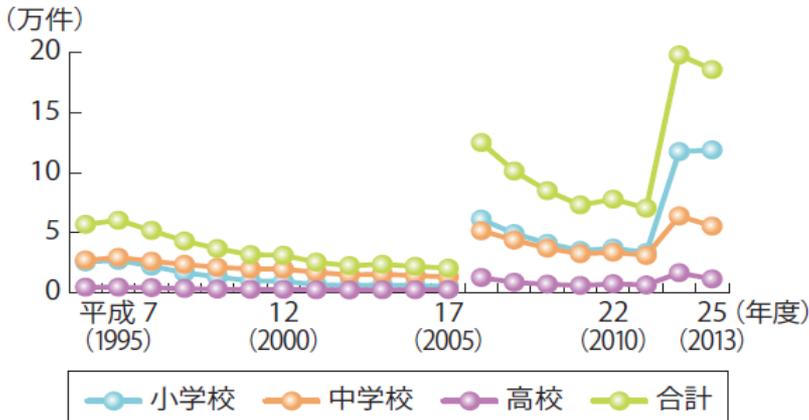
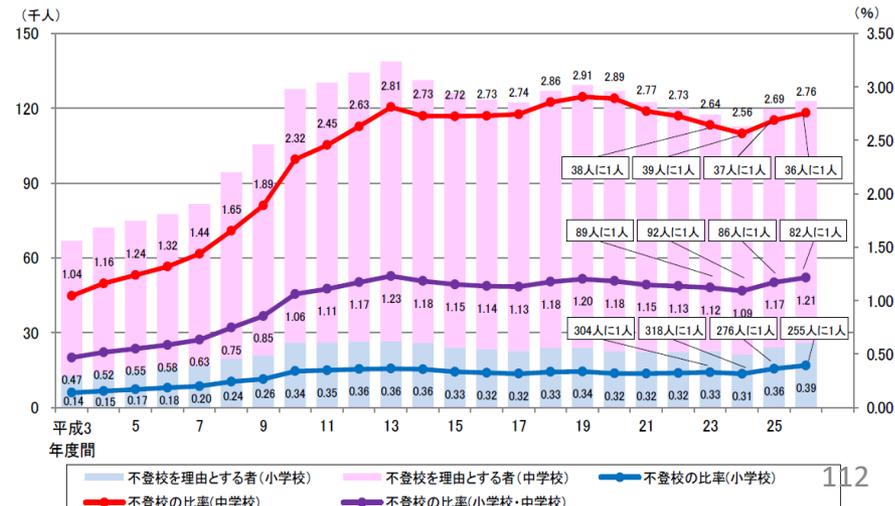


図16 全児童生徒数に占める「不登校」を理由とする者の割合の推移





ご支援ご協力をお願い

～NPOスチューデント・サポート・フェイスの活動にご賛同頂ける皆様へ～

S.S.F.ではご支援ご協力頂ける皆様をお待ちしています。

ボランティア募集

《S.S.F.って?》

S.S.F.(スチューデント・サポート・フェイス)は、不登校、ひきこもり、非行、ニート等、困難を抱える子ども・若者の自立支援を目的に設立されたNPO法人です。

《どこで活動?》

・家庭訪問は佐賀県内全域で活動
・他の活動は佐賀市、武雄市の相談施設内がメイン
・有償での活動もお願いしています

《こんな方に》

・子どもや若者と接することが好きな方
・子どもたちの笑顔を見たい方
・社会貢献活動に参加してみたい方

《どんな活動?》

・アウトリーチ(家庭教師型の家庭訪問)
・グループ活動(学習、清掃活動など)の補助
・シンポジウムや研修会のお手伝い...など

《未経験でも?》

・内閣府アウトリーチ研修でも取り上げられる、最先端の子ども・若者支援のノウハウを事前研修いたします。
・臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、キャリアコンサルタント等がバックアップ!

《CHANCE!》

・講義だけでは得ることができない支援現場の「実践的な知」を得る良い機会です!
・ボランティア経験を経て、学校教員や医療、福祉分野で活躍する先輩がたくさんいます!!

S.S.F.ボランティアスタッフ

大募集

ご寄付・賛助会員募集

ご寄付・賛助会員の手続方法の詳細については、ホームページにてご案内させて頂いております。ご高覧の上、ご支援ご協力賜りますよう伏してお願い申し上げます。ご支援頂いた浄財は困難を抱える子ども・若者の支援活動のために大切に使用させていただきます。

【寄附口座のご案内】

- ・銀行：佐賀銀行
- ・支店名：武雄支店
- ・口座：普通口座
- ・口座番号：1703778
- ・口座名義：NPOスチューデント・サポート・フェイス

- ・銀行：ゆうちょ銀行
- ・支店名：一七九（イチナナキュウ）店（179）
- ・口座：当座
- ・口座番号：0073343
- ・口座名義：NPOスチューデント・サポート・フェイス

【ボランティアご希望の方へ】

下記事務局までまずは、電話もしくはメールにてお問い合わせ下さい。その際は、「ボランティア希望」とお伝え頂ければ幸いです。なお、近日予定されているホームページのリニューアルに合わせ、手続方法及び申込用紙等をアップする予定です。

お問い合わせ先

〒843-0022

佐賀県武雄市武雄町大字武雄7255

TEL:0954-22-3423 Fax:0954-22-3301

E-mail:ssf@student-support.jp

URL : <http://student-support.jp/>



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援
ネットワークを活用した多面的援助アプローチ

～どんな境遇の子どもも見捨てない！NPOによる「協働型」「創造型」の支援実践～

社会的孤立・排除を生まない
総合的な支援体制の確立

足りないもの、必要なものは
「協働」で創り出す！



すべての子ども・若者が「安心」と
「希望」を抱ける地域づくり